

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年8月



SBIインシュアランスグループ株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式7,344,000千円（見込額）の募集及び株式3,693,600千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式1,850,040千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年8月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

SBIインシュアランスグループ株式会社

東京都港区六本木一丁目6番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

SBIインシュアランスグループ株式会社は、インターネット金融大手のSBIグループにおいて、保険事業の司令塔機能を担う企業として平成29年3月に営業を開始しました。SBIグループは、インターネットと金融の融合をベースとした事業展開を一貫して行っており、その根底にあるのは「顧客中心主義」の徹底という基本的な経営観です。当社グループは、インターネット等のテクノロジーの進化を梃子に保険募集における中間コストの削減を図り顧客還元を行うことや革新的なサービスを開発して顧客の利便性を高めることなど、「顧客中心主義」の徹底というSBIグループの基本的な経営観を踏襲し事業を運営しています。当社は、保険分野において様々な付加価値を創造し、顧客基盤の更なる拡大を続けることで、持続的な企業価値の向上を実現したいと考えています。

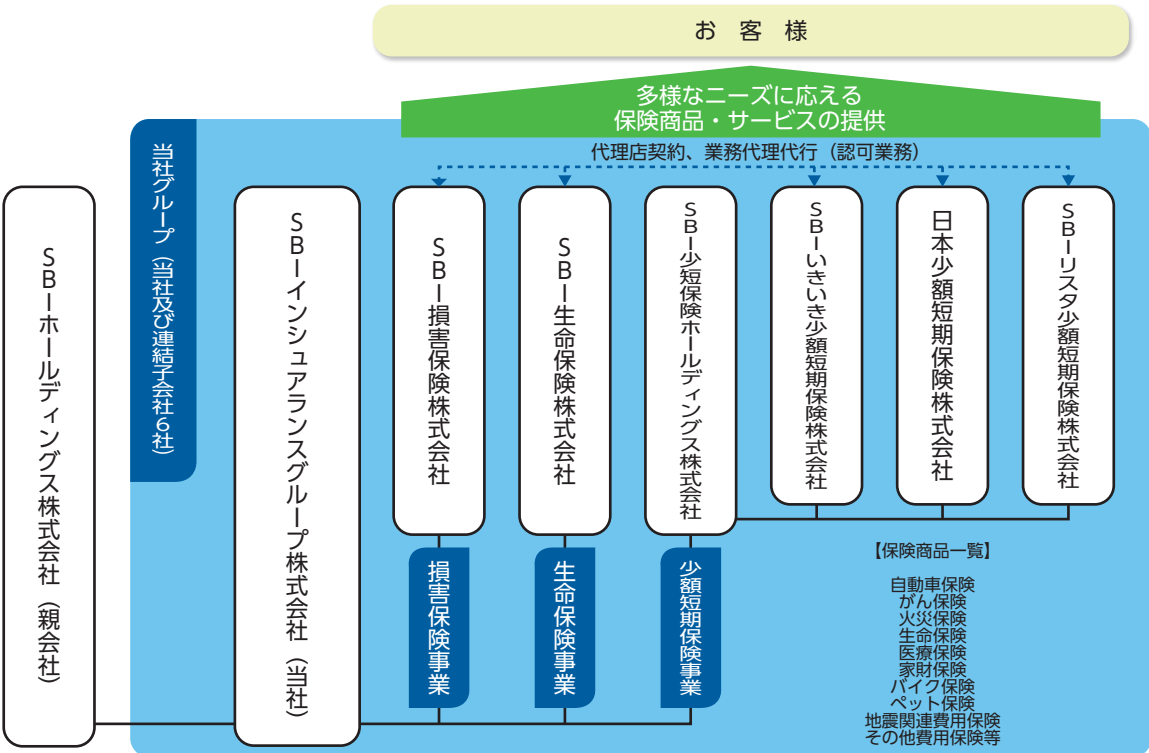
【経営理念】

当社は以下の4項目を経営理念として掲げております。

- 1. 全てにおいてお客様を中心に考える
- 2. 保険業界におけるイノベーターたれ
- 3. 正しい倫理的価値観をもつ
- 4. 社会的責任を全うする

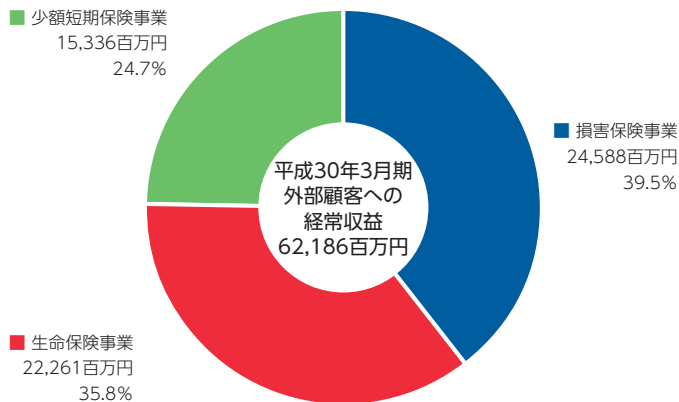
【事業系統図】

当社グループは、当社及び当社子会社6社により構成されており、損害保険事業、生命保険事業及び少額短期保険事業を営んでおります。



[セグメント別の収益]

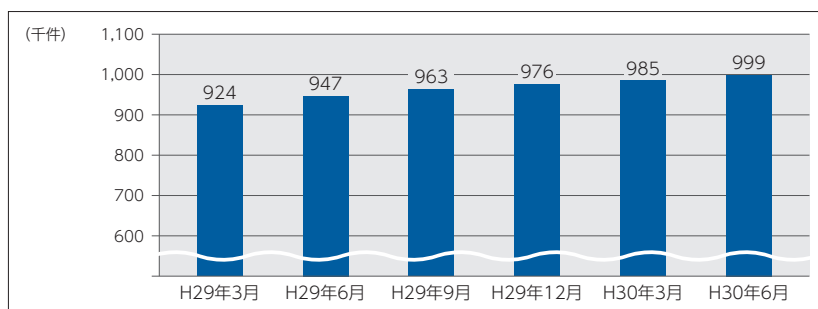
平成30年3月期における当社グループの外部顧客への経常収益は、62,186百万円であり、事業セグメント別の内訳は、損害保険事業24,588百万円、生命保険事業22,261百万円、少額短期保険事業15,336百万円でした。



[保有契約件数の推移]

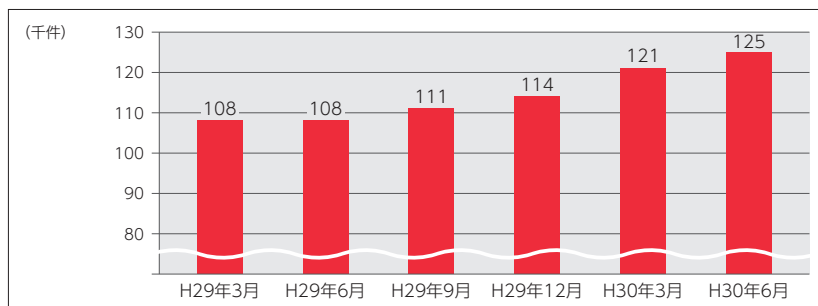
当社グループの各事業を構成する子会社の保有契約件数の推移は、下表のとおりです。

損害保険事業 (SBI損害保険株式会社)



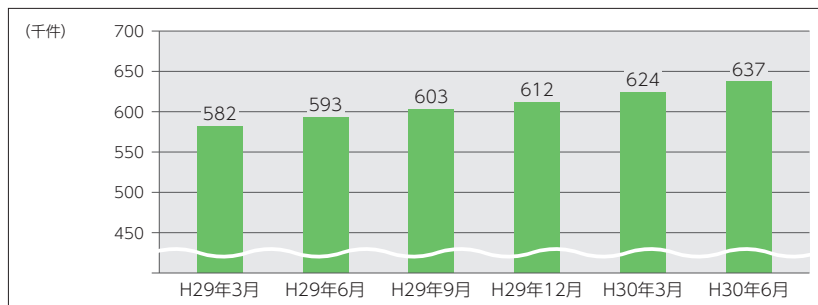
平成30年6月末現在
保有契約件数
999千件
(前年同月比：5.5%増)

生命保険事業 (SBI生命保険株式会社)



平成30年6月末現在
保有契約件数
125千件
(前年同月比：15.8%増)

少額短期保険事業 (少額短期保険会社3社の合計)



平成30年6月末現在
保有契約件数
637千件
(前年同月比：7.5%増)

※ 生命保険事業の保有件数には、団体保険の被保険者数を含めております。

2 事業の内容

SBIインシュアランスグループ株式会社は、SBI損害保険株式会社、SBI生命保険株式会社、SBIいきいき少額短期保険株式会社、日本少額短期保険株式会社、SBIリスタ少額短期保険株式会社を傘下に有する保険持株会社であり、当社グループ全体として、総合的な保険事業を展開しております。

損害保険事業	SBI損保 ダイレクト型自動車保険、実額補償型がん保険、火災保険の提供を行っています。		
	自動車保険 SBI損保の自動車保険	インターネットを通じた直販で中間コストを削減。その成果を顧客に還元することで実現した低廉な保険料が特徴。	
	がん保険 SBI損保のがん保険 <small>自由診療タイプ</small>	実際にかかった治療費を、かかった分だけ受け取れる実額補償型のがん保険。商品性と低廉な保険料が特徴。	
	火災保険 SBI損保の火災保険	契約者が自ら補償内容をカスタマイズできる、自由度の高い火災保険を提供。	
生命保険事業	SBI生命 団体信用生命保険、団体信用就業不能保障保険、定期保険、医療保険の提供を行っています。		
	団体信用生命保険 団体信用就業不能保障保険	全疾病に対応した保障を提供。ニーズに合わせて保障内容のカスタマイズが可能。	
	生命保険 	インターネット申込に限定することで保険料をおさえた「クリック定期」、ニーズにあわせて保険期間や保険金額を選べる「今いる保険」を提供。	
	医療保険 	入院・手術も、先進医療も、退院後の通院も、在宅医療も保障する終身医療保険を提供。	
少額短期保険事業	傘下の3社を通じ、ユニークな少額短期保険の提供を行っています。		
		生命保険 	シニア層を主要顧客とした商品。少子高齢化の進展や終活ブームとも相まって、契約件数が順調に増加中。生命保険、医療保険のそれぞれに、持病があっても加入しやすい引受基準緩和型商品あり。
		医療保険 	
		ペット保険 	
		家財保険 	賃貸住宅総合保険を提供。全国2,830店に及び代理店網が強み。
		車両保険 	近年の自転車ブームにのって支持を集める自転車・バイクの車両保険。ハーレー専用保険、ヤマハ専用保険なども提供。
その他 		お客さまの多様なニーズに応えるユニークな商品を提供。	
	地震補償保険 	民間単独としては国内唯一の、地震特化型の保険。火災保険とセットではなく、単独で地震補償に加入できる点が特徴。	

[業界内における差別化と顧客利便性の追求]

SBIインシュアランスグループでは、以下の3点を重点分野に掲げ、業界内における差別化と更なる顧客利便性の追求を行って参ります。

1. 価格競争力

インターネット等を駆使した効率的な顧客アプローチやコスト最適化により高い価格競争力を獲得。そのメリットを顧客に還元し、どこよりも割安な保険料を追及して参ります。

[代表的な取り組み]

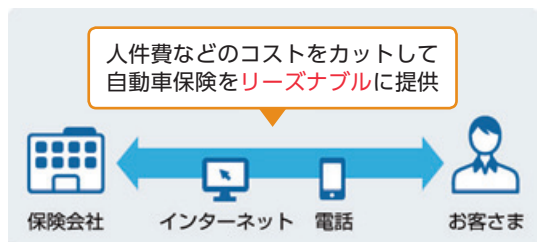
当社子会社のSBI損害保険株式会社では、支社・支店などを持たず、人や書類を極力介さずに電話やインターネットを通じて、お客さまとの保険契約を行います。これにより実現した中間コスト削減効果を保険料に反映させることで、リーズナブルな保険料の提供が可能になりました。

企業努力により割安な保険料を実現したことに加え、ライフスタイルに応じた合理的な保険料設定により、代理店型損保より割安なだけでなく、ターゲット顧客層においては、ダイレクト型損保の中でも割安な保険料設定にチャレンジしています。

従来の保険会社（代理店型）



SBI損保（ダイレクト型）



ライフスタイルに応じた合理的な保険料設定

お客さまのライフスタイルに応じて、きめ細やかな保険料を設定しています。

「お車」や「運転される方」の条件で保険料がよりお得になります！

保険料を決める条件



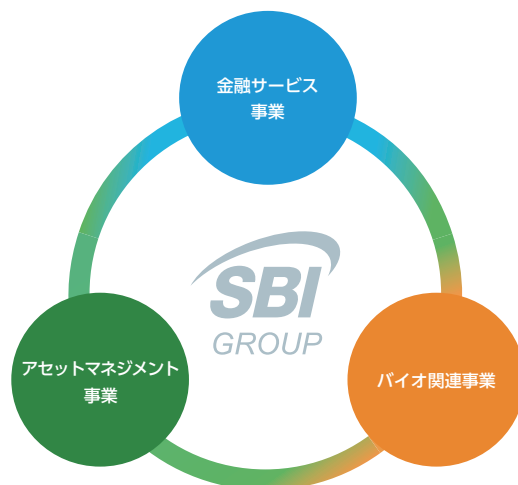
※ ノンフリート等級の他、事故有係数適用期間も保険料に影響します。

2. SBIグループのシナジー

SBIグループは、「金融サービス事業」、「アセットマネジメント事業」、「バイオ関連事業」を主要三事業と位置づけています。

「金融サービス事業」においては、証券関連事業、銀行業、保険事業を中核とした多様な金融関連事業を行っており、SBIグループは、グループ会社のシナジーの徹底追求による企業価値の極大化を目指しています。

SBIグループの顧客基盤は、主に価格に敏感でインターネット・リテラシーの高い個人のお客さまです。当社グループは、この顧客基盤にアクセスすることにより、効率的な保険販売を実践しています。また、当社グループは、SBIグループと提携している全国の地域金融機関を経由した保険販売にも取り組んでいます。



3. テクノロジーの更なる活用

より利便性の高いサービスや一人ひとりのお客さまにパーソナライズした保険商品の提供を実現していくため、FinTech（※1）、AI（※2）、IoT（※3）などの最新テクノロジーやビッグデータを活用しています。当社グループは、さらに革新的な保険商品・サービスの開発に向けての取り組みを推進し、保険のイノベーションを追求して参ります。

[代表的な取り組み]

■生保業界初、人工知能を活用したがんゲノム医療体制の共同構築

SBI生命と近畿大学は、共同でAIを活用したがん遺伝子パネル検査の実施可能性に関する臨床研究を開始し、同検査の費用負担軽減に繋がる新たな保険商品の開発可能性を検討するなど、先端技術を保険商品・サービスの向上に活かす取り組みを進めています。

■損保業界初、自動車保険の支払手段にApple Payを導入

SBI損保は、FinTechの進展による保険マーケットの変化に適應し、平成30年3月に自動車保険における支払手段の一つとして、カード情報の入力がなく、外出先でも簡単にお支払ができるApple Pay（アップルペイ）を導入するなど、新たな取り組みを進めています。

※1 FinTechとは、FinanceとTechnologyを組み合わせた概念で、金融領域におけるテクノロジーを活用したイノベーションの総称をいいます。

※2 AI（人工知能）とは、コンピュータープログラムを用いて、人間と同等の知的能力を実現させるための基礎技術やシステムをいいます。

※3 IoT（Internet of Things）とは、コンピュータなどの情報・通信技術だけではなく、世の中にある様々なものに通信機能を持たせ、インターネットに接続させることにより自動制御や遠隔計測などを行うことをいいます。

3 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

回次	第1期	第2期	第3期 第1四半期
決算年月	平成29年3月	平成30年3月	平成30年6月

(1) 連結経営指標等

経常収益	0	62,186	16,492
経常利益又は経常損失(△)	△31	1,059	695
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△8	724	436
包括利益又は四半期包括利益	△8	392	147
純資産額	30,648	31,041	31,210
総資産額	170,721	167,496	165,945
1株当たり純資産額(円)	1,622.23	1,642.99	-
1株当たり当期(四半期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△36.10	38.49	23.19
潜在株式調整後1株当たり当期 (四半期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	17.9	18.5	18.7
自己資本利益率(%)	-	2.4	-
株価収益率(倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	△0	△8,586	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,736	18,650	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,427	-	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	17,885	27,909	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	745 (310)	752 (340)	- (-)

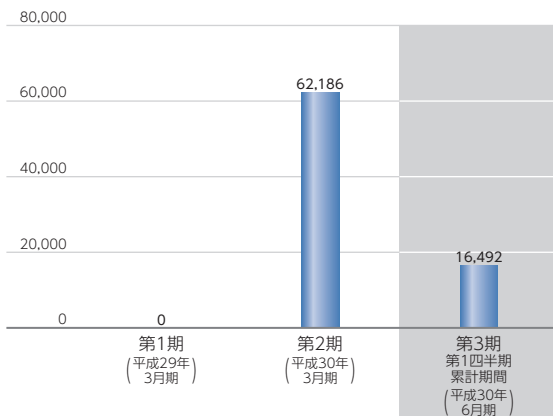
(2) 提出会社の経営指標等

営業収益	-	353
経常利益又は経常損失(△)	△31	16
当期純利益又は当期純損失(△)	△31	10
資本金	3,240	3,240
発行済株式総数(株)	627,351	627,351
純資産額	30,128	30,139
総資産額	30,182	30,221
1株当たり純資産額(円)	1,600.83	1,601.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△134.38	0.58
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益(円)	-	-
自己資本比率(%)	99.8	99.7
自己資本利益率(%)	-	0.0
株価収益率(倍)	-	-
配当性向(%)	-	-
従業員数(人)	16	19

- (注) 1. 第1期は当社設立日である平成28年12月19日から平成29年3月31日までとなっております。また、当社は平成29年3月31日付ですべての連結子会社を取得(株式交換を含む)しているため、第1期の連結業績には、各子会社の損益が反映されていません。
2. 当社は、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。なお、第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第3期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 第1期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当実績がないため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中平均人員を()外数で記載しております。
7. 第3期第1四半期における経常収益、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益については、第3期第1四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第3期第1四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
8. 第1期及び第2期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しており、第1期及び第2期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第3期第1四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有責任監査法人トーマツの監査及び四半期レビューを受けております。

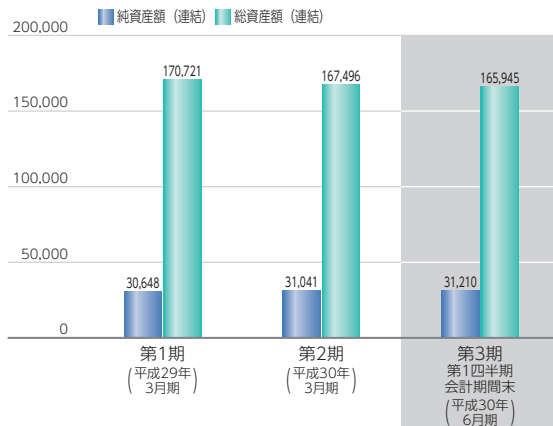
■ 経常収益

(単位：百万円)



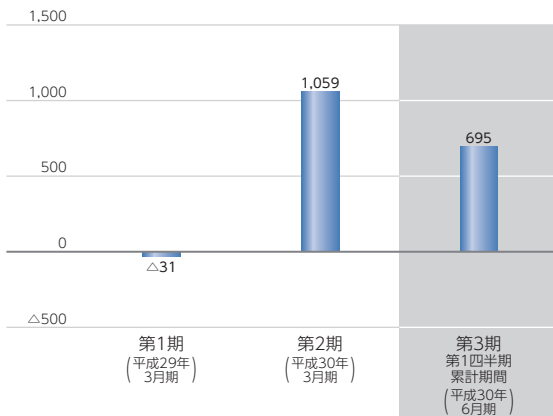
■ 純資産額／総資産額

(単位：百万円)



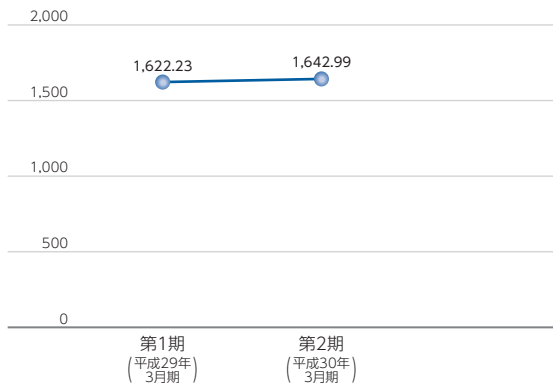
■ 経常利益又は経常損失 (△)

(単位：百万円)



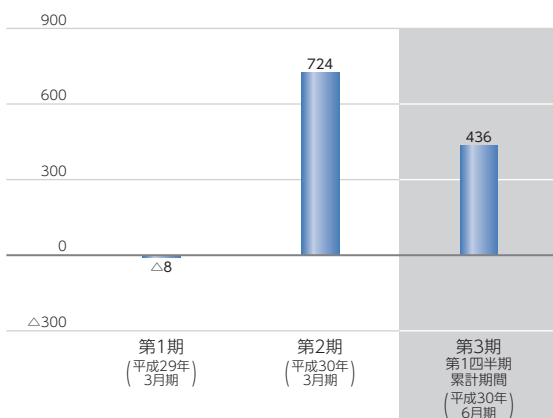
■ 1株当たり純資産額

(単位：円)



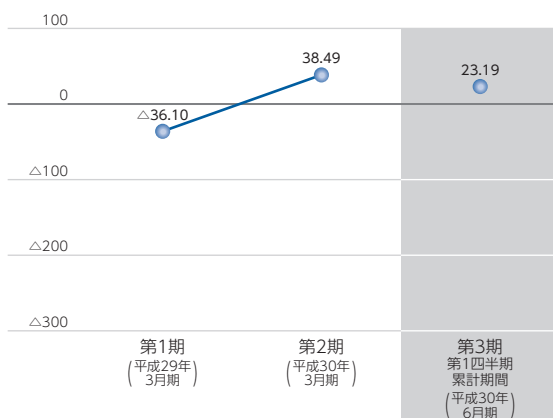
■ 親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

(単位：百万円)



■ 1株当たり当期（四半期）純利益又は1株当たり当期純損失 (△)

(単位：円)



(注) 当社は、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	16
3. 事業の内容	18
4. 関係会社の状況	22
5. 従業員の状況	23
第2 事業の状況	24
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	24
2. 事業等のリスク	26
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	34
4. 経営上の重要な契約等	49
5. 研究開発活動	49
第3 設備の状況	50
1. 設備投資等の概要	50
2. 主要な設備の状況	51
3. 設備の新設、除却等の計画	51
第4 提出会社の状況	52
1. 株式等の状況	52
2. 自己株式の取得等の状況	58
3. 配当政策	58
4. 株価の推移	58
5. 役員の状況	59
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	65

第5	経理の状況	74
1.	連結財務諸表等	75
(1)	連結財務諸表	75
(2)	その他	128
2.	財務諸表等	129
(1)	財務諸表	129
(2)	主な資産及び負債の内容	136
(3)	その他	137
第6	提出会社の株式事務の概要	184
第7	提出会社の参考情報	185
1.	提出会社の親会社等の情報	185
2.	その他の参考情報	185
第四部	株式公開情報	186
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	186
第2	第三者割当等の概況	187
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	187
2.	取得者の概況	189
3.	取得者の株式等の移動状況	207
第3	株主の状況	208
	[監査報告書]	211

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月21日
【会社名】	S B I インシュアランスグループ株式会社
【英訳名】	SBI Insurance Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員会長兼社長 乙部 辰良
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0881
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 大和田 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0881
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 大和田 徹
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 7,344,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 3,693,600,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,850,040,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	4,000,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 平成30年8月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 平成30年8月21日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式4,000,000株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売の対象となる株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。なお、本募集の発行数については、平成30年9月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

上記発行数は、本募集による日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「国内販売株数」という。）の上限であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（平成30年9月14日）に決定されます。海外販売株数は未定であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成30年8月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式856,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年9月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は平成30年9月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	4,000,000	7,344,000,000	3,996,000,000
計（総発行株式）	4,000,000	7,344,000,000	3,996,000,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年8月21日開催の取締役会決議に基づき、平成30年9月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,160円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は8,640,000,000円となります。
7. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年9月18日(火) 至 平成30年9月21日(金)	未定 (注) 4.	平成30年9月26日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年9月6日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年9月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年9月6日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年9月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年8月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年9月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年9月27日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年9月7日から平成30年9月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大手町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年9月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	4,000,000	—

- (注) 1. 平成30年9月6日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年9月14日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,992,000,000	50,000,000	7,942,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,160円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額7,942,000,000円については、海外販売の手取概算額(未定)及び「1 新規発行株式」の

(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,711,287,000円と合わせた手取概算額合計上限9,653,287,000円を損害保険事業における保険引き受けの拡大に向けたソルベンシー・マージン比率の向上のための、自己資本の充実に資することを目的として充当する予定であります。具体的な資金使途としては、当社連結子会社であるSBI損害保険株式会社への出資として平成31年3月期に8,000百万円を充当し、SBI損害保険株式会社においては、保険金等の支払、運用資産の取得等に充当する予定です。

また、残額につきましては、当社グループの成長戦略の一環として、少額短期保険事業における事業投資等に充当する予定ですが、現時点においてその具体的な内容、金額及び充当時期について決定したものではありません。そのため、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年9月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,710,000	3,693,600,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIホールディングス株式会社 918,100株 東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIファイナンシャルサポート株式会社 701,900株 東京都港区東新橋一丁目9番1号 ソフトバンクグループ株式会社 90,000株
計(総売出株式)	—	1,710,000	3,693,600,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,160円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 9月18日(火) 至 平成30年 9月21日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年9月14日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	856,500	1,850,040,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 856,500株
計(総売出株式)	—	856,500	1,850,040,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年8月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式856,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,160円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 9月18日(火) 至 平成30年 9月21日(金)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の発行数（海外販売株数）

未定

(注) 上記発行数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（平成30年9月14日）に決定されますが、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式数の合計株数の半数未満とします。

(3) 海外販売の発行価格（募集価格）

未定

(注) 1. 海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

(4) 海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

(注) 1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年9月14日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

(5) 海外販売の資本組入額

未定

(注) 海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

(6) 海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 海外販売の資本組入額の総額

未定

(注) 海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

なお、単元株式数は100株であります。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集における発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、海外販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	未定
差引手取概算額	未定

② 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載のとおり

(13) 海外販売の新規発行年月日（払込期日）

平成30年9月26日（水）

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(15) その他の事項

有価証券届出書提出日現在の当社の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	普通株式	18,820,530株
資本金の額		3,240百万円

3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるSBIホールディングス株式会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年8月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式856,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 856,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成30年10月24日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年9月6日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年9月14日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年9月27日から平成30年10月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるSBIホールディングス株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年3月25日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことを除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年8月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益 (百万円)	0	62,186
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△31	1,059
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△) (百万円)	△8	724
包括利益 (百万円)	△8	392
純資産額 (百万円)	30,648	31,041
総資産額 (百万円)	170,721	167,496
1株当たり純資産額 (円)	1,622.23	1,642.99
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△) (円)	△36.10	38.49
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	17.9	18.5
自己資本利益率 (%)	—	2.4
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△0	△8,586
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,736	18,650
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,427	—
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	17,885	27,909
従業員数 (人)	745 (310)	752 (340)

- (注) 1. 第1期は当社設立日である平成28年12月19日から平成29年3月31日までとなっております。また、当社は平成29年3月31日付ですべての連結子会社を取得（株式交換を含む）しているため、第1期の連結業績には、各子会社の損益が反映されておりません。
2. 当社は、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第1期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 第1期及び第2期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期
決算年月		平成29年3月	平成30年3月
営業収益	(百万円)	—	353
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△31	16
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△31	10
資本金	(百万円)	3,240	3,240
発行済株式総数	(株)	627,351	627,351
純資産額	(百万円)	30,128	30,139
総資産額	(百万円)	30,182	30,221
1株当たり純資産額	(円)	1,600.83	1,601.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)	(円)	△134.38	0.58
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	99.8	99.7
自己資本利益率	(%)	—	0.0
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
従業員数	(人)	16	19

- (注) 1. 第1期は当社設立日である平成28年12月19日から平成29年3月31日までとなっております。
2. 当社は、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当実績がないため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員を記載しております。
7. 第1期及び第2期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

(参考情報)

当社は、平成28年12月19日にSBIグループ（SBIホールディングス株式会社、同社の子会社及び持分法適用会社から構成される企業グループ）の保険事業を統轄する保険持株会社の準備会社として設立されました。そして、関係当局からの認可等を受け、平成29年3月31日付でSBI損害保険株式会社、SBI生命保険株式会社、及び少額短期保険業を営む子会社3社を傘下に持つSBI少短保険ホールディングス株式会社を子会社化し、保険持株会社として営業を開始いたしました。

以上の経緯から、当社の第1期（平成29年3月期）の連結業績には、各子会社の損益が反映されていないため、参考情報として、当社の主要な子会社であるSBI損害保険株式会社及びSBI生命保険株式会社の主要な経営指標等を次のとおり記載しております。

SBI損害保険株式会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益 (百万円)	22,906	24,797	25,027	23,374	24,628
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△5,783	△2,394	△1,634	△1,594	42
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△5,943	△2,440	△1,633	△1,551	86
資本金 (百万円)	16,050	16,500	16,500	16,500	16,500
発行済株式総数 (株)	4,720,536	5,020,537	5,020,537	5,020,537	5,020,537
純資産額 (百万円)	10,747	9,206	7,577	6,006	6,080
総資産額 (百万円)	35,165	35,537	34,537	33,870	36,177
1株当たり純資産額 (円)	2,276.79	1,833.86	1,509.33	1,196.41	1,211.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△) (円)	△1,577.04	△513.31	△325.36	△309.04	17.16
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	30.6	25.9	21.9	17.7	16.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	1.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	433	409	452	494	509

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第8期から第11期までの自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
3. 株価収益率については、同社株式が非上場であるため、記載しておりません。
4. 「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を上表に記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

S B I 生命保険株式会社の経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益 (百万円)	33,530	26,917	26,747	20,538	22,278
経常利益 (百万円)	4,941	1,398	1,498	1,625	497
当期純利益 (百万円)	4,578	1,152	782	729	266
資本金 (百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数 (株)	1,480,000	1,480,000	1,480,000	1,480,000	1,480,000
純資産額 (百万円)	20,263	21,780	21,839	21,454	21,400
総資産額 (百万円)	161,464	156,453	140,281	131,484	125,348
1株当たり純資産額 (円)	13,691.86	14,716.21	14,756.69	14,496.43	14,459.60
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	3,093.62	779.03	528.43	493.02	179.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.6	13.9	15.6	16.3	17.1
自己資本利益率 (%)	24.0	5.5	3.6	3.4	1.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	85	86	106	109	99

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、同社株式が非上場であるため、記載しておりません。
3. 「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を上表に記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

2 【沿革】

平成28年12月	S B I ホールディングス株式会社がS B I グループの保険事業を統括する保険持株会社の準備会社としてS B I 保険持株準備株式会社（当社）を東京都港区に設立
平成29年3月	内閣総理大臣から、保険会社を子会社とする保険持株会社となることの認可を取得 関東財務局長及び近畿財務局長から、少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社となることの承認を取得 S B I ホールディングス株式会社及びその子会社との株式交換により、S B I 生命保険株式会社を完全子会社化 S B I ホールディングス株式会社から株式の譲渡を受け、S B I 損害保険株式会社を子会社化 S B I ホールディングス株式会社及びその子会社との株式交換により、S B I いきいき少額短期保険株式会社、日本少額短期保険株式会社及びS B I リスタ少額短期保険株式会社を傘下に持つS B I 少短保険ホールディングス株式会社を完全子会社化 S B I インシュアランスグループ株式会社に商号変更し、営業開始

(参考)

当社設立以前より損害保険事業、生命保険事業及び少額短期保険事業をそれぞれの子会社で行っていたことから、参考として、各子会社の沿革を次のとおり記載しております。

(S B I 損害保険株式会社)

平成18年6月	S B I ホールディングス株式会社とあいおい損害保険株式会社（現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）の共同出資によりS B I 損保設立準備株式会社を設立
平成19年2月	ソフトバンク株式会社（現 ソフトバンクグループ株式会社）が新たに出資
平成19年12月	損害保険業の免許を取得 S B I 損害保険株式会社に商号変更
平成20年1月	損害保険業の営業を開始
平成29年3月	S B I インシュアランスグループ株式会社が発行済株式の98.1%を取得

(S B I 生命保険株式会社)

平成2年7月	オリエントエイオン生命保険株式会社設立
平成2年9月	生命保険業の営業開始
平成3年12月	オリコ生命保険株式会社に商号変更
平成13年2月	英国ブルーデンシャルグループが発行済株式の全てを取得
平成13年7月	ピーシーエー生命保険株式会社へ商号変更
平成27年2月	S B I ホールディングス株式会社及びその子会社が発行済株式の全てを取得
平成27年5月	S B I 生命保険株式会社へ商号変更
平成29年3月	S B I インシュアランスグループ株式会社が株式交換により発行済株式の全てを取得

(S B I 少短保険ホールディングス株式会社)

平成24年4月	S B I ホールディングス株式会社の子会社がE R 1 株式会社を設立
平成24年12月	S B I 少短調査準備株式会社に商号変更
平成25年3月	関東財務局長より少額短期保険持株会社の承認を取得 いきいき世代株式会社（現S B I いきいき少額短期保険株式会社）の発行済株式の全てを取得し子会社化 S B I 少短保険ホールディングス株式会社に商号変更
平成29年2月	S B I ホールディングス株式会社及びその子会社との株式交換により、日本少額短期保険株式会社を完全子会社化 S B I ホールディングス株式会社及びその子会社から株式の譲渡を受け、S B I リスタ少額短期保険株式会社を子会社化
平成29年3月	S B I インシュアランスグループ株式会社が株式交換により発行済株式の全てを取得

(SBIいきいき少額短期保険株式会社)

平成14年7月 共済会「いきいき世代の会」設立
平成18年4月 特定保険業者届出実施
平成19年7月 法人組織へ改組し、いきいき世代の会プランニング株式会社を設立
平成19年8月 いきいき世代株式会社に商号変更
平成19年11月 少額短期保険業者登録
平成25年3月 SBI少短保険ホールディングス株式会社が発行済株式の全てを取得
平成26年6月 SBIいきいき少額短期保険株式会社に商号変更

(日本少額短期保険株式会社)

平成8年6月 有限会社シルクス設立
平成10年2月 共済会「日本の住宅を考える会」を設立
平成10年7月 共済会「日本の住宅を考える会」で、NJclub共済制度を開始
平成12年12月 共済会「日本の住宅を考える会」が共済会「日本住宅相互共済会」に移行
平成18年2月 有限会社シルクスが有限会社日本住宅相互共済会に商号変更
平成18年5月 有限会社日本住宅相互共済会が株式会社へ改組し、株式会社日本住宅相互共済会に商号変更
共済会「日本住宅相互共済会」が解散し、契約を株式会社日本住宅相互共済会へ移転
平成20年2月 少額短期保険業者登録
平成20年4月 日本住宅少額短期保険株式会社に商号変更
平成26年4月 日本少額短期保険株式会社に商号変更
平成28年9月 SBIホールディングス株式会社が発行済株式の全てを取得
平成29年2月 SBI少短保険ホールディングス株式会社が株式交換により発行済株式の全てを取得

(SBIリスタ少額短期保険株式会社)

平成18年4月 日本地震補償株式会社設立
平成18年7月 日本震災パートナーズ株式会社に商号変更
平成18年10月 少額短期保険業者登録
平成24年3月 SBIホールディングス株式会社及びその子会社が発行済株式の過半数を取得
平成24年6月 SBI少額短期保険株式会社に商号変更
平成28年11月 SBIリスタ少額短期保険株式会社に商号変更
平成29年2月 SBI少短保険ホールディングス株式会社が発行済株式の99.6%を取得

3【事業の内容】

当社は、SBIグループの保険事業の司令塔機能を担う企業として平成29年3月に営業を開始いたしました。SBIグループは、「金融サービス事業」、「アセットマネジメント事業」、「バイオ関連事業」を主要3事業と位置づけており、「金融サービス事業」においては、証券関連事業、銀行業、保険事業を中核とした多様な金融関連事業を行っています。SBIグループでは、インターネットと金融の融合をベースとした事業展開を一貫して行っており、その根底にあるのは「顧客中心主義」の徹底という基本的な経営観であります。当社グループは、インターネット等のテクノロジーの進化を梃子に、保険募集における中間コストの削減を図り顧客還元を行うことや革新的なサービスを開発し顧客の利便性を高めることなど、「顧客中心主義」の徹底というSBIグループの基本的な経営観を踏襲して事業を運営しております。当社は、保険分野において様々な付加価値を創造し、顧客基盤の更なる拡大を続けることで、持続的な企業価値の向上を実現したいと考えており、以下の4項目を経営理念として掲げております。

1) 全てにおいてお客様を中心に考える

当社の定める「顧客中心主義の業務運営方針」に則り、常にお客様の立場に立って、お客様にとって真に必要なものは何かを考え、弛まぬ創意工夫により顧客満足・利便性の向上、企業努力による顧客還元を追求し続けること。また、業務全般において細部に亘りフィデューシャリー・デューティの原則に則った運営を徹底すること。

2) 保険業界におけるイノベーターたれ

常に既成概念に囚われないチャレンジ精神をもつこと。FinTech(※1)やブロックチェーン(※2)のような技術革新を敏感に捉え、これらを活用したより付加価値の高い商品やサービスの開発を追求し続けるとともに、高齢化やシェアリングエコノミーの進展など人々の生活様式や社会の変化に迅速かつ柔軟に対応する企業文化を持ち続けること。

3) 正しい倫理的価値観をもつ

常にお客様の資産を預かる金融機関としての高い倫理的価値観を持ち業務を遂行すること。

4) 社会的責任を全うする

保険事業者としてまた一企業として、社会の一構成要素であるという社会性を十分認識し、さまざまなステークホルダーの要請に応えつつ、社業を通じ社会の維持・発展に貢献していくこと。

(※1) FinTechとは、FinanceとTechnologyを組み合わせた概念で、金融領域におけるテクノロジーを活用したイノベーションの総称をいいます。

(※2) ブロックチェーンとは、仮想通貨の中核技術として発明された、ピア・ツー・ピア方針によるデータ処理の基盤技術のことをいいます。複数のコンピューターが分散合意形成を行い、暗号署名をしながらブロック単位で複数データを処理する点が特徴です。

当社グループは、当社及び当社子会社6社により構成されており、損害保険事業、生命保険事業及び少額短期保険事業を営んでおります。当社グループの事業内容及び各子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。また次の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(損害保険事業)

「損害保険事業」は損害保険業を行っており、SBI損害保険株式会社1社で構成されております。

SBI損害保険株式会社は、自動車保険、火災保険、がん保険を提供する損害保険事業を行っております。

SBI損保の自動車保険

SBI損保のがん保険 自由診療タイプ

SBI損保の火災保険

SBI損害保険株式会社は、自動車保険においては、同業他社を上回る価格競争力を梃子にSBIグループとのシナジーを発揮し、96万件(平成30年7月末現在)を超える契約を有するに至っております。インターネットを通じた直販を主要販路にすることで業界水準を下回る事業費率を実現し、その成果を顧客に還元することで低廉な保険料を提供しております。こうした取り組みの結果、株式会社カクコムが発表する「価格.com自動車保険満足度ランキング2018(総合・保険料)」の総合満足度及び保険料満足度で第1位を獲得するなど、お客様より高い支持を得ております。加えて平成30年6月にはロードサービスを改定し、事故・故障時のサービス内容を業界最高水準へ引き上げるなど、商品競争力に磨きをかけ続けております。また、契約者が自ら補償内容をカスタマイズできる自由度の高い火災保険や損害保険会社ならではの実額補償型の商品性及び価格競争力を有したがん保険を提供しております。

こうした高い商品競争力を武器に、一般消費者を対象とするBtoC型の営業戦略とBtoCビジネスを行う企業を対象とするBtoBtoC型の営業戦略を同時並行的に推進し、高い成長を維持しています。BtoC型の営業戦略においては、ネット金融サービスを手掛けるSBIグループの顧客基盤、すなわちネットリテラシーが高い個人顧客層へプロモーションを行うことで、他のダイレクト型損保（※3）には見られない高効率営業のビジネスモデルを構築し、順調に業容拡大を続けております。一方、BtoBtoC型の営業戦略においては、住信SBIネット銀行株式会社と連携し、同行の住宅ローン顧客に向けて火災保険の提供を行っております。更に販路を拡大すべく、SBIグループを挙げて推進している「地方創生プロジェクト」に歩調をあわせ、全国の地域金融機関へ各保険商品の取り扱いを働きかけております。またSBIグループの取引先事業者にも積極的に働きかけており、こうした結果、既に8企業（平成30年7月末現在）でSBI損害保険株式会社の商品の取り扱いが採用されております。

（※3）ダイレクト型損保とは、主に通信販売形式で損害保険の販売を行う損害保険で、近年はインターネットの発展に伴い、インターネット上で加入手続きができるスタイルが浸透してきています。

（生命保険事業）

「生命保険事業」は生命保険業を行っており、SBI生命保険株式会社1社で構成されております。

SBI生命保険株式会社はインターネット、代理店などを通じて、団体信用生命保険及び団体信用就業不能保障保険、医療保険、定期保険、などを提供する生命保険事業を行っております。



SBI生命保険株式会社においては、SBIグループの顧客を中心にプロモーションを重ね、低廉な保険料を実現したネット専用定期保険や在宅医療も保障する終身医療保険を提供し、順調に業容を拡大しております。近年の情報技術の進展により、生命保険の競争環境に大きな変化の兆しが見られることから、SBI生命保険株式会社においては、IoT（※4）やAI（※5）を活用した新たな取り組みを開始しております。具体的には、個々のライフスタイルや生活習慣を反映し、契約者ごとに最適化された保険商品の提供を目指し、そのロードマップを策定しております。この過程でまず、契約者のバイタルデータ（※6）を基に、契約者の健康管理・アドバイスの提供を行うスマートフォンアプリの提供を開始いたしました。また、近畿大学と共同でAIを活用したがん遺伝子パネル検査の実施可能性に関する臨床研究を開始し、同検査の費用負担軽減に繋がる新たな保険商品の開発可能性を検討するなど、先端技術を保険商品・サービスの向上に活かす取組みを進めております。

営業戦略面においては、損害保険事業と同様、BtoC型の営業戦略とBtoBtoC型の営業戦略を同時並行的に推進しております。とりわけBtoBtoC型の営業戦略においては、住信SBIネット銀行株式会社と連携し、同行の住宅ローン顧客に向けて団体信用生命保険（以下、団信）の提供を行っております。SBI生命保険株式会社は、通常の団信より保障範囲の広い団信（既往症のある方でも加入が可能等）及び就業不能保障保険を提供しており、高い商品競争力を有しております。こうしたことから、同行の住宅ローンの魅力度向上に貢献しつつ、団信の契約獲得も順調に進んでおり、平成29年6月の提供開始以来、16千件（平成30年6月末現在）の被保険者数を有するに至っています。加えて全国の地域金融機関へ当団信の取扱いを働きかけております。各地域金融機関とも希少かつ安定的な資金需要対象として住宅ローンの顧客獲得に注力しておりますが、一方で住宅ローンは商品差別化が難しく、一層の価格競争を招く厳しい状況となっています。特に地域金融機関が主に採用している団信は、業界画一的な商品が一般的であり、地域や個別行のニーズに応えられない現状があります。こうしたことからSBI生命保険株式会社においては、前述の広範な保障を低廉な保険料で提供しつつ、更に個別行のニーズにきめ細かく対応することで、地域金融機関の収益面への貢献と、住宅ローンの商品差別化に貢献し、地域金融機関より評価を受けております。こうした商品競争力を武器に、SBIグループの地域金融機関とのリレーションを梃子に団信及び就業不能保障保険の採用を地域金融機関に対して積極的に働きかけており、平成30年7月末現在、3行で採用され、うち1行は取り扱いを開始しております。

（※4）IoT（Internet of Things）とは、コンピュータなどの情報・通信技術だけではなく、世の中にある様々なものに通信機能を持たせ、インターネットに接続させることにより自動制御や遠隔計測などを行うことをいいます。

（※5）AI（人工知能）とは、コンピュータープログラムを用いて、人間と同等の知的能力を実現させるための基礎技術やシステムをいいます。

（※6）バイタルデータとは、脈拍、血圧、体温など、人体から取得した生体情報をデータ化したものをいいます。

(少額短期保険事業)

「少額短期保険事業」は少額短期保険業を行っており、SBIいきいき少額短期保険株式会社、日本少額短期保険株式会社、SBIリスタ少額短期保険株式会社、及びこれら少額短期保険会社3社の持株会社であるSBI少額短期保険ホールディングス株式会社の4社で構成されております。

なお少額短期保険業は、損害・生命保険業と比較して法令上の参入規制が緩やかであることから、異業種による参入が多く見受けられます。また損害保険・生命保険に比べると、その市場規模は相対的に小規模ではあるものの、毎年順調な市場拡大を続けており、現在では年間の収入保険料が900億円を超える規模へと成長しています（一般社団法人日本少額短期保険協会「2017年度 少額短期保険業界の決算概況について」より）。こうした中、当社グループでは少額短期保険業者を3社擁し、それぞれを通じて特色ある商品の提供を行っています。

SBIいきいき少額短期保険株式会社は、主に通信販売を通じて定期保険、医療保険、それぞれの引受基準緩和型商品及びペット保険を中心に少額短期保険事業を行っております。主たる顧客をシニア層としており、少子高齢化の進展や終活ブームも相まって、順調に業容を拡大しております。また近年のペットの家族化といったトレンドから、ペット保険への注目も一層高まっていくものと考えております。



日本少額短期保険株式会社は、代理店を通じて賃貸住宅総合保険、車両保険を中心に少額短期保険事業を行っております。特にその代理店網は全国2,830店（平成30年7月末現在）に及び、安定した営業基盤を有しております。



SBIリスタ少額短期保険株式会社は、インターネット、代理店などを通じて地震補償保険を中心に少額短期保険事業を行っております。地震保険に上乗せができる単独加入型の地震特化型保険は、国内でも珍しい商品となっております。

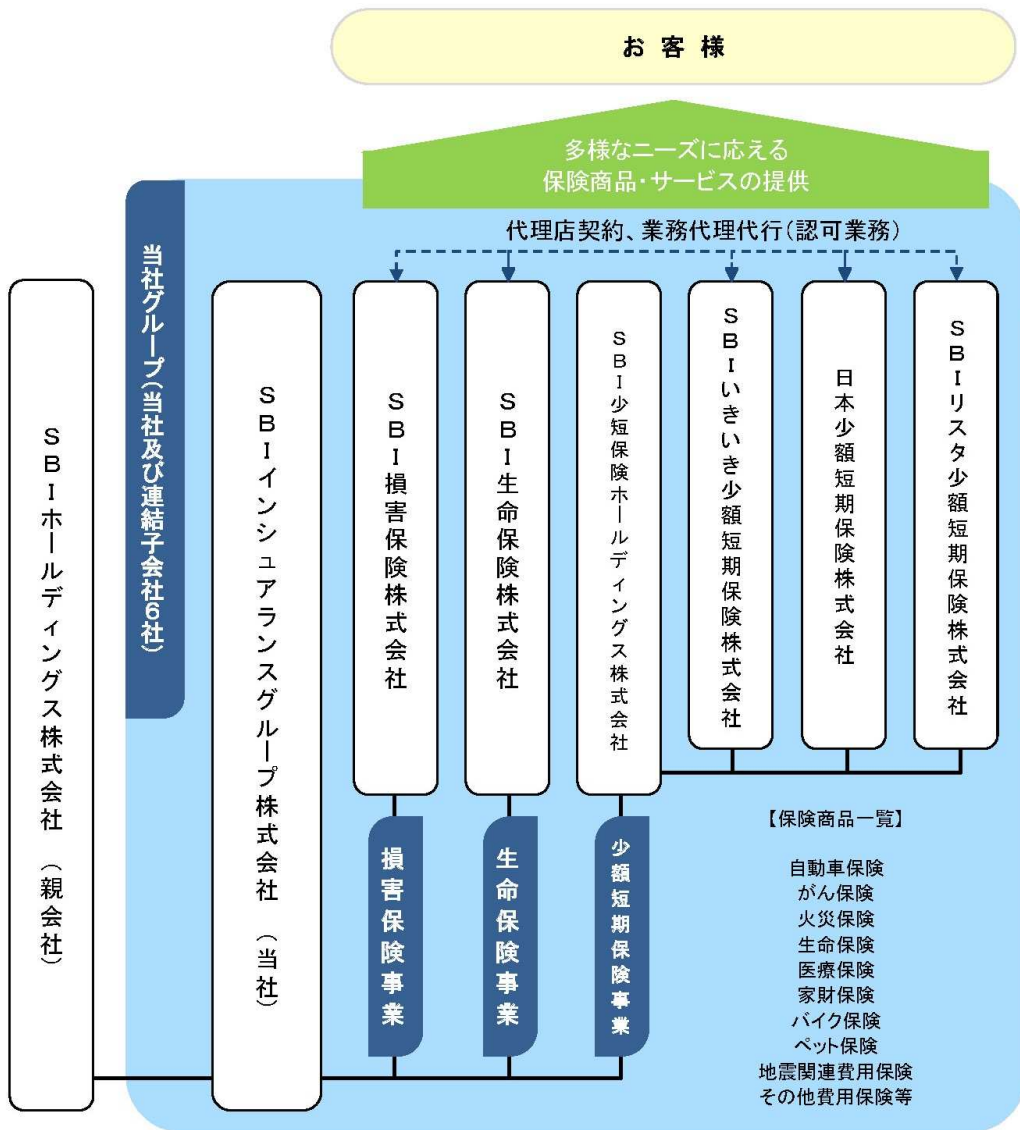


また少額短期保険業については比較的小規模な事業体での運営が可能であることから、局部的取引・小口取引に優位性を発揮できる特長を備えています。加えて自由度の高い商品戦略を立案可能であることから、当社グループとして新たな事業領域へ参入する際は、まず少額短期保険業として参入を行い、収益化と事業性評価を同時並行的に行いながら、将来的に損害保険業または生命保険業として本格参入するなど、グループ全体としてより弾力的な戦略を持つことが可能となっております。

なお、本書提出日現在、SBIホールディングス株式会社及び同社の子会社は、当社に99.5%出資しています。

以上の事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) SBIホールディングス株式会社 (注) 4	東京都港区	81,681	株式等の保有を通じたグループの統括・運営等	99.5 (3.7)	商号・商標使用許諾契約の締結、役員の兼任
(連結子会社) SBI損害保険株式会社 (注) 3、5	東京都港区	16,500	損害保険事業	98.1	経営管理契約の締結、役員の兼任、出向者の受入
SBI生命保険株式会社 (注) 3、6	東京都港区	47,500	生命保険事業	100.0	経営管理契約の締結、役員の兼任、出向者の受入
SBI少短保険ホールディングス株式会社 (注) 3	東京都港区	1,001	少額短期保険事業	100.0	経営管理契約の締結、役員の兼任
SBIいきいき少額短期保険株式会社	東京都港区	36	少額短期保険事業	100.0 (100.0)	役員の兼任、出向者の受入
日本少額短期保険株式会社 (注) 7	大阪市北区	190	少額短期保険事業	100.0 (100.0)	—
SBIリスタ少額短期保険株式会社 (注) 3	東京都港区	1,744	少額短期保険事業	99.6 (99.6)	—

(注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 「議決権所有割合又は被所有割合」欄の()内は、間接所有割合又は間接被所有割合を内数で記載しております。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 有価証券報告書を提出しております。

5. SBI損害保険株式会社については、経常収益（連結会社相互間の内部経常収益を除く）の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等	(1) 経常収益	24,628百万円
	(2) 経常利益	42百万円
	(3) 当期純利益	86百万円
	(4) 純資産額	6,080百万円
	(5) 総資産額	36,177百万円

6. SBI生命保険株式会社については、経常収益（連結会社相互間の内部経常収益を除く）の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等	(1) 経常収益	22,278百万円
	(2) 経常利益	497百万円
	(3) 当期純利益	266百万円
	(4) 純資産額	21,400百万円
	(5) 総資産額	125,348百万円

7. 日本少額短期保険株式会社については、経常収益（連結会社相互間の内部経常収益を除く）の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等	(1) 経常収益	10,041百万円
	(2) 経常利益	326百万円
	(3) 当期純利益	229百万円
	(4) 純資産額	959百万円
	(5) 総資産額	2,353百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
損害保険事業	522 (300)
生命保険事業	102 (19)
少額短期保険事業	125 (56)
報告セグメント計	749 (375)
全社 (共通)	20 (1)
合計	769 (376)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成30年7月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
20 (1)	43.7	1.1	9,976,408

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員はすべて特定のセグメントに区分できない全社 (共通) に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、保険業における社会的責任と公共的使命を深く認識し、正しい倫理的価値観を持ったうえで、多くのお客様に安心をお届けすることを目指し、グループ経営基本方針を次のとおり定めております。

(お客様の利便性の追求)

保険事業におけるイノベーターとして、顧客の便益を高める商品・サービスを提供する保険グループを目指します。

(グループ一体の成長戦略)

商品・チャネル・規制等の異なる保険各社間のシナジーを発揮し、グループ一体となった成長を目指します。

(効率化な経営と顧客への還元)

グループ全体で効率的な経営を実現し、その成果を顧客に還元することを目指します。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等の不透明要素はあるものの、雇用・所得情勢の改善をはじめとして、国内景気は穏やかに回復していくものと思われま

損害保険市場は、正味収入保険料ベースで平成18年度に7兆5,372億円に達した後、サブプライム住宅ローン問題に端を発する世界的金融危機の影響もあり平成22年度には6兆9,710億円まで減少しましたが、平成23年度以降は5年連続で増加するなどの回復をみせ、平成28年度時点で8兆2,439億円となるなど近年市場規模は徐々に拡大傾向にあります。このような拡大の背景としては、収入保険料の約5割を占める自動車保険や約2割を占める火災保険の保険料率改定等による増収とともに、新たな産業の創出に伴って、リスクが生まれ、賠償責任保険等の新種保険についての保険ニーズが高まっていることが考えられます。これらの要因によって、損害保険市場は、自動車保険や火災保険の保険料率の改定等の影響を受けるものの、新たな保険ニーズの創出により今後も緩やかな拡大が続くものと当社グループでは見込んでおります。また、少子高齢化に伴う運転者の減少や人口の都市中心部への集中が起こることで、自動車保険中心の市場構成が緩やかに多様化していくことが見込まれるものと当社グループでは考えております。

こうした市場環境の中、損害保険市場における最大種目である自動車保険分野においては、大手3メガ損保が87%を占め、SBI損害保険株式会社を含むダイレクト型損保勢が8%、その他が5%を占有する市場構造となっています。かつては急速なモータライゼーションの波に乗って市場が著しい伸長を遂げ、各損害保険会社は自動車ディーラー等を中心とした代理店ネットワークを駆使して商品を流通させてきました。しかしながら将来的に総人口が減少し、自動車台数が減少に転じ、中長期的には市場が緩やかに収縮していくと考えられることから、こうした今後の局面においてはリアルな代理店網を主たる販売チャネルとする高コスト構造のビジネスモデルは競争上の足枷となり、SBI損害保険株式会社を含むダイレクト損保にとってはシェア拡大の千載一遇の商機であると当社グループでは考えております。ダイレクト損保全体としては堅調な成長を続けており、今後もこのトレンドが継続するものと捉えております。

生命保険の市場規模（保険料等収入）は、近年35兆円前後で推移しております。伝統的な死亡保障関連の商品市場は今後緩やかに縮小していくものと考えられますが、医療保険やがん保険などいわゆる「第三分野」商品の保険ニーズが高まっており、生命保険市場は今後も一定規模を維持することが見込まれています（株式会社みずほ銀行産業調査部「特集：日本産業の中期見通し（[Focus]生損保）」より）。

個人保険分野においては、国内総人口が減少、平成37年（2025年）には、「団塊の世代」層すべてが後期高齢者（75歳以上）となり、生命保険の加入中核層である30～40歳代の働き盛り世代の人口が減少することが予想されています。加えて、単身と核家族といった世帯数の増加、とりわけ、女性の単身世帯の増加が顕著になるなど、総人口の減少とともに少子高齢化・家族構成の変化が進み、生命保険に対するニーズが多様化しています。

また、家計の実収入が伸びない中で、高所得者層と低所得者層の二極化が進み、30～40歳代の働き盛り世代の非正規雇用者の増加など、家計における保険料の支出割合の低下が見込まれます。このような状況は、“保険のリストラ”が必要となる顧客の比率を高め、自分のリスクに見合った保険商品を能動的に選択する顧客が増加すると当社では予想しております。

他方、団体信用生命保険分野においては、住宅ローン市場全体の実行残高は、年によって伸び率に変動はあるものの、近年増加傾向にあります。今後についても、住宅ローン市場の拡大は見込みにくいものの、借り換え需要を背景に市場が大きく縮小するリスクは少ないと考えております。

少額短期保険業は、損害・生命保険業と比較して法令上の参入規制が緩やかであることから、異業種による参入が多く見受けられます。また、損害保険・生命保険に比べると、その市場規模は相対的に小規模ではあるものの、毎年順調な市場拡大を続けており、現在では年間の収入保険料が900億円を超える規模へと成長しています（一般社団法人日本少額短期保険協会「2017年度 少額短期保険業界の決算概況について」より）。

このようなわが国経済や業界の将来展望をも踏まえ、今後も継続的に保険事業を成長させ、より多くの顧客の便益を高めるために、保険事業子会社を統括する保険持株会社である当社がリーダーシップを発揮し、次の課題に取り組んで参ります。

① 業界内における差別化と顧客利便性の追求

以下の3点を重点分野に掲げ、業界内における差別化と更なる顧客利便性の追求を行って参ります。

・価格競争力

顧客中心主義の典型的な具現事例であります。インターネット等を駆使した効率的な顧客アプローチやコスト最適化により圧倒的な価格競争力を獲得し、そのメリットを顧客に還元するものです。

・シナジーネットワーク

SBIグループの顧客基盤は、主にインターネットを通じて築き上げて参りました。すなわちインターネットリテラシーの高い顧客層で構成されているSBIグループの顧客基盤を基礎に、当社グループの各種保険商品の提供を行うことで、より高い効率性をもって当社グループの顧客基盤の拡充を行って参ります。またSBIグループが有する事業ネットワークは多岐に渡り、こうしたネットワークを活用できる優位性を有しております。例えば全国の地域金融機関とのリレーションやSBIグループの投資先である先進技術を保有するベンチャー企業とのネットワークがあり、これらに即時にアクセスできる優位性を活用し新たな事業機会を獲得して参ります。

・テクノロジーの更なる活用

AI・ビッグデータなどの先進技術の導入により、さらに顧客の利便性に資する商品の開発を行うと同時に、事業費の削減を加速するなどの取り組みを行って参ります。

このように、当社グループの競争力の源泉は、価格競争力を中心とした商品競争力と、SBIグループのシナジーネットワークを活用した効率性を追求した販路にあります。今後について、価格競争力を一層高めるべく、先端技術の活用を積極的に行い、同業他社との更なる差別化を推進して参ります。具体的には、AI・ビッグデータを活用した、損害率の改善を目的とした不正検知モデルの構築や、マーケティングにおける効率的な顧客アプローチモデルの構築等を進めて参ります。また、先端技術の活用を通じて事業費の削減を図る目的で、RPA（Robotic Process Automation）（※）の導入を重点的に推進し、間接部門の生産性向上およびコスト削減に引き続き取り組んで参ります。まずSBI損害保険株式会社において先行的に取り組みを開始し、平成29年よりロボットを用いた業務効率化の検討を開始し、平成30年5月より一部の事務業務の一部においてロボットの稼働を開始しております。こうしたノウハウを当社グループ各社間で共有し、当社グループ内での活用範囲を拡大し、一層の生産性向上およびコスト削減を実現して参りたいと考えております。

（※）RPA（Robotic Process Automation）とは、ロボットによる業務自動化の取り組みを表す言葉です。人が行う作業をコンピューター上で再現しようとするAIや、AIが反復によって学ぶ「機械学習」といった技術を用いて、主にバックオフィスにおけるホワイトカラー業務の代行を行う技術やシステムをいいます。

② 保険グループとしての経営基盤の強化と保険グループ形成によるグループシナジーを活かした営業力の強化

当社は、保険事業全体にかかるコンプライアンスやリスクに関する子会社各社の取り組みや課題を集約する司令塔となり、企業価値向上に向けたコーポレート・ガバナンスの強化を図っていくとともに、戦略的パートナーとの提携促進など、持株会社の利点を活かして保険グループ全体の経営基盤の強化を図って参ります。

また、当社を頂点とする保険グループを形成することによって、子会社各社の位置付け・役割を明確化し、保険商品の相互販売の強化・拡充等によってグループシナジーを最大限追求して営業力・収益力を高めて参ります。また、各社の重複業務を洗い出して集約・排除を進め、業務を効率化することで、収益力を強化して参ります。

2【事業等のリスク】

当社グループが営む事業におけるリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。これらのリスクを認識した上で、事態の発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

なお、文中の将来に関する事項については、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 保険引受に関するリスク

① 損害保険の引受に関するリスク

当社グループの損害保険事業においては、自動車運転に関わるリスクや地震・台風等の自然災害に関わるリスク等を引き受けております。保険料設定時に想定している経済情勢や保険事故発生率等が、その想定に反して変動した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。とりわけ、地震・噴火・台風・水災・大雪その他の大規模な自然災害が、広範囲あるいは人口密集地において発生した場合には、更にその影響が大きくなる可能性があります。このような場合に備えて、当社グループは保険業法の定めにより異常危険準備金等を積み立てておりますが、この準備金等が実際の保険金支払に対して十分ではない可能性もあります。このような予測を超える頻度や規模で自然災害が発生した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

② 生命保険の引受に関するリスク

当社グループの生命保険事業における収益は、保険料率の設定や責任準備金の額を決定するために使用する計算基礎率（予定死亡率・予定利率・予定事業費率）が、どの程度実績値と一致するか等によって大きく左右されます。予定死亡率よりも実際の死亡率が高かった場合、予定利率よりも実際の資産運用利回りが低かった場合及び予定事業費率よりも実際の事業費率が高かった場合には、想定よりも低い水準での収益しか得られないこととなります。生命保険事業においては、保険期間が長期に亘るという契約の特質上、このような前提としている指標に関する不確実性が内在するため、想定と大きく異なった保険金支払い等の事象が発生した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

③ 少額短期保険の引受に関するリスク

当社グループの少額短期保険事業においては、地震・台風等の自然災害に関わるリスクからペットの診療費に関わるリスクまで、様々なリスクを引き受けております。保険料設定時に想定している経済情勢や保険事故発生率等が、その想定に反して変動した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。とりわけ、地震・噴火・台風・水災・大雪その他の大規模な自然災害が、広範囲あるいは人口密集地において発生した場合には、更にその影響が大きくなる可能性があります。このような場合に備えて、当社グループは保険業法の定めにより異常危険準備金等を積み立てておりますが、この準備金等が実際の保険金支払に対して十分ではない可能性もあります。このような予測を超える頻度や規模で自然災害が発生した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、少額短期保険業者に対して適用されている、いわゆる「経過措置」（※1）については、平成35年（2023年）3月末までの延長が認められましたが、その後においてこの経過措置の延長等がなされず、引受可能な保険の上限金額が引き下げられた場合には、これによる収入保険料の減少等により、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

（※1）「経過措置」について

平成17年の保険業法改正により制度が創設された少額短期保険業者において、それまで共済事業を行っていた者に関しては、激変緩和のため、保険引受けの上限金額に経過措置（例：死亡保険における被保険者1人あたりで引受可能な保険の上限：本則では300万円・経過措置では1,500万円等）が適用され、この経過措置は、平成24年の保険業法改正により一度延長され、平成30年3月末にその期限が到来することになっていましたが、再度平成35年（2023年）3月末まで延長されたものです。

④ 責任準備金の積み立て不足に関するリスク

当社グループが営む損害保険事業や生命保険事業においては、保険業法及びその施行規則に従い、将来の保険金や給付金の支払いに備えて、責任準備金を積み立てる必要があります。この責任準備金は、当社グループの負債の中で最も大きな部分を占めており、その計算にあたっては、保険契約にて保障（補償）される事象の発生する頻度や時期、保険金等の支払額、資産運用額等についての一定の前提を置いた上での見積りとしております。しかしながら、このような前提と実際の結果に乖離が生じた場合や、環境の変化等により将来乖離することが想定される場合には、責任準備金の積増しが必要となることがあり、その場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

⑤ 再保険に関するリスク

当社グループにおいては、引き受けた保険責任を分散し収益を安定させることを目的として再保険を利用しておりますが、再保険市場の環境変化により再保険料が高騰する場合や十分な再保険の手当てが出来ない場合があります。また、再保険会社の破綻等により再保険金が回収不能となる信用リスクも伴うため、これらの事象が発生した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(2) 保険業界を取り巻く環境に関するリスク

① 我が国の経済動向に起因するリスク

当社グループが営む事業においては、その収益の多くが日本国内にて生み出され、かつ個人向け保険商品の販売に起因するものであることから、我が国の景気や個人消費の動向等による影響を受けやすく、今後個人消費が大きく低迷する経済局面が到来した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

② 保険業界における競争激化に起因するリスク

当社グループは、保険マーケットにおいて、他の損害保険会社や生命保険会社等との激しい競争に直面しております。競合他社の中では、当社グループに比べて、商品内容やラインナップ、保険料水準等において優位性を有している会社があります。また、新規参入や経営統合によるシナジー効果の発揮等により、高い競争力を有した会社が今後新たに出現し、当社グループが、価格面や商品面等でこのような会社に劣後した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、SBI損害保険株式会社は、いわゆるダイレクト損保に分類される保険会社ですが、マーケットにおいて、ダイレクト損保は、それ以外の競合他社に比べて価格優位性はあっても、サービス品質が低いとのイメージが広まった場合、ダイレクト損保のマーケットシェアが拡大せず、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

③ 保険マーケットの変化に起因するリスク

人口減少や少子高齢化、回復基調ではあっても大きくは回復しない個人消費の動向等を背景として、我が国の生命保険マーケットは、総保有契約高の減少をはじめとする様々な影響を受けております。とりわけ青壮年層の人口減少や保険ニーズの低下は、マーケット規模の縮小を生み、これにより当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、当社グループが取り扱う損害保険商品のうち、基幹商品となるのは自動車保険であります。自動車保険マーケットは、新車登録台数の動向が不安定であることや軽自動車等の比較的安価な車両の保有割合が上昇していること等により、ほぼ横ばいの状態であります。今後マーケット規模が大幅な縮小に転じた場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

④ 新技術又は技術革新に対応出来ないリスク

医療技術の進歩や自動車における自動運転技術の普及等、近年保険業界を取り巻く技術水準の進化は急速に進んでおります。また、これら技術革新を金融分野に応用するいわゆるFinTechについても、今後その本格的な推進が想定されます。例えば、自動車の自動運転技術が一般化すれば、自動車事故が減少し保険ニーズが低下することが想定され、これにより自動車保険マーケットは大きく変貌することとなります。当社グループは、このような技術革新に合わせた商品やサービスを提供しつつ、事業の継続的な拡大を図っていく必要がありますが、これへの対応が出来ない、あるいは不十分である場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

⑤ 保険業法の規制に関するリスク

当社グループは、保険業法及び関連法令の下、金融庁による包括的な規制等の監督を受けております。例えば、保険業法においては、業務範囲の制限、資産運用における運用範囲の制限、一定の準備金の確保及び最低限のソルベンシー・マージン比率（※2）の維持等が定められております。また、同法においては、内閣総理大臣に対し、各種の報告徴求や会計記録等に関する立ち入り検査の実施等、広範な権限を与えております。

我が国において、保険持株会社、損害保険会社および生命保険会社は免許制であり、少額短期保険業者は登録制であります。免許や登録に特段の期限の定めはないものの、これらの会社が、法令や定款に違反した場合、または公益を害する行為をした場合等には、内閣総理大臣は、業務の全部もしくは一部を停止させる、あるいは免許を取り消すこと等ができる旨も保険業法により定められております。

本書提出日現在において、当社グループにおいて上述の事由に該当する事実はありませんが、将来において免許が取り消される等の事態が生じた場合には、その会社は事業の継続が出来なくなり、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(※2) 「ソルベンシー・マージン比率」について

保険会社は、一定程度の保険金等の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」に対しては、保険金の支払いを予め見込んで「責任準備金」として積み立てています。一方で、大規模な災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化等の「通常の予測を超えたリスク」に対しては、「自己資本」や「準備金」等で対応することになります。つまり、「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険会社が、「通常の予測を超えたリスク」に対して、どの程度「自己資本」や「準備金」等の支払余力を有するかを示す財務健全性に関する指標となります。

ソルベンシー・マージン比率は、保険会社に対して、早めの経営改善を促すための指標となるものであり、これが200%を下回ると、内閣総理大臣により早期是正措置命令が発動されることとなります。

⑥ 当社グループの事業運営に係る法規制等の改正や新設に関するリスク

当社グループの保険事業に係る法規制等の改正や新設があった場合、当社グループの事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。例えば、国際会計基準審議会において公表された、保険負債を現在価値にて評価する等の新しい会計基準が、将来我が国においても導入された場合には、その時々の金利水準等の要素を考慮して責任準備金を計算することとなりますが、この場合において、想定している以上の積み立てが必要となる可能性があります。このように、当社の事業運営に関わる法規制等に、改正や新設が生じた場合には、これへの対応に係る追加的なコストの発生等も含めて、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(3) 資産運用に関するリスク

① 金利変動に関するリスク

保険契約が長期に亘る生命保険事業を行っている S B I 生命保険株式会社においては、保険契約の引受によって生じる負債の特性に合わせて運用資産を適切に管理し、長期的にも資産・負債のバランスを保ちながら、安定的に収益を確保することを目的として、「ALM」(Asset Liability Management: 資産・負債の総合的管理)を実施しております。ALMにおいては、保険契約者に対する債務のデュレーション(残存期間)と運用資産のそれをマッチさせることが基本となりますが、これがミスマッチとなった場合には、金利変動リスクが生じる可能性があります。

具体的には、(現在のマイナス金利状態を含む)金利の低下局面においては、平均運用利回りが低下する一方で、既に保有している保険契約において設定している予定利率は変わらないため、いわゆる逆ざやが発生することがあり、これにより当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

これとは逆に、金利の上昇局面においては、平均運用利回りも上昇しますが、保有する公社債の価格が下落することにより、評価損や減損が発生することがあります。また、保険契約者がより高利回りとなる他の金融商品を選好することにより、解約率が上昇することがあります。これらにより当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

② 為替変動に関するリスク

当社グループは、本書提出日現在においては、為替変動をフルヘッジとすることを原則として外貨建ての資産を保有しております。しかしながら、将来において、フルヘッジではない外貨建ての資産を保有し、為替相場に大きな変動が生じた場合、あるいはヘッジされていたとしても、国内外の金利差が拡大し、ヘッジコストが高まった場合には損失が発生し、これらにより当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

③ 信用リスク

当社グループが保有する債券において、信用格付けの引き下げ等により、その発行体の信用力が低下した場合には、当該債券の市場価格も低下し、有価証券売却損や有価証券評価損が発生することがあります。また、発行体の財政状態が悪化することにより、元利金の不払い等の債務不履行に陥ることがあります。これらにより当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(4) 流動性リスク

当社グループが営む保険事業においては、保険金、給付金及び解約返戻金等の支払いに備え、流動性を確保する必要があります。当社グループにおいては、各社の事業特性に応じて、十分な流動性資産を保有する等の適切な流動性の管理を行っております。その一方で、公社債等の流動性が低い資産も保有しているため、大量あるいは大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、大規模な自然災害の発生による支払保険金の増加等により資金ポジションが悪化した結果、著しく低い価格でこれを売却することを余儀なくされることも含め、通常よりも著しく高いコストでの資金調達が必要となる場合もあります。この場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(5) SBIグループとの関係に関するリスク

① SBIホールディングス株式会社との資本関係等に関するリスク

SBIホールディングス株式会社は、当社の発行済株式数（普通株式）のうち95.8%を保有しており、また、上場時点においても当社の総議決権数の過半数を保有する予定です。よって、SBIホールディングス株式会社が、当社役員の選任・解任、他社との合併等の組織再編、定款の変更や剰余金の処分等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループはSBIグループの総合金融サービス事業の一翼を担っていることから、SBIホールディングス株式会社はSBIグループの金融サービス事業戦略全体を勘案した議決権の行使を行う等、一般株主の利害と異なる議決権の行使その他の行為を行う可能性があります。

また、SBIホールディングス株式会社や当社グループを除くその他のSBIグループ会社において、財務内容、信用力、業績等に関するマイナスイメージが生じた場合には、当社グループも同様であるとの風評が生じ、当社グループの業績に悪影響が生じる可能性があります。

② 「SBI」の商標使用に関するリスク

当社グループは、SBIホールディングス株式会社に対し商標使用を申請しその使用の承諾を得て「SBI」の名称を使用しております。

当社が、SBIホールディングス株式会社の子会社・関連会社等でなくなった場合等には、「SBI」の商標を使用できない可能性や使用条件が変更される可能性があります。この場合には、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ SBIホールディングス株式会社との人的関係に関するリスク

本書提出日現在、当社の取締役である朝倉智也は、親会社であるSBIホールディングス株式会社の専務取締役を兼務しております。同氏は、その豊富な経営経験に基づく知見の活用等を目的として、当社が招聘したものであり、親会社からの独立性は確保されている状況にあります。なお、当社グループはSBIホールディングス株式会社から8名の出向者を受け入れております（平成30年7月末日現在）が、いずれも当社グループの重要な役職に就いておりません。

④ SBIグループとの取引

当社グループとSBIホールディングス株式会社を頂点とするSBIグループ各社は、第三者である他社と同等の条件により、営業取引等を行っております。平成30年3月期における当社グループと当社グループを除くSBIグループとの主な取引は以下のとおりであります。

取引内容	会社名	取引金額 (百万円)	取引条件の決定方法
受入出向者人件費の支払（注）	SBIホールディングス株式会社	550	出向元における給与金額と出向割合を考慮し、人件費負担額を決定しております。
オフィス転貸借契約に伴う賃料等の支払	SBIホールディングス株式会社	302	SBIホールディングス株式会社が一括して賃借したオフィスの転貸借契約に基づく利用であり、専有面積に応じて負担しております。
Webサイト「保険の窓口インズウェブ」を通じた保険見積請求サービスや保険資料請求サービス費用の支払	SBIホールディングス株式会社	655	収入保険料に占める割合や外部との一般取引条件を考慮し、決定しております。
ネットワーク基盤管理業務等のIT関連費用の支払	SBIトレードウィンテック株式会社	100	外部との一般取引条件を考慮し、決定しております。
人材派遣料の支払	SBIビジネスサポート株式会社	485	外部との一般取引条件を考慮し、決定しております。
クレジットカード決済手数料の支払	株式会社ゼウス	342	外部との一般取引条件を考慮し、決定しております。

（注）SBIホールディングス株式会社からの受入出向者については、原則として平成30年3月1日をもって当社グループ各社へ転籍しております。

なお、当社および当社グループ会社では、SBIグループに属する他社との取引条件の適切性を確保するため、新たに重要な取引を実施する場合は、社外取締役を含む取締役会で決議する体制としております。

(6) 事業運営に関するリスク

① 事務リスク

当社グループの事業運営においては、保険契約の申込、保険料の請求、保険金等の支払の保険契約の管理や資金決済等をはじめとして、極めて多岐に亘る事務プロセスが存在します。そのため、当社グループでは、手順書の整備や、重大な事務ミスが発生した場合には、その事例検証に基づく再発防止策の策定等により、事務リスク管理を行っております。しかしながら、これが十分に機能せず、重大な過失や不正行為等により、お客さまが損害を被った場合や当社グループの事務プロセスを大幅に見直す必要が生じた場合、あるいは訴訟等が提起され、その解決に相当程度の時間及び費用を要した場合や結果として損害賠償を命じられた場合等には、その補償や追加的なコストの発生等により、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

② 従業員、代理店、外部の業務委託先及びお客様等の不正により損失を被るリスク

当社グループの事業運営においては、従業員、代理店、外部の業務委託先及びお客様等の不正行為により、損失が生じるリスクがあります。

当社グループの従業員や販売代理店は、営業活動等を通じて、お客様の個人情報・経済情報を知りうる立場にあるため、この情報を使用して、詐欺、違法な販売活動やなりすまし犯罪等の不正が行われる可能性があります。また、お客様において、反社会的勢力であることを秘匿して当社グループと取引をする、あるいは保険契約を利用した詐欺やマネーロンダリング等の不正行為をすることがあります。当社グループでは、契約引受時や保険金支払時等において、これらを防止するあるいは見破るための態勢を整備しておりますが、完全には排除できない可能性があります。

これらの事象が生じ、当社グループのイメージが大きく低下した場合、あるいは訴訟等が提起され、その解決に相当程度の時間及び費用を要した場合や結果として損害賠償を命じられた場合、行政処分を受けた場合等には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

③ 外部の業務委託先に関するリスク

当社グループにおいては、例えば、情報システムの開発・保守・運用、お客さまへの各種通知等の印刷、SBI損害保険株式会社にて提供しているロードサービスや損害調査サービス、文書保管等のように、一部の業務を外部業者に委託しております。この外部業者において何らかの事故等が生じ、委託している業務の一部または全部が停止した場合には、当社グループからお客さまに対しサービスが提供出来なくなる可能性があります。更には、このような業務の停止が長期化する場合には、当社グループでは代替手段を検討することとなりますが、速やかかつ合理的なコストでの導入が困難である可能性があります。このような場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

④ 人材確保・労務に関するリスク

当社グループが営む保険事業においては、特に保険数理、資産運用及びリスク管理等の分野について、高度な専門性を有した人材を配置する必要があります。そのため、当社グループでは、優秀な人材の確保、育成・定着に努めておりますが、これらが不十分であった場合には、当社グループの商品性や収益性等が他社に比べて劣後することとなるため、業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、処遇や勤務管理等の人事労務面や、職場の安全衛生管理面での問題等に起因して、当社グループ従業員から訴訟等が提起される可能性があります。この場合には、その解決には相当程度の時間及び費用を要する場合があります。また、結果として損害賠償を命じられた場合には、当社グループの社会的信用、業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(7) 事業中断に関するリスク

当社グループは、地震・噴火・台風・水災・大雪等の大規模な自然災害、新型インフルエンザ等の感染症の大流行、電気・ガス・水道等の社会インフラの大規模な障害等の発生に備えて、事業継続計画等を策定し、これら不測の事態においても、継続的に事業を運営出来る体制の整備に努めておりますが、このような危機管理にもかかわらず、当社グループの事業継続が阻害された場合、あるいは想定を超える影響を受け、設備やインフラの回復等に多額の費用や長期間を要することとなった場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、このような状況下において、当社グループの事業が継続出来たととしても、社会・経済全体の活動が低下することによる影響を受けることにより、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(8) 情報漏えいに関するリスク

当社グループ（業務運営上、関連する外部の業務委託先を含みます。）においては、個人情報を含む大量のお客さま情報や当社グループ各社の経営情報等の機密情報を保有しております。その中でも、個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令に基づき、特に適切な取扱いが求められておりますが、近年サイバー攻撃等が多発している状況を鑑み、より厳重な管理態勢を整備しなければならないものと当社は認識しております。

そのため、当社グループでは、プライバシーポリシーを策定するとともに、情報漏えいに関する規程を整備し、これに則った事業運営等により、厳重な管理に努めておりますが、当社グループ従業員が個人情報を紛失する、あるいは外部からの不正アクセス等によりこれら情報が不正利用等された場合には、訴訟等が提起され、その解決に相当程度の時間及び費用を要する可能性や結果として損害賠償を命じられる可能性、あるいは行政処分を受ける可能性があり、これにより当社グループに対する信頼が損なわれることによる新契約の減少や解約の増加や、これへの対応に要する追加的なコストの発生等により、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(9) システムリスク

当社グループは、情報システムを利用して、保険募集、契約管理、保険金支払や資産運用等を行っておりますが、その中でも、保険募集においては、インターネットを活用した募集チャネル（ダイレクト募集チャネル）をメインチャネルとしていることもあり、事業運営上、情報システムは極めて重要な機能を担っており、更には、それへの依存度はかなり高い事業体であると言えます。

そのため、自然災害、事故、サイバー攻撃等による不正アクセスや情報システムの開発・運用における不備等により、情報システムの停止・誤作動、不正使用等が発生した場合、事業運営に深刻な影響が生じることを当社は十分に認識しており、ファイアウォールの設定やウイルス対策ソフトの導入等によるセキュリティ対策の実施や事業継続計画の策定等の各種の対策を講じてはおりますが、これらにもかかわらず重大なシステム障害が発生した場合には、訴訟等が提起され、その解決に相当程度の時間及び費用を要する、あるいはその結果として損害賠償を命じられることも含めた直接的あるいは間接的なコストの発生や、当社グループに対する信頼が損なわれることによる新契約の減少や解約の増加等により、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(10) 風評リスク

当社グループに対する否定的な風評が、マスコミ報道やインターネット上の記事・投稿等により流布した場合、それが事実に基づいたものであるか否かにかかわらず、当社グループの社会的信用に影響を与える可能性があります。当社グループにおいては、これら風評の早期発見に努めるとともに、風評が発生した場合には影響の極小化を図る態勢を整備しておりますが、悪質な風評が流布した場合には、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(11) リスク管理の有効性に関するリスク

当社グループでは、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスクやオペレーショナルリスク等にリスクを分類し、これらの管理手法等を定めた規程を制定すること等により、リスク管理を実施しております。

しかしながら、これらは、過去の経験や歴史的データをベースにして実行しているものであるため、将来発生するリスクを正確には予測出来ず、大きな変動が生じた場合や外部環境が急激に変化した場合等においては、有効に機能しない可能性があります。当社グループでは、当社グループを取り巻くリスクの状況を定期的に把握し、必要に応じてリスク管理手法の最適化を継続的に図っておりますが、これが有効でない場合には、予期していない損失を被る、あるいは行政処分を受ける等の可能性があり、これにより当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(12) 配当に関するリスク

当社グループは、グループとして得た利益を、財務基盤の強化のための内部留保の充実や事業規模の拡大のため各種施策に利用する等、適切に活用してまいりますが、将来において、当社の傘下子会社の業績が拡大し、当社への配当が可能となった場合には、保険持株会社である当社が株主に対し実施する配当については、この子会社からの配当を原資とする予定です。

しかしながら、一定の状況下では、保険業法及び会社法上の規制等により、子会社が当社に支払うことが出来る配当の金額が制限される場合があり、また、子会社が十分な利益を計上出来ず、当社に対して配当を支払うことが出来ない状況が生じた場合等には、当社は株主に対して配当を支払うことが出来ない可能性があります。

(13) 予測が困難な外的要因によるリスク

上記に掲げるリスク以外にも、国内外での紛争、暴動、テロリズム、過去に例のない大規模な事故・事件等の事前の予測が困難な外的要因により、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(14) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社及び子会社の取締役及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また今後においてもストック・オプション制度を活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は、1,460,700株であり、発行済株式総数の約8%に相当しております。

(15) 繰延税金資産に関するリスク

財務諸表と税務上の資産負債との間に生じる一時的な差異にかかる税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率を使用して繰延税金資産を計上しております。

このため税制改正等により法定実効税率が変動した場合には繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

評価性引当額は、将来税務上減算される一時差異及び繰延欠損金などについて計上した繰延税金資産のうち、実現が不確実であると考えられる部分に対して設定しております。

将来の税金の回収予想額は、当社グループ各社の将来の課税所得の見込み額に基づき算出されます。評価性引当額差引後の繰延税金資産については、十分な回収可能性があると考えておりますが、将来の課税所得の見込み額の変化により、評価性引当額が変動する場合があります。この場合、繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当社グループの業績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(16) 過年度の業績推移について

当社は、平成28年12月19日にSBIグループ（SBIホールディングス株式会社、同社の子会社及び持分法適用会社から構成される企業グループ）の保険事業を統轄する保険持株会社の準備会社として設立されました。そして、関係当局からの認可等を受け、平成29年3月31日付でSBI損害保険株式会社、SBI生命保険株式会社、及び少額短期保険業を営む子会社3社を傘下に持つSBI少短保険ホールディングス株式会社を子会社化し、保険持株会社として営業を開始いたしました。以上の経緯から、過去の業績の比較をすることが困難であります。参考となる業績を示すと以下のとおりとなります。

① 当社グループの連結業績

	(単位：百万円)		(単位：百万円)
	平成29年3月期		平成30年3月期
	結合損益計算書(注)		連結損益計算書
経常収益	57,647	経常収益	62,186
経常利益	451	経常利益	1,059
税引前当期純損失(△)	△97	税金等調整前当期純利益	843
当期純損失(△)	△442	当期純利益	726

(注) 結合損益計算書は、当社が持株会社になる前の企業集団としての業績の概況を把握するために、「結合財務情報の作成基準（株式会社東京証券取引所 平成16年6月23日）」に準じて作成した結合財務情報であり、当社が提出する独立した事業体の集団としての連結財務諸表とは異なるものであります。なお、当該結合財務情報については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

② 各社の通期業績

(単位：百万円)

		平成29年3月期	平成30年3月期	前期比増減率 (%)
SBIインシュアランスグループ株式会社	経常収益	0	353	—
	経常利益又は経常損失 (△)	△31	16	—
	税引前当期純利益又は税引前 当期純損失(△)	△31	16	—
	当期純利益又は当期純損失 (△)	△31	10	—
SBI損害保険株式会社	経常収益	23,374	24,628	5.4
	経常利益又は経常損失 (△)	△1,594	42	—
	税引前当期純利益又は税引 前当期純損失(△)	△1,597	95	—
	当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,551	86	—
SBI生命保険株式会社	経常収益	20,538	22,278	8.5
	経常利益	1,625	497	△69.4
	税引前当期純利益	964	214	△77.8
	当期純利益	729	266	△63.5
SBI少短保険ホールディングス株式会社	経常収益	64	85	33.0
	経常利益	27	4	△84.2
	税引前当期純利益	27	4	△84.2
	当期純利益	27	2	△89.5
SBIいきいき少額短期保険株式会社	経常収益	4,205	4,978	18.4
	経常利益	157	155	△1.8
	税引前当期純利益	157	164	4.4
	当期純利益	111	117	5.9
日本少額短期保険株式会社	経常収益	9,214	10,041	9.0
	経常利益	286	326	13.7
	税引前当期純利益	402	325	△19.1
	当期純利益	292	229	△21.6
SBIリスタ少額短期保険株式会社	経常収益	375	391	4.2
	経常利益	29	57	96.6
	税引前当期純利益	29	62	112.8
	当期純利益	31	53	70.2

(注) 子会社各社の各数値は「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した数値を上表に記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。なお、SBIインシュアランスグループ株式会社及びSBI少短保険ホールディングス株式会社については、営業収益と営業外収益の合計を経常収益に記載し、営業費用と営業外費用の合計を経常費用に記載しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

第2期連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続きました。保険業界及び少額短期保険業界におきましては、地震・台風などの大規模自然災害が相次いで発生したことに対応し、確実な保険金・給付金の支払いに資する各種の取り組みが行われたほか、わが国の高齢化のさらなる進展に備えて、高齢者に配慮した取り組みの強化などが行われました。また、一部の先進的な会社において、FinTechと呼ばれる最先端のIT技術に基づく新しい保険商品・サービスの開発に向けた試みが活発化する傾向がみられました。資産運用においては、日本銀行のマイナス金利政策の影響で歴史的な超低金利環境となるなか、運用利回りを確保するための取り組みが行われました。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、経常収益が62,186百万円、経常利益が1,059百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が724百万円となりました。

なお、当社は平成29年3月31日付ですべての連結子会社を取得（株式交換を含む）しているため、前連結会計年度の経営成績には、各子会社の損益が含まれておりません。このため、当社グループの経営成績における前年度比較及び次のセグメントごとの経営成績における前年度比較の記載を省略しております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(損害保険事業)

損害保険事業においては、収益力の向上及び規模の拡大に向けた取組の強化、並びに顧客の十分な信頼を得る運営体制の構築を目標に掲げており、その結果、自動車保険ではネット通販損保の特性を活かし、競争力のある保険料体系等を強みに顧客基盤の拡大に努めました。当事業における経常収益は24,628百万円、セグメント利益は216百万円となりました。

(生命保険事業)

生命保険事業においては、平成29年6月より、住信SBIネット銀行株式会社が提供する住宅ローンを新規でご利用のお客様に、「全疾病保障」の団体信用就業不能保障保険及び特約充実の団体信用生命保険の提供を開始しました。資産運用面では、安全性を重視し保険金支払のためのソルベンシー確保を第一に、長期的かつ安定的な運用収益の実現を目指しました。当事業における経常収益は22,278百万円、セグメント利益は654百万円となりました。

(少額短期保険事業)

少額短期保険事業においては、前年度に引き続き、新聞、ラジオ、テレビ等を中心としたマス媒体の露出を積極的に拡大したことや、全国主要都市における代理店販売網の整備等により、新規契約及び更新契約が順調に伸びております。また、SBIいきいき少額短期保険株式会社においては、さらなる事業の拡大を目指し、平成29年9月から新商品としてペット保険を発売しております。当事業における経常収益は15,409百万円、セグメント利益は549百万円となりました。

前連結会計年度末（平成29年3月31日）から当連結会計年度末（平成30年3月31日）までの各セグメントごとの保険契約の保有件数の推移は次のとおりであります。

(単位：千件)

区分	前連結会計年度末 平成29年3月31日	第1四半期末 平成29年6月30日	第2四半期末 平成29年9月30日	第3四半期末 平成29年12月31日	当連結会計年度末 平成30年3月31日
損害保険事業	924	947	963	976	985
生命保険事業	108	108	111	114	121
少額短期保険事業	582	593	603	612	624

(注) 上表の生命保険事業の保有件数には、団体保険の被保険者数を含めております。

各事業を構成する子会社の保険引受の状況等は次のとおりであります。

損害保険事業

SBI損害保険株式会社

(保険引受の状況)

① 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	保険引受収益	23,304		24,366
保険引受費用	17,101		18,057	
営業費及び一般管理費	6,071		6,349	
その他収支	△0		△0	
保険引受利益	130		△40	

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などであります。

② 保険種目別の保険料・保険金

a 正味収入保険料

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	74	0.3	250	1.0
海上	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—
自動車	22,331	96.4	23,243	95.4
自動車損害賠償責任	267	1.2	244	1.0
その他	492	2.1	614	2.5
(うち費用・利益)	(492)	(2.1)	(614)	(2.5)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	23,166	100.0	24,353	100.0

(注) 正味収入保険料は、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものであります。

b 元受正味保険料

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	125	0.4	658	1.9
海上	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—
自動車	32,158	98.1	34,194	96.4
自動車損害賠償責任	—	—	—	—
その他	492	1.5	614	1.7
(うち費用・利益)	(492)	(1.5)	(614)	(1.7)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	32,776	100.0	35,468	100.0

(注) 元受正味保険料は、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。

c 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	0	0.0	5.6	12	0.1	7.3
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	15,895	98.0	84.0	16,183	97.8	82.9
自動車損害賠償責任	243	1.5	91.1	250	1.5	102.6
その他	75	0.5	21.9	93	0.6	19.1
(うち費用・利益)	(75)	(0.5)	(21.9)	(93)	(0.6)	(19.1)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	16,215	100.0	82.5	16,540	100.0	80.7

(注) 1. 正味支払保険金は、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものであります。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100

(資産運用の状況)

① 資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	10,629	31.4	15,959	44.1
買入金銭債権	—	—	—	—
金銭の信託	3,000	8.9	3,099	8.6
有価証券	10,143	30.0	5,879	16.3
土地・建物	64	0.2	87	0.2
運用資産計	23,838	70.4	25,026	69.2
総資産	33,870	100.0	36,177	100.0

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額	運用利回り	金額	運用利回り
預貯金	0	0.00	0	0.00
買入金銭債権	0	0.04	—	—
金銭の信託	0	0.02	39	1.30
有価証券	51	0.83	86	1.43
土地・建物	—	—	—	—
小計	51	0.20	126	0.50
その他	—	—	—	—
合計	51	—	126	—

生命保険事業

SBI生命保険株式会社

(保険引受の状況)

① 保有契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	102	114,385	104	135,289
個人年金保険	5	34,344	4	29,720
団体保険	—	—	—	389,397
団体年金保険	—	—	—	—

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約と年金支払開始後契約の責任準備金の合計額であります。

② 新契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	4	17,867	7	34,338
個人年金保険	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	14,122
団体年金保険	—	—	—	—

③ 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
個人保険	5,569	5,446
個人年金保険	2,229	1,763
合計	7,799	7,210
うち医療保障・生前給付保障等	2,896	2,875

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

④ 新契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
個人保険	201	294
個人年金保険	26	28
合計	227	323
うち医療保障・生前給付保障等	117	148

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(資産運用の状況)

① 資産の構成 (一般勘定)

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	2,707	2.7	6,896	6.9
有価証券	94,615	95.0	88,520	89.2
公社債	52,630	52.9	43,660	44.0
株式	—	—	—	—
外国証券	18,050	18.1	18,098	18.2
公社債	17,550	17.6	17,045	17.2
株式等	500	0.5	1,053	1.1
その他の証券	23,934	24.0	26,761	27.0
貸付金	573	0.6	446	0.4
保険約款貸付	573	0.6	446	0.4
一般貸付	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	121	0.1
その他	1,684	1.7	3,303	3.3
貸倒引当金	△4	△0.0	△4	△0.0
合計	99,576	100.0	99,283	100.0
うち外貨建資産	15,183	15.2	15,173	15.3

② 運用利回り (一般勘定)

(単位：%)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現預金・コールローン	△2.30	△0.21
有価証券	4.00	3.04
うち公社債	1.49	2.62
うち株式	3,768.53	11,034.73
うち外国証券	5.91	2.44
貸付金	1.68	1.75
うち一般貸付	—	—
一般勘定計	3.54	2.52
うち海外投融資	4.85	2.20

少額短期保険事業

(保険引受の状況)

SBIいきいき少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
元受正味保険料	2,789	3,345
正味収入保険料	1,502	1,913
正味支払保険金	436	629

日本少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
元受正味保険料	4,681	5,031
正味収入保険料	228	255
正味支払保険金	35	40

SBIリスタ少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
元受正味保険料	374	389
正味収入保険料	280	323
正味支払保険金	5	0

第3期第1四半期連結累計期間（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日）

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続きました。保険業界及び少額短期保険業界におきましては、大阪府北部を震源とする地震などの自然災害が発生したことに対応し、確実な保険金・給付金の支払いに資する各種の取り組みが行われました。また、引き続き一部の先進的な会社において、FinTechと呼ばれる最先端のIT技術に基づく新しい保険商品・サービスの開発に向けた試みが活発化する傾向がみられました。資産運用においては、日本銀行のマイナス金利政策の影響で歴史的な超低金利環境となるなか、運用利回りを確保するための取り組みが行われました。

当第1四半期連結累計期間における当社グループの経営成績は、経常収益が16,492百万円、経常利益が695百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益が436百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（損害保険事業）

損害保険事業においては、収益力の向上及び規模の拡大に向けた取組の強化、並びに顧客の十分な信頼を得る運営体制の構築を目標に掲げており、その結果、自動車保険ではネット通販損保の特性を活かし、競争力のある保険料体系等を強みに顧客基盤の拡大に努めました。当事業における経常収益は7,069百万円、セグメント利益は557百万円となりました。

（生命保険事業）

生命保険事業においては、平成29年6月より、住信SBIネット銀行株式会社が提供する住宅ローンをご利用のお客様に、特約充実させた団体信用生命保険及び「全疾病保障」の団体信用就業不能保障保険の提供を開始し、販売が好調に推移いたしました。資産運用面では、安全性を重視し保険金支払のためのソルベンシー確保を第一に、長期的かつ安定的な運用収益の実現に努めました。当事業における経常収益は5,291百万円、セグメント利益は74百万円となりました。

（少額短期保険事業）

少額短期保険事業においては、引き続き、新聞、ラジオ、テレビ等を中心としたマス媒体の露出を積極的に拡大するとともに、全国主要都市における代理店販売網の拡大に向けた取組みを推進いたしました。当事業における経常収益は4,165百万円、セグメント利益は173百万円となりました。

セグメントごとの保険契約の保有件数は次のとおりであります。

（（単位：千件）

区分	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
損害保険事業	985	999
生命保険事業	121	125
少額短期保険事業	624	637

（注）上表の生命保険事業の保有件数には、団体保険の被保険者数を含めております。

各事業を構成する子会社の保険引受の状況は次のとおりであります。

損害保険事業

SBI損害保険株式会社

① 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
保険引受収益	6,386	6,925
保険引受費用	3,795	4,834
営業費及び一般管理費	1,589	1,635
その他収支	△0	△0
保険引受利益	1,001	455

- (注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などであります。

② 保険種目別の保険料・保険金

a 正味収入保険料

(単位：百万円、%)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	44	0.7	86	1.3
海上	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—
自動車	6,133	96.1	6,610	95.5
自動車損害賠償責任	62	1.0	48	0.7
その他	141	2.2	177	2.5
(うち費用・利益)	(141)	(2.2)	(177)	(2.5)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	6,382	100.0	6,922	100.0

- (注) 正味収入保険料は、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものであります。

b 元受正味保険料

(単位：百万円、%)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	115	1.2	233	2.3
海上	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—
自動車	9,024	97.2	9,715	95.9
自動車損害賠償責任	—	—	—	—
その他	141	1.6	177	1.8
(うち費用・利益)	(141)	(1.6)	(177)	(1.8)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	9,281	100.0	10,125	100.0

(注) 元受正味保険料は、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。

c 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円、%)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)			当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	2	0.1	9.6	4	0.1	10.0
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	3,940	98.0	76.9	4,104	98.0	74.3
自動車損害賠償責任	59	1.5	95.3	60	1.5	125.7
その他	17	0.4	18.9	18	0.4	13.0
(うち費用・利益)	(17)	(0.4)	(18.9)	(18)	(0.4)	(13.0)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	4,019	100.0	75.3	4,187	100.0	72.3

(注) 1. 正味支払保険金は、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものであります。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100

生命保険事業

SBI生命保険株式会社

① 保有契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)		当第1四半期会計期間 (平成30年6月30日)	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	104	135,289	104	148,119
個人年金保険	4	29,720	4	28,436
団体保険	—	389,397	—	516,008
団体年金保険	—	—	—	—

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約と年金支払開始後契約の責任準備金の合計額であります。

② 新契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	1	6,705	2	16,212
個人年金保険	—	—	—	—
団体保険	—	7,595	—	448
団体年金保険	—	—	—	—

③ 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年6月30日)
個人保険	5,446	5,441
個人年金保険	1,763	1,689
合計	7,210	7,130
うち医療保障・生前給付保障等	2,875	2,868

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

④ 新契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
個人保険	62	96
個人年金保険	6	6
合計	68	102
うち医療保障・生前給付保障等	34	40

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定

疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

少額短期保険事業

SBIいきいき少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
元受正味保険料	790	944
正味収入保険料	437	556
正味支払保険金	123	190

日本少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
元受正味保険料	1,283	1,334
正味収入保険料	66	67
正味支払保険金	9	11

SBIリスタ少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
元受正味保険料	107	109
正味収入保険料	89	91
正味支払保険金	0	—

(2) 財政状態

第2期連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

当連結会計年度末における総資産は、167,496百万円(前年度末比3,225百万円減少)となりました。主な勘定残高は、有価証券118,023百万円(同16,342百万円減少)、現金及び預貯金28,720百万円(同9,984百万円増加)であります。

当連結会計年度末における負債は、136,455百万円(同3,617百万円減少)となりました。主な勘定残高は、保険契約準備金126,531百万円(同4,370百万円減少)であります。

当連結会計年度末における純資産は、31,041百万円(同392百万円増加)となりました。主な増加要因は、その他有価証券評価差額金が前年度末から333百万円減少した一方で、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が724百万円増加したことあります。

第3期第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、165,945百万円(前年度末比1,551百万円減少)となりました。主な勘定残高は、有価証券120,642百万円(同2,619百万円増加)、現金及び預貯金25,831百万円(同2,888百万円減少)であります。

当第1四半期連結会計期間末における負債は、134,734百万円(同1,720百万円減少)となりました。主な勘定残高は、保険契約準備金125,688百万円(同842百万円減少)であります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、31,210百万円(同169百万円増加)となりました。主な増加要因は、その他有価証券評価差額金が前年度末から297百万円減少した一方で、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が436百万円増加したことあります。

(3) キャッシュ・フローの状況

第2期連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、当連結会計年度末において27,909百万円（前年度末比10,023百万円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に生命保険事業において、平成22年に新規取扱いを停止した個人年金保険などの保険金等支払金（保険金、年金、解約返戻金等の保険契約上の支払金）により、8,586百万円の支出超過となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に生命保険事業における有価証券の売却・償還による収入により、18,650百万円の収入超過となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローについては、該当事項はありません。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において判断したものであります。

① 連結財務諸表に大きな影響を及ぼす重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性から、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

a 金融商品の時価の算定方法

有価証券、デリバティブ取引等について、時価の算定は原則として市場価格に基づいておりますが、一部の市場価格のない有価証券、デリバティブ取引等については、将来キャッシュ・フローの現在価値や契約期間等の構成要素に基づく合理的な見積りによって算出された価格等を時価としております。

b 有価証券の減損

保有している有価証券は有価証券市場の価格変動リスクを負っているため、合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。将来、有価証券市場が悪化した場合には有価証券評価損が発生する可能性があります。

c 固定資産の減損処理

固定資産については、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を減損損失に計上しております。回収可能価額は、資産グループの時価から処分費用見込み額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか高い方の金額であることから、固定資産の減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。従って、固定資産の使用方法を変更した場合及びのれんが認識された取引において取得した事業の状況に変動が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

d 繰延税金資産の回収可能性の評価

繰延税金資産の回収可能性の判断に際しては、将来の課税所得を合理的に見積もっております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、将来において当社グループをとりまく環境に大きな変化があった場合など、その見積額が変動した場合は、繰延税金資産の回収可能性が変動する可能性があります。

e 支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てております。今後、物価や裁判例などの動向、見積りに影響する新たな事実の発生などによって、支払備金の計上額が当初の必要見積額から変動する可能性があります。

f 責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。当初想定した環境・条件等が大きく変動し予期せぬ損害の発生が見込まれる場合には、責任準備金の積み増しが必要になる可能性があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 当連結会計年度における当社グループの経営成績について

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、経常収益が62,186百万円、経常利益が1,059百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が724百万円となり、損害保険事業、生命保険事業及び少額短期保険事業の3つのセグメントすべてにおいて成長が続いております。この要因として、雇用・所得環境の改善が続く中で個人消費の持ち直しが見られ、当社グループの個人向け保険商品の販売の追い風となったことに加えて、各セグメントにおける経営効率の向上に向けた取組みが着実に進展しているためと分析しております。

b 当社グループの資本の財源及び資金の流動性について

当社グループは、保険事業の公共性に鑑み、保険金支払業務等の業務を適切に履行するために、十分な支払能力に資する自己資本の充実や資金の流動性の確保が重要であると認識しております。

当社グループにおける平成30年3月期末の連結ソルベンシー・マージン比率は1,081.6%であり、健全性の一つの基準となる200%を上回っていることから、保険金等の支払能力の充実の状況は適当であると判断しております。

なお、当社グループでは、既存取引システムの増強及び新サービスを提供するためのソフトウェア開発を中心とした設備投資を継続的に実施いたしますが、これらはすべて自己資金でまかなう予定であります。また、当社グループでは、各子会社の事業の特性に応じ、将来の保険金等の支払いに備えて、十分な現金及び現金同等物を準備しております。

c 当社グループの経営方針・経営戦略について

当社グループでは、「顧客中心主義」の徹底という基本的な経営観のもと、保険事業におけるイノベーターとして顧客の便益を高める商品・サービスを提供しお客様の利便性を追求すること、グループ間のシナジーを發揮しグループ一体の成長を目指すこと及び効率的なグループ経営を実現しその成果を顧客に還元することをグループ経営基本方針として掲げております。

この基本方針を踏まえ、平成30年3月に策定した中期経営計画では、InsureTech(※1)のリーディングカンパニーとなることを掲げ、先端技術を商品開発や業務効率化に活用し保険業に新たな価値を創造していくこと、シナジーを高めて経営効率を一層向上させていくこと及び事業提携やM&Aにより事業基盤を拡大していくことを経営戦略に据えております。第4次産業革命とも言われるIoTやビッグデータ、AIなどの技術革新が急速に進展する時代において、革新的な技術を積極的に採用し、顧客の便益を高めていくことが当社グループの成長に不可欠と認識しております。当社グループでは、SBI生命保険株式会社が近畿大学と共同でAIを活用したがん遺伝子パネル検査の実施可能性に関する臨床研究を開始し、同検査の費用負担軽減に繋がる新たな保険商品の開発可能性を検討するなど、先端技術を保険商品・サービスの向上に活かす取組みを進めております。

(※1) InsureTechとは、保険(Insurance)と技術(Technology)を組み合わせた概念で、金融領域のうちとりわけ保険業界におけるテクノロジーを活用したイノベーションの総称をいいます。

d セグメントごとの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

セグメントごとの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

(損害保険事業)

当連結会計年度における損害保険事業の経常収益は24,628百万円、セグメント利益は216百万円となりました。

SBI損害保険株式会社は、その販売の中核となる自動車保険につきまして、国内自動車保険市場の安定的な成長が続いていることに加えて、当社グループにおいてはLINEを活用した見積りサービスなど顧客利便を高める商品・サービスの見直しに取り組んできこと等により、当事業年度における経常収益は24,628百万円と対前年比増収を達成しております。また、大口事案の支払等が発生したことを受けて損害率は上昇したものの、経営効率の改善に向けた取組みの成果によって事業費率の低下傾向を維持したことにより、当事業年度における当期純利益は86百万円と単年度黒字化を達成しております。

自動車保険につきましては、自動運転技術の普及等の技術水準の進化が急速に進む中、こうした技術革新を金融分野に応用するいわゆるFinTechについても、保険業界各社が本格的な導入に向けた取組みを開始しております。

このような状況において、損害保険事業では、中期的な課題として、規模と収益性のさらなる追求のためにマーケットの変化に応じた新商品・新サービスの開発に取り組むとともに、収益源の多様化を進める必要があると認識しております。

当社グループは、FinTechの進展による保険マーケットの変化に適応し、平成30年3月に自動車保険における支払手段の一つとして、カード情報の入力がなく、外出先でも簡単にお支払ができるApple Pay (アップルペイ)を導入するなど、新たな取組みを進めております。

また、収益源の多様化を推進する取組みにつきまして、当連結会計年度までに、損害保険事業ではSBIグループ内の金融機関等との提携による住宅ローン向けの火災保険の販売が進展しており、新たな収益の柱への成長を見込めると考えております。今後につきましては、SBIグループと地域金融機関との関係性を最大限に活用し、がん保険や火災保険の販売を強化することによる収益源の多様化を目指しております。

(生命保険事業)

当連結会計年度における生命保険事業の経常収益は22,278百万円、セグメント利益は654百万円となりました。

SBI生命保険株式会社は、保険ニーズの多様化により生命保険業界全体での保有契約件数・年換算保険料の安定成長が続いていることや、SBIグループ内の金融機関等の住宅ローン利用者向けに団体信用就業不能保障保険及び団体信用生命保険の提供を開始したこと、また良好な市場環境を背景に安定的な運用収益を実現したことに伴い、対前年比増収を達成しております。

生命保険事業においては、国内総人口が減少し、市場が成熟・縮小に向かう一方で、高齢化や家族構成の変化に伴って保険ニーズの多様化や新たな保険ニーズの創出もみられます。このような変化は一面においてはリスクと考えられるものの、営業職員などの伝統的チャネルに依拠せず、インターネットの技術等を活用して顧客利便を高めることで顧客の支持を広げ成長を目指している当社グループにおいては好機であり、そうした保険ニーズを的確にとらえることにより大きな成長が実現可能と認識しております。

このような現状認識のもと、生命保険事業では、収益性の確保など健全性には留意しつつ、顧客の利益に合う良質な商品やサービスの提供により新たな企業価値創造を実現し、事業規模及び収益を高めていくことを中期的な目標としております。当連結会計年度においては、SBIグループの投資先企業との提携によりバイタルデータを基に保険契約者の健康管理・アドバイスの提供を行うスマートフォンアプリの提供を開始し、また近畿大学と共同で人口知能を活用したがん遺伝子パネル検査の実施可能性を問う臨床研究を開始するなど先進的な取組みに着手しており、今後はこうした取組みの成果を商品開発に反映していくことで商品性が向上し、契約件数の増加に繋がるものと考えております。また、当連結会計年度より開始した団体信用就業不能保障保険及び団体信用生命保険の販売につきましては、SBIグループ内の金融機関との連携によるシナジーなどにより順調に伸展しており、今後の経営成績の向上に貢献するものと考えております。

(少額短期保険事業)

当連結会計年度における少額短期保険事業の経常収益は15,409百万円、セグメント利益は549百万円となりました。

少額短期保険事業は、少額短期保険業界の認知度が高まり業界全体での成長が続いていることに加えて、ペット保険の発売など、少額短期保険のメリットである機動性を活かし顧客ニーズを捉えた新商品開発や商品改定を実施したこと等により、当セグメントのすべての少額短期保険会社は、対前年比増収を達成しております。

少額短期保険事業につきましては、法令等により参入規制が緩和されており保険会社と比較して機動的な商品開発等が可能というメリットがある一方で、事業規模や引受可能な保険金額に制約があり、また誕生から比較的年数の浅い業態であることもあり認知度が未だ高くないという弱みもあり、業界内では既存会社の成長が続く一方で新規参入会社は苦戦する傾向にあるなど、二極化が進んでいるものと認識しております。

当社グループは、損害保険から生命保険まで幅広い商品を提供する、いわゆるフルライン型の少額短期保険グループとしては規模及び収益性の点で圧倒的であるという強みを活かし、顧客へのクロスセル（※2）や販売代理店網の共有化等のシナジーも順調に進展しており、増収増益に繋がっているものと考えております。今後につきましては、規模と収益性をさらに高め、フルライン型の少額短期保険グループとして圧倒的な地位を確立するため、顧客ニーズを踏まえた商品ラインナップの更なる拡充やM&Aの積極検討により、成長をさらに加速していくことを目指しております。

（※2）クロスセルとは、ある商品の購入者や購入希望者に対し、関連する別の商品の購入を提案することをいいます。

4 【経営上の重要な契約等】

商号・商標使用許諾契約

当社グループ各社は、SBIホールディングス株式会社が保有する商標「SBI（ロゴマーク含む）」及び「SBIグループ」「SBI Group」「SBIインシュアランスグループ」「SBI Insurance Group」（以下、併せて「SBI商標等」という。）につき、以下のとおりSBIホールディングス株式会社から使用許諾を得ております。なお、使用許諾を得た会社がSBIホールディングス株式会社の子会社、関連会社等でなくなった場合には、当該使用許諾契約は失効します。

また、当社グループ各社は、当初の商標使用許諾契約の一部文言を変更し、下記契約を締結しております。

契約会社名	契約締結日 (当初契約締結日)	契約内容	商標使用期間
当社	平成30年3月1日 (平成29年3月31日)	会社広報資料や各種ニュースリリース、営業ツール等への、SBI商標等の使用許可	平成29年3月31日より 期間の定めなし
SBI損害保険株式会社	平成30年3月1日 (平成29年4月1日)	会社広報資料や営業ツール等への、SBI商標等の使用許可	平成19年12月16日より 期間の定めなし
SBI生命保険株式会社	平成30年3月1日 (平成27年5月1日)	会社広報資料や営業ツール等への、SBI商標等の使用許可	平成27年5月1日より 期間の定めなし
SBI少短保険ホールディングス株式会社	平成30年3月1日 (平成29年4月1日)	会社広報資料や営業ツール等への、SBI商標等の使用許可	平成25年3月29日より 期間の定めなし
SBIいきいき少額短期保険株式会社	平成30年3月1日 (平成29年4月1日)	会社広報資料や営業ツール等への、SBI商標等の使用許可	平成25年3月29日より 期間の定めなし
SBIリスタ少額短期保険株式会社	平成30年3月1日 (平成29年4月1日)	会社広報資料や営業ツール等への、SBI商標等の使用許可	平成24年6月28日より 期間の定めなし
日本少額短期保険株式会社	平成30年8月1日 (平成28年9月1日)	会社広報資料や営業ツール等への、SBI商標等の使用許可	平成28年9月2日より 期間の定めなし

（注）「契約会社名」は、使用許諾を得ている会社名であります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第2期連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社グループでは、既存取引システムの増強及び新サービスを提供するためのソフトウェア開発を中心に1,237百万円の設備投資を実施しました。当連結会計年度におけるセグメントごとの設備投資金額は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額
損害保険事業	1,018百万円
生命保険事業	124
少額短期保険事業	94
計	1,237
全社	0
合計	1,237

第3期第1四半期連結累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）

当社グループでは、既存取引システムの増強及び業務システムを改善するためのソフトウェア開発を中心に299百万円の設備投資を実施しました。当第1四半期連結累計期間におけるセグメントごとの設備投資金額は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額
損害保険事業	255百万円
生命保険事業	35
少額短期保険事業	7
計	298
全社	0
合計	299

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）			従業員数 (人)
			建物	その他の有形固定資産	合計	
本社 (東京都港区)	全社 (共通)	事務所設備等	19	0	20	19

(2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）			従業員数 (人)	
				有形固定資産		合計		
				建物	その他の有形固定資産			無形固定資産 ソフトウェア
SBI損害 保険株式 会社	横浜データセンター (横浜市都筑区)	損害保険 事業	ソフトウェア等	0	23	976	1,000	—
	南砂データセンター (東京都江東区)	損害保険 事業	ソフトウェア等	—	81	998	1,079	—

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成30年7月31日現在）

平成30年7月31日現在において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	75,000,000
計	75,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,820,530	非上場	単元株式数100株
計	18,820,530	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(2018年第1回新株予約権)

決議年月日	平成30年4月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名及び当社子会社の取締役16名
新株予約権の数※	25,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 750,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1,734円 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 平成33年7月1日 至 平成35年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,763円 資本組入額 882円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 提出日の前月末現在（平成30年7月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成32年（2020年）3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が18億円以上、かつ平成33年（2021年）3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が20億円以上となり、さらに2期累計額が40億円以上となった場合のみ、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員を任期中に解任された場合又は懲戒解雇された場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。

なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 本新株予約権の保有者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により当該保有者により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2018年第2回新株予約権)

決議年月日	平成30年4月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員5名及び当社子会社の従業員372名
新株予約権の数※	23,690個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 710,700株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1,734円 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 平成32年6月1日 至 平成35年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,734円 資本組入額 867円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 提出日の前月末現在（平成30年7月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、定年退職による場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の

新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 本新株予約権の保有者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により当該保有者により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年12月19日 (注) 1	600	600	30	30	—	—
平成29年3月30日 (注) 2	128,400	129,000	3,210	3,240	3,210	3,210
平成29年3月31日 (注) 3	498,351	627,351	—	3,240	23,710	26,920
平成30年3月30日 (注) 4	—	627,351	—	3,240	△10,420	16,500
平成30年6月26日 (注) 5	18,193,179	18,820,530	—	3,240	—	16,500

(注) 1. 発行済株式総数及び資本金の増加は、会社設立によるものであります。

2. 有償第三者割当 128,400株

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

割当先 SBIホールディングス株式会社

3. 当社を株式交換完全親会社とし、SBI生命保険株式会社及びSBI少短保険ホールディングス株式会社をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株式の発行によるものであります。

株式交換比率 SBI生命保険株式会社 1 : 0.3

SBI少短保険ホールディングス株式会社 1 : 1

4. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

5. 株式分割 (1 : 30) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

平成30年7月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	—	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	188,205	—	—	—	188,205	30
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	100	—	—	—	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 18,820,500	188,205	—
単元未満株式	普通株式 30	—	—
発行済株式総数	18,820,530	—	—
総株主の議決権	—	188,205	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは株主に対する利益還元を重要課題の一つと認識しており、当期の利益、経営環境への対応および企業体質強化のための内部留保との調和を図りつつ安定的な配当を継続していくことを基本方針とし、安定配当の実現に向けた経営基盤づくりを行ってまいります。

ただし、当社は成長途上であり、設立（平成28年12月19日）から本書提出日現在までの配当実績がなく、当面の間は期間利益を内部留保し、事業資金といたします。また、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は未定であります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって定める旨を定款に定めております。また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性11名 女性一名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	執行役員 会長兼社長	乙部 辰良	昭和33年4月21日生	昭和56年4月 大蔵省（現財務省）入省 平成10年10月 国税庁東京国税局課税第一部長 平成11年7月 大蔵省（現財務省）金融企画局企画課債権等流動化室長 平成12年7月 同省大臣官房信用機構課機構業務室長 平成13年7月 同省主税局税制第二課法人税制企画室長 平成14年7月 金融庁総務企画局市場課長 平成15年7月 同庁総務企画局信用課長 平成16年7月 同庁総務企画局政策課長 平成18年7月 同庁検査局総務課長 平成20年7月 同庁監督局総務課長 平成21年7月 同庁総務企画局参事官兼公認会計士・監査審査会事務局長 平成22年7月 同庁総務企画局審議官（市場担当） 平成24年7月 財務省東海財務局長 平成25年6月 預金保険機構総務部長 平成27年7月 財務省関東財務局長 平成28年6月 同省退官 平成28年10月 SBIファイナンシャルサービス株式会社顧問 平成29年2月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成29年3月 当社取締役会長 平成29年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員常務 平成30年2月 当社代表取締役執行役員会長兼社長（現任）	(注) 3	—
取締役	執行役員 副会長	城戸 博雅	昭和40年6月17日生	平成2年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 平成11年11月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）IR室長 平成13年12月 ウェブリース株式会社（現FAリーシング株式会社）代表取締役社長 平成14年2月 ファイナンス・オール株式会社（現SBIホールディングス株式会社）取締役 平成17年3月 同社取締役執行役員専務兼CFO 平成18年3月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員ファイナンシャル・サービス事業本部長 平成18年6月 同社取締役執行役員常務ファイナンシャル・サービス事業本部長 平成20年6月 SBI損害保険株式会社代表取締役社長 平成21年6月 SBIホールディングス株式会社取締役 平成29年3月 当社代表取締役社長 平成30年1月 当社代表取締役執行役員社長 平成30年2月 当社取締役執行役員副会長（現任） 平成30年3月 SBIいきいき少額短期保険株式会社取締役会長（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員	大和田 徹	昭和40年12月20日生	<p>平成元年4月 エクイタブル生命保険株式会社（現アクサ生命保険株式会社）入社</p> <p>平成14年7月 アスペクタ・ジャパン株式会社入社 インベストメント・グループ・ヘッド</p> <p>平成15年3月 ビーシーエー生命保険株式会社（現SBI生命保険株式会社）入社 インベストメント部特別勘定運用グループ・ヘッド</p> <p>平成18年4月 シュローダー投信投資顧問株式会社（現シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社）入社 プロダクト・スペシャリスト部部长</p> <p>平成19年1月 ビーシーエー生命保険株式会社（現SBI生命保険株式会社）入社 インベストメント部ヘッド</p> <p>平成23年4月 同社執行役</p> <p>平成24年1月 同社執行役、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー</p> <p>平成27年2月 同社取締役執行役、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼インベストメント部ヘッド、IT部ヘッド</p> <p>平成28年4月 同社取締役兼執行役員、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー</p> <p>平成29年8月 同社取締役兼執行役員（現任）</p> <p>平成29年12月 当社取締役兼経営企画部長</p> <p>平成30年1月 当社取締役執行役員兼経営企画部長（現任）</p>	(注)3	—
取締役	執行役員	長澤 信之	昭和49年11月5日生	<p>平成15年7月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）入社</p> <p>平成16年12月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現SBIホールディングス株式会社）転籍</p> <p>平成17年3月 SBIパートナーズ株式会社（現SBIホールディングス株式会社）管理本部法務部次長兼務出向</p> <p>平成18年3月 SBIホールディングス株式会社不動産法務部長</p> <p>平成19年9月 SBIエステートマネジメント株式会社取締役コンプライアンスオフィサー</p> <p>平成21年4月 SBIライフリビング株式会社（現株式会社ウエイブダッシュ）管理本部法務部長</p> <p>平成22年6月 同社取締役</p> <p>平成24年8月 同社常務取締役</p> <p>平成26年5月 SBIホールディングス株式会社法務コンプライアンス部部长</p> <p>平成26年12月 SBIエステートマネジメント株式会社取締役コンプライアンスオフィサー</p> <p>平成30年1月 当社執行役員</p> <p>平成30年2月 SBI少短保険ホールディングス株式会社取締役（現任）</p> <p>平成30年2月 当社取締役執行役員兼総務人事部長（現任）</p>	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員	島津 勇一	昭和42年11月4日生	<p>平成3年4月 三井生命保険相互会社（現三井生命保険株式会社）入社</p> <p>平成12年6月 インズウェブ株式会社（現SBIホールディングス株式会社）入社</p> <p>平成13年2月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）転籍</p> <p>平成15年11月 イー・トレード証券株式会社（現株式会社SBI証券）転籍 社長室長</p> <p>平成19年10月 SBI生保設立準備株式会社取締役</p> <p>平成20年3月 SBIアクサ生命保険株式会社（現アクサダイレクト生命保険株式会社）取締役</p> <p>平成24年3月 日本震災パートナーズ株式会社（現SBIリスタ少額短期保険株式会社）取締役</p> <p>平成26年6月 いきいき世代株式会社（現SBIいきいき少額短期保険株式会社）代表取締役社長</p> <p>平成28年4月 SBI生命保険株式会社取締役</p> <p>平成28年9月 SBI少短保険ホールディングス株式会社代表取締役</p> <p>平成28年10月 日本少額短期保険株式会社代表取締役会長CEO</p> <p>平成29年4月 SBI損害保険株式会社代表取締役社長（現任）</p> <p>平成30年2月 当社取締役執行役員（現任）</p>	(注)3	—
取締役		朝倉 智也	昭和41年3月16日生	<p>平成元年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行</p> <p>平成2年1月 メリルリンチ証券会社（現メリルリンチ日本証券株式会社）入社</p> <p>平成7年6月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社</p> <p>平成10年11月 モーニングスター株式会社入社</p> <p>平成12年3月 同社取締役インターネット事業部長</p> <p>平成16年7月 同社代表取締役社長</p> <p>平成19年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員</p> <p>平成24年6月 SBI損害保険株式会社取締役</p> <p>平成24年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員常務</p> <p>平成24年7月 モーニングスター株式会社代表取締役執行役員社長（現任）</p> <p>平成25年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員専務</p> <p>平成27年2月 SBI少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長</p> <p>平成27年2月 ビーシーエー生命保険株式会社（現SBI生命保険株式会社）取締役</p> <p>平成27年11月 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社代表取締役社長兼CEO（現任）</p> <p>平成29年6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成30年6月 SBIホールディングス株式会社専務取締役（現任）</p>	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		永末 裕明	昭和26年4月9日生	昭和50年4月 大東京火災海上保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社 平成13年4月 あいおい損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）執行役員九州営業本部長 平成19年7月 同社専務取締役営業開発部長兼首都圏戦略室長 平成20年6月 同社代表取締役専務執行役員 平成22年4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副社長執行役員営業開発本部長兼リテール営業開発本部長 平成25年4月 同社取締役副社長執行役員地域営業推進本部長 平成26年4月 同社顧問 平成27年6月 SBIホールディングス株式会社社外監査役 平成27年9月 一般社団法人自転車安全利用促進協会理事（現任） 平成29年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役		渡邊 啓司	昭和18年1月21日生	昭和50年10月 プライスウォーターハウス会計事務所（現PwCあらた有限責任監査法人）入所 昭和62年7月 青山監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）代表社員（同時にPrice Waterhouse（現PwCあらた有限責任監査法人）Partner就任） 平成7年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成8年4月 同所代表社員 平成12年6月 いちよし証券株式会社社外取締役 平成15年7月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Market Leader 平成20年6月 株式会社朝日工業社社外取締役（現任） 平成22年6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役 平成23年3月 株式会社船井財産コンサルタンツ（現株式会社青山財産ネットワークス）社外取締役（現任） 平成29年6月 北越紀州製紙株式会社（現北越コーポレーション株式会社）社外監査役（現任） 平成29年6月 当社取締役（現任） 平成30年6月 株式会社うかい社外取締役（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		神山 敏之	昭和28年10月28日生	昭和53年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成13年5月 同行資金部部長 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）市場企画部欧州資金室室長 平成16年4月 株式会社みずほ銀行市場営業部部長 平成19年7月 みずほインベスターズ証券株式会社（現みずほ証券株式会社）執行役員（金融商品開発部担当、債券部・営業企画部副担当） 平成22年4月 Philippine National Bank東京支店長兼在日代表 平成25年4月 SBIバイオテック株式会社常勤監査役 平成28年6月 SBI少短保険ホールディングス株式会社監査役 平成29年3月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
監査役		大鶴 基成	昭和30年3月3日生	昭和55年4月 検事任官 平成17年4月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成19年1月 函館地方検察庁検事正 平成20年1月 最高検察庁検事（財政経済担当） 平成22年3月 東京地方検察庁次席検事 平成23年1月 最高検察庁公判部長 平成23年8月 検事退官、弁護士登録（第一東京弁護士会）、サン綜合法律事務所客員弁護士（現任） 平成24年7月 アウロラ債権回収株式会社社外取締役（現任） 平成26年2月 一般社団法人日本野球機構調査委員長（現任） 平成26年6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役（現任） 平成27年6月 モーニングスター株式会社社外取締役（現任） 平成29年3月 当社監査役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		松尾 清	昭和26年6月27日生	昭和52年9月 ブライス・ウォーターハウス（現ブ ライスウォーターハウスクーパ ース）入所 昭和61年3月 同所ニューヨーク事務所転籍 平成4年7月 同所米国パートナー就任 同所日本 企業部代表就任 平成8年9月 監査法人トーマツ（現有限責任監査 法人トーマツ）ニューヨーク事務所 入所 平成12年5月 同監査法人東京事務所勤務 平成19年6月 同監査法人東京事務所トータルサー ビス3部部門長 平成22年10月 同監査法人東京事務所グローバルサー ビスグループ部門長 平成25年4月 松尾清公認会計士事務所開設 平成27年6月 日本通信株式会社社外監査役（現 任） 平成29年3月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計						—

- (注) 1. 取締役永末裕明及び取締役渡邊啓司は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役神山敏之、監査役大鶴基成及び監査役松尾清は、社外監査役であります。
3. 平成30年6月26日付の定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成30年6月26日付の定時株主総会の終結の時から平成34年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、保険業における社会的責任と公共的使命を深く認識し、正しい倫理的価値観を持ったうえで、多くのお客様に安心をお届けし、全ての利害関係者から信頼される企業を目指しております。

当社グループは、経営の健全性、透明性、効率性を維持するとともに、当社が、グループの司令塔として、子会社の経営を適切に管理および監督する機能を確保し、グループ全体の適切かつ有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築をめざしております。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 会社の機関の基本説明

保険業法に基づく保険持株会社である当社は、グループ経営戦略の決定、経営資源の適正な配分や資本政策の業務を担うとともに、グループ全体の収益およびリスク管理を徹底するため、子会社より報告等を受け、子会社が抱える経営上のリスクを的確に把握できる体制の構築および維持・強化に取り組んでおります。一方、子会社は、自社の事業特性・商品特性を踏まえたマーケティング戦略の決定等、独自の経営戦略に基づき事業を遂行し、自社事業の拡大およびグループ企業価値の増大に努めております。

また、法令遵守（コンプライアンス）・業務の効率化・財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの基本方針を定めるとともに、グループ全体に大きな影響を与える事項や経営の健全性および透明性の確保に必要な事項に関しては、直接の子会社との間で経営管理契約を締結し当社に承認または報告を求め、経営の重要事項に関しては、グループ基本方針を定めて子会社にその遵守を求め、グループ経営管理を行っております。

当社の機関等は以下のとおりであります。

株主総会

株主総会は、株主によって構成される当社の最高意思決定機関であり、事業報告、連結および単体の計算書類の報告ならびに剰余金の処分や役員を選任など、法令および定款に定める重要事項の決議を行っております。定時株主総会は、毎年1回開催されます。

取締役会

取締役会は、取締役の職務の執行を監督する責務を負うとともに、当社の業務執行に関する重要事項を決定する機関として機能しております。取締役会は、8名の取締役（うち2名は社外取締役）で構成されております。当社は社外取締役の独立性基準を定めておりますが、一般株主と利益相反が生じるおそれのないと当社が定めた同基準を満たしております。取締役会は、原則として毎月1回定時開催しております。

監査役・監査役会

監査役は、独立した機能として、取締役会への出席を通じて、取締役の職務執行状況をモニタリングし、取締役および取締役会に対して、会社の健全な経営に資するための提言、助言、勧告を行っております。監査役会は、3名の監査役（うち3名全員が社外監査役）をもって組織され、法令および定款等に従い、業務および財産の状況、監査に関する重要な事項について、協議および決議を行っております。

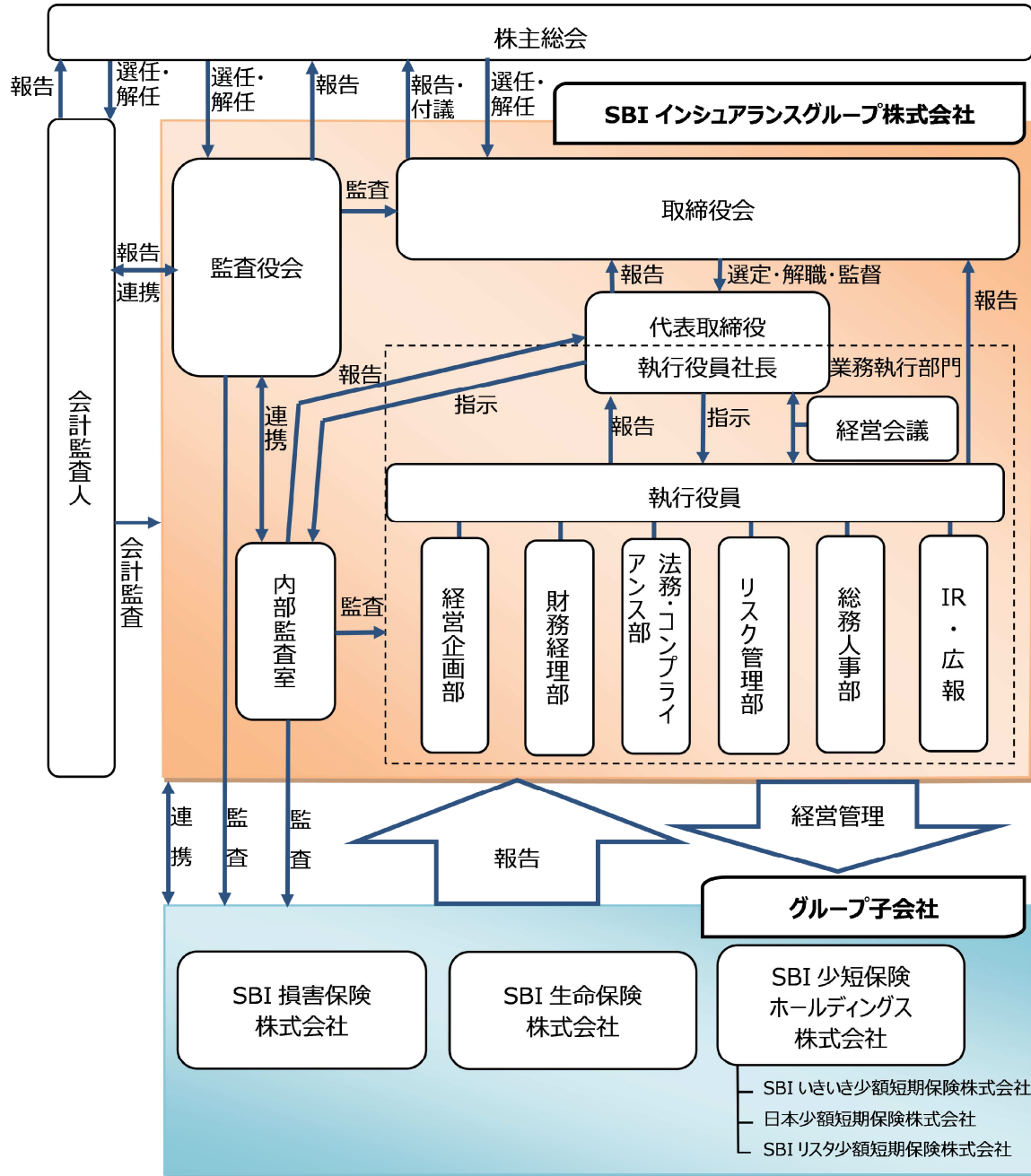
経営会議

経営会議は、代表取締役、執行役員、部長で構成し、当社グループの予算および実績差異の早期の把握・分析、並びに、代表取締役に各執行役員が担当業務の重要事項報告を行っております。経営会議は、原則として毎月1回開催しております。

会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会社法監査および金融商品取引法に基づく監査を受けております。

ロ. 当社の企業統治の体制図は以下のとおりであります。



・当該体制を採用する理由

当社は上記体制を採用するのは、保険業法に基づく保険持株会社として、子会社の保険会社等を適切に管理および監督する機能を確保し、グループ全体の適切かつ有効なコーポレート・ガバナンス体制を確保するためであります。

取締役会においては独立性の高い社外取締役による外部視点を導入し経営監督機能の強化を図るとともに、経営監督機能を担う取締役会から独立した監査役および監査役会により経営監視機能を発揮させる体制とすることにより、企業経営の透明性と健全性を十分に確保できていると判断し、現在の体制としております。

ハ、会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、内部統制の適切性の確保と向上を図っております。

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 取締役会は、当社の業務執行を適正かつ健全に行い、企業統治を一層強化する観点から、法令遵守と実効性ある内部統制システムの構築を経営の最重要課題として位置づけ、その体制確立に努める。
- (2) 監査役会は、監査役会規程を制定するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、課題の早期発見と是正に努める。
- (3) 取締役会は、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス規程を制定し、役職員は法令・定款および経営理念を遵守した行動をとらなければならない旨を明記する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス責任者を任命し、コンプライアンス責任者は当社のコンプライアンスの取組状況についてモニタリングを実施する。
- (4) 取締役会は、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス責任者は、その進捗状況や達成状況を点検・管理し、四半期ごとに取締役会に報告を行う。
- (5) 取締役会は、内部監査にかかる基本方針を定め、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備し、定期的な内部監査の実施により、役職員の職務執行の適法性を確保する。
- (6) 取締役会が制定した内部監査規程に基づき、内部監査人は事業年度ごとに監査計画を策定して内部管理体制の監査を定期的に行い、取締役会に報告する。
- (7) 取締役会は、内部通報について通報者の保護を図りつつ、透明性を維持した適切な内部通報体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務執行に係る情報は、取締役会の制定した文書管理規程に基づき適切に保管・管理する。また、各取締役及び各監査役の要請があるときは、これを閲覧に供する体制を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定め、リスク管理規程等を制定し、業務に関するリスク情報の収集と分析を行って、全体のリスクを総合的に管理するリスク管理体制を構築する。
- (2) 取締役会は、リスク管理責任者・部署を設置し、リスク管理者は、内在する各種リスクの測定・モニタリングを行って取締役会に定期的に報告する。
- (3) 取締役会は、危機事態への対応に関する基本方針を定め、不測の事態に備える体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 取締役会は、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、職務の執行を行わせる。
- (2) 職務執行については、組織規程・職務分掌および決裁権限規程にて職務分掌を明確にする。

5. 当企業集団並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の所属する親会社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員・社員に徹底させるものとする。
- (2) 法令等を遵守し、当社および子会社の内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- (3) 当社グループの重要な方針を制定し、子会社に周知する。
- (4) 親会社のコンプライアンス行動規範に準拠し、業務運営を行う。
- (5) 当社の事業活動又は役員・社員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合の社内及び当社グループ内の通報・相談窓口（ヘルプライン）に関するルールを周知徹底する。
- (6) 取締役会は、子会社と締結した経営管理契約に基づく経営管理を行うことにより子会社の業務の適正を確保する。子会社の状況については、取締役会に報告を行う。

内部統制システムに関する基本方針

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、同第2号、同第3号)
監査役がその職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置く。当該使用人の人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査役の同意を事前に得た上で行う。
7. 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号、同第5号)
取締役及び使用人は、当社グループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時かつ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役より当社グループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではないものとする。
- ① 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - ② 経営に関する重要な事項
 - ③ 内部監査に関連する重要な事項
 - ④ 重大な法令・定款違反
 - ⑤ その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第6号、同第7号)
- (1) 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、当社グループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
 - (2) 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、当社グループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
 - (3) 監査役が職務の執行について生ずる通常費用は、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役が職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。
 - (4) 当社は、内部通報制度を利用した通報者及び監査役への報告を行った役員・社員は、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた体制の整備を推進するものとする。

ニ. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査室

内部監査室は、各部門および子会社の監査を実施し、契約者保護、業務運営の適切性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンス遵守状況を評価し、課題解決のための助言、指導、是正勧告を行っております。それら一連の内部監査活動の結果を取締役会と監査役へ報告しております。

内部監査室は、常勤監査役と意見交換を目的とした会議を毎月実施しております。そのような連携の中で、内部監査室は、監査役からの調査要請があれば、これに全面的に協力しております。

内部監査室は、財務報告にかかるリスク認識について、会計監査人と必要に応じて意見交換を行い、財務報告に係る内部統制機能の有効性、効率性を高めるために連携の強化に努めております。

なお、内部監査室の人員は3名であります。

監査役監査

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業及び企業集団の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めております。

そのために、監査役は、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を実施するとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、取締役及び各部門に対するヒアリング、子会社の監査役との情報交換などを目的とする監査役連絡会の開催、内部監査室との意見交換を目的とした会議の実施、代表取締役との意見交換などを実施しております。

また、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告及び会計監査結果報告の受領並びに情報交換・意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

ホ. 会計監査の状況

当事業年度における会計監査体制は次のとおりであります。

公認会計士等の氏名		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	國本 望	有限責任監査法人トーマツ
	佐竹 正規	
	佐藤 誠	

※ 有限責任監査法人トーマツ及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同有限責任監査法人は、法令等に従い、同一の業務執行社員が当社の会計監査に7会計期間を超えて関与することのないよう措置を講じております。当社は同有限責任監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について、監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名、その他 12名

ヘ. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役永末裕明は、保険会社等の役員としての豊富な経験と高い見識を有する立場から、監督・提言を行っております。

社外取締役渡邊啓司は、会計の専門家および他社における役員としての豊富な経験と高い見識を有する立場から、監督・提言を行っております。

社外監査役神山敏之は、金融分野における豊富な経験と高い見識を有する立場から、監査・提言を行っております。

社外監査役大鶴基成は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有する立場から、監査・提言を行っております。

社外監査役松尾清は、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有する立場から、監査・提言を行っております。

社外取締役及び社外監査役は、当社の株式を保有しておらず、また、当社との間に人的関係、資本の関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は、取締役会において、会計監査人、監査役会及び内部監査室の監査結果について報告を受けるとともに、取締役及び各部門に対するヒアリングを随時実施し、内部監査室から内部統制の整備・運用状況等に関する報告を随時受けることなどにより、当社グループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において意見を表明しています。

社外監査役は、内部監査室の監査結果について報告を受けるとともに、会計監査人による監査計画報告及び会計監査結果報告の受領並びに情報交換・意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性基準を以下のとおり定め、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

<社外取締役の独立性基準>

- a 現在または就任の前10年間のいずれにおいても、当社及び子会社の役員（※1）または使用人でないこと
- b 現在または就任の前5年間、当社の主要株主（※2）（主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の役員（※1）または使用人）でないこと
- c 現在または就任の前5年間、当社と当社の連結収益の2%を超える取引がある者またはその会社の業務執行者（※3）でないこと
- d 現在または就任の前5年間、当社及び子会社の主要な借入先（連結総資産の2%超）の業務執行者（※3）でないこと
- e 現在または就任の前5年間、当社から役員報酬以外に多額の金銭（年間10百万円超）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属し当社に関与している者をいう。）でないこと
- f 現在または就任の前5年間、当社から多額の寄付（年間10百万円超）を受けている法人・組合等の団体の業務執行者（※3）でないこと
- g 過去1年間において、当社の親会社（※4）の「業務執行者または業務執行者でない取締役」でないこと
- h 過去1年間において、兄弟会社（※5）の業務執行者でないこと
- i 上記a～hの者（※6）の2親等以内の親族または生計を一にする者でないこと
- j その他利益相反が生じるおそれがないと取締役会が判断した者
 - ※1…取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）
 - ※2…議決権の10%以上を保有する株主
 - ※3…取締役（社外取締役を除く）及び使用人
 - ※4…財表規則第8条第3項に規定する親会社
 - ※5…当社と同一の親会社を有する他の会社
 - ※6…法人・組合等の団体である場合、その役員・部長クラスの者

当社は、社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

② リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、財務の健全性および業務の適切性を確保し、保険契約上の責務を確実に履行することを目的として、グループを取り巻く様々なリスクを総体的に把握し、リスクの特性等に応じた適切な方法で、リスク管理を実施しております。

当社では、「SBIインシュアランスグループリスク管理基本方針」を制定し、管理対象とするリスクの種類や管理体制等について定めるとともに、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営目標との整合性を確保しつつこれを実施することについても明確にし、グループ全体でリスク管理体制の整備・高度化を推進しております。

当社のリスク管理統括部門は、グループ各社のリスク管理部門と連携し、定期的な連絡会の開催やモニタリングの実施等により、グループ全体のリスク管理の状況を把握するとともに、必要に応じてグループ各社に対し指示や指導等を行っております。これらのリスク管理統括部門による業務の有効性や適切性については、当社の内部監査室が監査を行い、検証しております。

また、グループ各社においては、会社の規模や事業特性等に応じて、管理対象とするリスクやその管理手法等を最適化し、主体的にリスク管理を実施しております。

③ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、当社と関係会社が、相互に密接な連携のもとに、経営を円滑に遂行し、グループで株主・市場から高く評価され、広く社会から信頼されるグループとなることを目的として「SBIインシュアランスグループ関係会社管理規程」を定めております。

関係会社の管理につきましては、経営企画部が統轄し、個々の業務については、各関係部署が経営企画部と連携して管理しております。

当社各部は所管分掌につき子会社から報告を求めモニタリングするとともに、一定の重要な事項については子会社から当社に対し事前承認を求めています。

④ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	48	45	—	3	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	32	30	—	1	—	5

(注) 1. 取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の金額には、平成30年2月21日をもって辞任した取締役の平成29年4月から辞任時までの報酬等を含んでおります。

2. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、定めておりません。

3. 上記とは別に取締役2名に対し、兼務先子会社から合計29百万円の役員報酬等が平成30年3月期に支払われております

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役および監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

⑥ 取締役の定数

取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑧ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

⑪ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑫ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限においても行うことができることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑬ 支配株主との取引を行う際における支配株主を除く株主の保護に関する方策

当社グループは、SBIホールディングス株式会社及びその子会社との間で行う取引（以下、支配株主との取引）において、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。支配株主との取引が見込まれる際には、事前に取締役会等において取引条件の妥当性について十分に審議をした上で意思決定をすることにより、支配株主を除く株主の利益の保護に努めております。

⑭ 株式の保有状況

当社は、子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社に該当しております。当社が保有する株式はすべて子会社株式であり、それ以外の保有目的が純投資目的もしくは純投資目的以外の株式は保有しておりません。また、当社の連結子会社において、投資株式の貸借対照表計上額はありませぬ。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	20	—	22	—
連結子会社	65	—	65	2
計	85	—	88	2

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

決定方針の定めはありませんが、当社の規模及び特性並びに監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成28年12月19日から平成29年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成28年12月19日から平成29年3月31日まで）及び当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
なお、当連結会計年度及び当事業年度に係る監査報告書は、平成30年6月27日に提出した有価証券報告書に添付されたものを利用しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。
なお、第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期レビュー報告書は、平成30年8月13日に提出した四半期報告書に添付されたものを利用しております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な連結財務諸表等を作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催する各種セミナー等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	18,735	28,720
金銭の信託	3,000	3,099
有価証券	134,365	118,023
貸付金	※1 573	※1 446
有形固定資産	※2 320	※2 341
建物	100	135
リース資産	33	39
その他の有形固定資産	186	165
無形固定資産	2,678	2,940
ソフトウェア	1,970	2,273
のれん	705	665
その他の無形固定資産	2	1
代理店貸	74	139
再保険貸	1,802	3,213
その他資産	8,593	9,376
繰延税金資産	80	199
支払承諾見返	500	1,000
貸倒引当金	△4	△4
資産の部合計	170,721	167,496

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
保険契約準備金	130,901	126,531
支払備金	13,117	12,706
責任準備金	*6 117,784	*6 113,659
契約者配当準備金	—	*3 164
代理店借	284	286
再保険借	2,508	2,959
その他負債	5,326	5,216
退職給付に係る負債	17	14
価格変動準備金	362	432
繰延税金負債	172	16
支払承諾	500	1,000
負債の部合計	140,072	136,455
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,240	3,240
資本剰余金	26,926	26,926
利益剰余金	△8	715
株主資本合計	30,157	30,881
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	373	40
その他の包括利益累計額合計	373	40
非支配株主持分	117	119
純資産の部合計	30,648	31,041
負債及び純資産の部合計	170,721	167,496

【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(平成30年6月30日)

資産の部	
現金及び預貯金	25,831
金銭の信託	3,060
有価証券	120,642
貸付金	283
有形固定資産	323
建物	143
リース資産	20
その他の有形固定資産	159
無形固定資産	3,024
ソフトウェア	2,366
のれん	655
その他の無形固定資産	1
代理店貸	74
再保険貸	2,882
その他資産	8,613
繰延税金資産	212
支払承諾見返	1,000
貸倒引当金	△4
資産の部合計	165,945

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(平成30年6月30日)

負債の部	
保険契約準備金	125,688
支払備金	12,815
責任準備金	112,587
契約者配当準備金	286
代理店借	140
再保険借	3,220
その他負債	4,198
退職給付に係る負債	16
価格変動準備金	451
繰延税金負債	18
支払承諾	1,000
負債の部合計	134,734
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,240
資本剰余金	26,926
利益剰余金	1,152
株主資本合計	31,318
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	△257
その他の包括利益累計額合計	△257
新株予約権	21
非支配株主持分	127
純資産の部合計	31,210
負債及び純資産の部合計	165,945

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
経常収益	0	62,186
損害保険事業	—	24,588
保険引受収益	—	24,366
正味収入保険料	—	24,353
積立保険料等運用益	—	13
資産運用収益	—	134
利息及び配当金収入	—	86
金銭の信託運用益	—	49
売買目的有価証券運用益	—	1
有価証券売却益	—	4
その他運用収益	—	4
積立保険料等運用益振替	—	△13
その他経常収益	—	88
生命保険事業	—	22,261
保険料等収入	—	8,258
保険料	—	7,308
再保険収入	—	950
資産運用収益	—	7,282
利息及び配当金等収入	—	2,391
有価証券売却益	—	778
金融派生商品収益	—	348
その他運用収益	—	0
特別勘定資産運用益	—	3,763
その他経常収益	—	※1 6,719
少額短期保険事業	—	15,336
保険料等収入	—	15,246
資産運用収益	—	0
その他経常収益	—	90
その他	0	—
経常費用	31	61,126
損害保険事業	—	24,386
保険引受費用	—	18,057
正味支払保険金	—	16,540
損害調査費	—	※2 3,119
諸手数料及び集金費	—	※2 △3,630
支払備金繰入額	—	906
責任準備金繰入額	—	1,123
資産運用費用	—	60
金融派生商品費用	—	14
為替差損	—	33
その他運用費用	—	11
営業費及び一般管理費	—	※2 6,263
その他経常費用	—	4

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
生命保険事業	—	21,531
保険金等支払金	—	17,742
保険金	—	1,549
年金	—	3,868
給付金	—	1,025
解約返戻金	—	8,890
その他返戻金	—	1,412
再保険料	—	995
資産運用費用	—	730
支払利息	—	1
為替差損	—	681
貸倒引当金繰入額	—	0
その他運用費用	—	46
事業費	—	※ ³ 3,031
その他経常費用	—	26
少額短期保険事業	—	14,848
保険金等支払金	—	8,857
責任準備金等繰入額	—	154
事業費	—	※ ⁴ 5,779
その他経常費用	—	56
その他	31	360
経常利益又は経常損失 (△)	△31	1,059
特別利益	23	80
負ののれん発生益	23	—
受取補償金	—	80
特別損失	—	131
固定資産処分損	—	7
減損損失	—	※ ⁵ 52
価格変動準備金繰入額	—	69
その他特別損失	—	1
契約者配当準備金繰入額	—	164
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△8	843
法人税及び住民税等	0	268
法人税等調整額	—	△150
法人税等合計	0	117
当期純利益又は当期純損失 (△)	△8	726
非支配株主に帰属する当期純利益	—	1
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△8	724

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△8	726
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△333
その他の包括利益合計	—	※ △333
包括利益	△8	392
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△8	390
非支配株主に係る包括利益	—	1

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
経常収益	16,492
損害保険事業	7,057
保険引受収益	6,925
正味収入保険料	6,922
積立保険料等運用益	3
資産運用収益	110
その他経常収益	20
生命保険事業	5,286
保険料等収入	2,043
保険料	1,799
再保険収入	244
資産運用収益	1,475
利息及び配当金等収入	752
有価証券売却益	88
為替差益	571
その他運用収益	0
特別勘定資産運用益	62
その他経常収益	※1 1,767
少額短期保険事業	4,149
保険料等収入	4,124
資産運用収益	0
その他経常収益	24
経常費用	15,797
損害保険事業	6,499
保険引受費用	4,834
正味支払保険金	4,187
損害調査費	817
諸手数料及び集金費	△925
支払備金繰入額	391
責任準備金繰入額	※2 363
資産運用費用	41
営業費及び一般管理費	1,621
その他経常費用	1

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成30年4月1日
至平成30年6月30日)

生命保険事業	5,200
保険金等支払金	3,474
保険金	270
年金	776
給付金	261
解約返戻金	1,481
その他返戻金	371
再保険料	313
資産運用費用	968
支払利息	0
有価証券売却損	235
金融派生商品費用	722
その他運用費用	10
事業費	737
その他経常費用	19
少額短期保険事業	3,986
保険金等支払金	2,413
責任準備金等繰入額	41
事業費	1,525
その他経常費用	6
その他	110
経常利益	695
特別損失	19
価格変動準備金繰入額	19
契約者配当準備金繰入額	121
税金等調整前四半期純利益	555
法人税及び住民税等	95
法人税等調整額	14
法人税等合計	109
四半期純利益	445
非支配株主に帰属する四半期純利益	8
親会社株主に帰属する四半期純利益	436

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	445
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△297
その他の包括利益合計	△297
四半期包括利益	147
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	139
非支配株主に係る四半期包括利益	8

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	—	—	—	—
当期変動額				
新株の発行	3,240	3,210		6,450
株式交換による増加		23,716		23,716
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△8	△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	3,240	26,926	△8	30,157
当期末残高	3,240	26,926	△8	30,157

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	—	—	—	—
当期変動額				
新株の発行				6,450
株式交換による増加				23,716
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	373	373	117	491
当期変動額合計	373	373	117	30,648
当期末残高	373	373	117	30,648

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	3,240	26,926	△8	30,157
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			724	724
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	724	724
当期末残高	3,240	26,926	715	30,881

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	373	373	117	30,648
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				724
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△333	△333	1	△332
当期変動額合計	△333	△333	1	392
当期末残高	40	40	119	31,041

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△8	843
減価償却費	0	849
減損損失	—	52
のれん償却額	—	40
負ののれん発生益	△23	—
支払備金の増減額(△は減少)	—	△410
責任準備金の増減額(△は減少)	—	△4,124
契約者配当準備金繰入額(△は戻入額)	—	164
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	△0
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	△2
価格変動準備金の増減額(△は減少)	—	69
利息及び配当金等収入	△0	△2,478
金銭の信託関係損益(△は益)	—	△49
有価証券関係損益(△は益)	—	△785
金融派生商品損益(△は益)	—	△333
支払利息	—	2
為替差損益(△は益)	—	715
特別勘定資産運用損益(△は益)	—	△3,763
有形固定資産関係損益(△は益)	—	7
代理店貸の増減額(△は増加)	—	△64
再保険貸の増減額(△は増加)	—	△1,410
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	—	△1,542
代理店借の増減額(△は減少)	—	2
再保険借の増減額(△は減少)	—	450
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	30	495
その他	0	5
小計	△0	△11,268
利息及び配当金の受取額	0	2,906
利息の支払額	—	△2
法人税等の支払額	△0	△221
営業活動によるキャッシュ・フロー	△0	△8,586
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	—	△0
金銭の信託の増加による支出	—	△50
有価証券の取得による支出	—	△14,485
有価証券の売却・償還による収入	—	34,523
貸付けによる支出	—	△117
貸付金の回収による収入	—	251
その他	—	26
資産運用活動計	—	20,147
営業活動及び資産運用活動計	△0	11,561

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
有形固定資産の取得による支出	—	△205
無形固定資産の取得による支出	—	△1,252
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 収入	※2 4,736	—
その他	—	△39
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,736	18,650
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	6,427	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,427	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△40
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	11,163	10,023
現金及び現金同等物の期首残高	—	17,885
株式交換による現金及び現金同等物の増加額	※3 6,722	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 17,885	※1 27,909

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

- S B I 損害保険株式会社
- S B I 生命保険株式会社
- S B I 少短保険ホールディングス株式会社
- S B I いきいき少額短期保険株式会社
- 日本少額短期保険株式会社
- S B I リスタ少額短期保険株式会社

なお、上記6社は当連結会計年度末に子会社化したことから、当連結会計年度末より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号。以下、「業種別監査委員会報告第21号」という)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

S B I 生命保険株式会社において、個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

ロ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

建物は主に定額法、その他の有形固定資産は主に定率法を採用しております。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

主な連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額及び中小企業退職金共済制度から給付されると見込まれる額に基づき退職給付に係る負債を計上しております。なお、退職給付債務については簡便法により算定しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

当社は税抜方式によっております。ただし、連結子会社は主として税込方式によっております。

ロ 責任準備金の積立方法

責任準備金は主に保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

S B I 損害保険株式会社
S B I 生命保険株式会社
S B I 少短保険ホールディングス株式会社
S B I いきいき少額短期保険株式会社
日本少額短期保険株式会社
S B I リスタ少額短期保険株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号。以下、「業種別監査委員会報告第21号」という）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

S B I 生命保険株式会社において、個人保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

ロ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物は主に定額法、その他の有形固定資産は主に定率法を採用しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

主な連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額及び中小企業退職金共済制度から給付されると見込まれる額に基づき退職給付に係る負債を計上しております。なお、退職給付債務については簡便法により算定しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建のその他有価証券に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

当社は税抜方式によっております。ただし、連結子会社は主として税込方式によっております。

ロ 責任準備金の積立方法

責任準備金は主に保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(連結貸借対照表関係)

- ※1 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権	－百万円	－百万円
延滞債権	0	0
3ヵ月以上延滞債権	－	－
貸付条件緩和債権	－	－
計	0	0

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- ※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
497百万円	524百万円

- ※3 生命保険子会社の契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
期首残高	－百万円	－百万円
契約者配当準備金繰入額	－	164
期末残高	－	164

- 4 保険業法第118条第1項に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
31,907百万円	26,064百万円

- 5 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する連結会計年度末における生命保険子会社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
171百万円	144百万円

- ※6 保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき積み立てた責任準備金が、次のとおり含まれております。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1,919百万円	1,879百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 生命保険事業のその他経常収益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
支払備金戻入額	—	1,369百万円
責任準備金戻入額	—	5,350
その他の経常収益	—	0
計	—	6,719

※2. 損害保険事業における事業費の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給与	—	2,539百万円
減価償却費	—	756
業務委託費	—	1,164
広告費	—	1,303
その他物件費	—	1,721
出再保険手数料	—	△3,955

(注) 損害保険事業における事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

※3. 生命保険事業における事業費の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動費	—	211百万円
営業管理費	—	324
一般管理費	—	2,496

※4. 少額短期保険事業における事業費の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業費	—	3,414百万円
一般管理費	—	2,083

※5. 減損損失

前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
SBI生命保険株式会社(東京都港区)	保険事業用資産	その他有形固定資産及びソフトウェア

当社グループは、連結会社各社を基準として事業用資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(52百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、その他有形固定資産1百万円及びソフトウェア50百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	—	△211百万円
組替調整額	—	△246
税効果調整前	—	△457
税効果額	—	123
その他有価証券評価差額金	—	△333
その他の包括利益合計	—	△333

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	—	627,351	—	627,351
合計	—	627,351	—	627,351

(注) 1. 普通株式の増加627,351株は、設立による新株式の発行600株、第三者割当増資による新株式の発行128,400株及び株式交換による新株式の発行498,351株であります。

2. 自己株式はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	627,351	—	—	627,351
合計	627,351	—	—	627,351

(注) 自己株式はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預貯金勘定	18,735百万円	28,720百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△850	△850
その他資産に含まれる預け金	—	39
現金及び現金同等物	17,885	27,909

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

株式の取得により新たにSBI損害保険株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに同社株式の取得価額と同社株式の取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

資産	33,870百万円
(うち現金及び預貯金)	(10,629)
(うち有価証券)	(10,143)
負債	△27,864
(うち保険契約準備金)	(△21,362)
その他有価証券評価差額金	13
非支配株主持分	△116
負ののれん発生益	△23
上記子会社株式の取得価額	5,880
未収金	13
上記子会社の現金及び現金同等物	△10,629
差引：上記子会社株式の取得による収入	4,736

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

※3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

株式交換により新たに連結したSBI生命保険株式会社及びSBI少短保険ホールディングス株式会社の連結開始時の資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

資産	136,769百万円
(うち有価証券)	(124,718)
負債	△112,667
(うち保険契約準備金)	(△109,538)

なお、資産には連結開始時の現金及び現金同等物6,722百万円が含まれており、「株式交換による現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。また、株式交換に伴う新株発行により増加した資本剰余金は23,716百万円であります。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主に車両や備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主に車両や複合機であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成28年12月19日 至平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、保険契約の引受を行うことにより、保険契約者から保険料として収受した金銭等は、主として有価証券を中心とした金融商品に投資し、資産運用を行っております。

保険事業を行ううえで、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように資産及び負債の総合管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は有価証券が多くを占め、主に債券、投資信託から構成されております。保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の債券運用では、有価証券の過半を「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取り扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券として保有しており、一部の債券を満期保有目的及びその他有価証券として保有しております。他に国内外の投資信託をその他有価証券として保有しております。また特別勘定資産の有価証券はすべて売買目的有価証券として保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

このほか、デリバティブ取引として一般勘定における外貨建資産に対する為替リスクをヘッジする目的で為替予約取引を行っております。また、金利リスクをヘッジする目的として金利スワップ取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループ各社では、資産運用のリスク管理に関する諸規程を定め、これらに基づいて金融商品に係る取引を管理しております。また、当社グループ各社においてリスク管理委員会を設置し、広範なリスクの管理に努めるとともに、リスク管理の実効性を確実なものとするため、それぞれの取締役会等へ定期的・継続的にリスクの状況を報告しております。

(a) 市場リスクの管理

・金利リスクの管理

長期の負債特性を鑑み、債券を中心に資産運用を行っております。債券運用では、そのデュレーション(金利変動に対する債券価格の変動の程度)を責任準備金のデュレーションと一定の範囲でマッチングさせることにより、金利変動リスクを減殺しております。

・価格変動リスクの管理

価格変動リスク管理に関しては、ソルベンシー・マージン比率に基づくリスク把握に加えて、確率上の一定範囲内(信頼水準)でマーケットの変動による最大予想損失額を示すVaR(バリュアットリスク)や、市中金利の変動に対する債券ポートフォリオの価格変動幅を示すベシスポイントバリューといった指標にも着目してリスク管理に取り組んでおります。

(b) ストレステストの実施

資産運用環境の大幅な悪化や保険事故発生率の悪化などのシナリオを想定し、財務の健全性に与える影響を分析するためのストレステストを定期的の実施し、リスク管理委員会等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
資産			
(1) 現金及び預貯金	18,735	18,735	—
(2) 金銭の信託			
満期保有目的の金銭の信託	3,000	3,003	3
(3) 有価証券			
売買目的有価証券	30,103	30,103	—
満期保有目的の債券	14,975	14,996	21
責任準備金対応債券	51,908	57,022	5,113
その他有価証券	36,711	36,711	—
(4) 貸付金	573		
貸倒引当金	△0		
貸付金（貸倒引当金控除後）	573	573	—
資産計	156,007	161,145	5,138
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	260	260	—

(*) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産として運用されている有価証券については「(3) 有価証券」と同じ方法によっております。

(3) 有価証券

市場価格のある有価証券は、連結決算日における市場価格によっております。市場価格のない有価証券は、取引先金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 貸付金

貸付金は保険約款貸付であり、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められる組合財産で構成される組合出資金667百万円であり、上表の「(3) 有価証券」に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	18,735	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	60	160	—	—
外国証券	55	426	4,463	8,565
責任準備金対応債券				
国債	3,300	13,900	15,100	12,900
地方債	—	—	200	—
社債	—	2,000	100	3,537
その他有価証券のうち 満期があるもの				
社債	100	500	600	—
外国証券	—	4,000	—	—
合計	22,250	20,986	20,463	25,003

(*) 貸付金は返済期限を設けていない保険約款貸付のため、上表に含めておりません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、保険契約の引受を行うことにより、保険契約者から保険料として収受した金銭等は主として有価証券を中心とした金融商品に投資し、資産運用を行っております。

契約期間が長期に亘る生命保険など、将来の保険金等の支払を確実に行うため、保有する金融資産及び保険負債のバランスに留意し、金利変動による不利な影響が生じないように資産及び負債の総合管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限ります。）は有価証券が多くを占め、主に債券、投資信託から構成されております。これらは金利リスク、発行体の信用リスク、為替リスク等に晒されております。

また、生命保険事業における特別勘定資産の有価証券はすべて売買目的有価証券として保有しており、市場価格の変動リスク等に晒されております。

このほかに、デリバティブ取引として一般勘定における外貨建資産に対する為替リスクをヘッジする目的で為替予約取引を行っており、外貨建その他有価証券に対する部分については、ヘッジ会計を適用しています。また、金利リスクをヘッジする目的として債券先物オプション取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、取締役会にて制定されたリスク管理基本方針に基づき、子会社のリスク管理状況のモニタリング等を通じて子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会等に報告しています。

子会社は、それぞれリスク管理委員会等を設置し事業特性や保有する資産の特性に応じて自律的なリスク管理を行っており、金融商品取引に係るリスクについても適切に管理しております。

(a) 信用リスクの管理

当社グループ各社において、保有する有価証券の発行体や預金預入銀行の信用状況および投資残高等を定期的に把握し、その結果をリスク管理委員会や取締役会等に報告しております。

(b) 市場リスクの管理

・金利リスクの管理

保険契約が長期に亘る生命保険事業においては、金利変動に対する資産・負債の時価変動リスクを減殺するために、特定の保険契約群に対応して責任準備金対応債券を設定し、債券のデュレーション（金利変動に対する債券価格変動の程度）と対応する保険契約群における責任準備金のデュレーションを一定の範囲でマッチングさせることとしております。責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションの対応状況については、四半期毎に検証し、一般勘定資産全体の状況と併せてリスク管理委員会等に報告され、状況の確認及び今後の対応等の協議を行っております。

また、その他有価証券の金利変動リスクに対し、債券先物オプション取引を利用してヘッジしております。

・為替リスクの管理

損害保険事業及び生命保険事業においては、外貨建ての有価証券に係る為替変動リスクに対し、為替予約取引を利用してヘッジをしております。

・価格変動リスクの管理

損害保険事業及び生命保険事業においては、バリュアット・リスク（VaR）、市場感応度分析やストレステストの実施等によりリスクを計測し、リスク管理委員会等に報告しております。

・デリバティブ取引

生命保険事業において、デリバティブ取引をヘッジ目的の利用に限定した上で、為替リスクに対する為替予約取引並びに金利リスクに対する債券先物オプション取引を利用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
資産			
(1) 現金及び預貯金	28,720	28,720	—
(2) 金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	88	88	—
満期保有目的の金銭の信託	3,011	2,985	△25
(3) 有価証券			
売買目的有価証券	24,121	24,121	—
満期保有目的の債券	15,321	15,351	30
責任準備金対応債券	42,749	46,993	4,243
その他有価証券	35,224	35,224	—
(4) 貸付金	446		
貸倒引当金	△0		
貸付金（貸倒引当金控除後）	446	446	—
資産計	149,683	153,930	4,247
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(138)	(138)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	—

(*) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産として運用されている有価証券については「(3) 有価証券」と同じ方法によっており、為替予約取引については注記事項「デリバティブ取引関係」に記載の時価の算定方法と同じ方法によっております。

(3) 有価証券

市場価格のある有価証券は、連結決算日における市場価格によっております。市場価格のない有価証券は、取引先金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 貸付金

貸付金は保険約款貸付であり、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められる組合財産で構成される組合出資金606百万円であり、上表の「(3) 有価証券」に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	28,720	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	160	—	—
外国証券	99	673	5,690	7,582
責任準備金対応債券				
国債	2,200	10,000	13,000	11,200
地方債	—	200	—	—
社債	700	1,400	—	3,341
その他有価証券のうち 満期があるもの				
社債	250	500	600	—
外国証券	—	4,000	—	—
合計	31,969	16,933	19,290	22,124

(*) 貸付金は返済期限を設けていない保険約款貸付のため、上表に含めておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

1. 売買目的有価証券

連結会計年度の損益に含まれた評価差額はありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	225	226	1
	国債	225	226	1
	外国証券	6,456	6,656	200
	外国公社債	6,456	6,656	200
	小計	6,681	6,883	202
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	8,293	8,112	△180
	外国公社債	8,293	8,112	△180
	小計	8,293	8,112	△180
合計		14,975	14,996	21

3. 責任準備金対応債券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	46,628	51,924	5,295
	国債	42,073	47,188	5,115
	地方債	209	209	0
	社債	4,345	4,525	179
	小計	46,628	51,924	5,295
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,279	5,097	△181
	国債	3,965	3,783	△181
	社債	1,314	1,314	△0
	小計	5,279	5,097	△181
合計		51,908	57,022	5,113

4. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	1,009	1,004	5
	社債	1,009	1,004	5
	外国証券	2,550	2,500	50
	外国公社債	2,550	2,500	50
	その他の証券	29,383	28,891	492
	小計	32,943	32,395	548
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	203	208	△5
	社債	203	208	△5
	外国証券	1,997	2,002	△5
	外国公社債	1,497	1,500	△2
	外国その他の証券	500	502	△2
	その他の証券	1,566	1,581	△14
小計	3,767	3,793	△25	
合計		36,711	36,188	523

5. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券
該当事項はありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

1. 売買目的有価証券

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （平成30年3月31日）
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	268

2. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	公社債	163	164	0
	国債	163	164	0
	外国証券	6,641	6,873	232
	外国公社債	6,641	6,873	232
	小計	6,805	7,038	232
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	外国証券	8,516	8,313	△202
	外国公社債	8,516	8,313	△202
	小計	8,516	8,313	△202
合計		15,321	15,351	30

3. 責任準備金対応債券

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	公社債	36,685	41,001	4,315
	国債	33,135	37,243	4,108
	地方債	208	208	0
	社債	3,341	3,549	207
	小計	36,685	41,001	4,315
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	公社債	6,063	5,991	△72
	国債	3,947	3,875	△71
	社債	2,116	2,115	△0
	小計	6,063	5,991	△72
合計		42,749	46,993	4,243

4. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	1,362	1,354	7
	社債	1,362	1,354	7
	外国証券	3,042	3,008	34
	外国公社債	2,531	2,500	31
	外国その他の証券	511	508	2
	その他の証券	5,115	4,919	195
	小計	9,520	9,282	238
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外国証券	2,039	2,051	△11
	外国公社債	1,497	1,500	△2
	外国その他の証券	542	551	△9
	その他の証券	23,664	23,829	△164
	小計	25,703	25,880	△176
合計		35,224	35,163	61

5. 売却した満期保有目的の債券

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

6. 売却した責任準備金対応債券

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公社債			
国債	6,616	536	—
合計	6,616	536	—

7. 売却したその他有価証券

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	34	24	—
その他の証券	13,164	221	—
合計	13,199	246	—

(金銭の信託関係)

前連結会計年度 (平成29年3月31日)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	3,000	3,003	3

3. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託
該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成30年3月31日)

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	38

2. 満期保有目的の金銭の信託

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	3,011	2,985	△25

3. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	14,625	—	△56	△56
	ポンド売/米ドル買	400	—	△5	△5
合計		—	—	—	△61

(注) 時価の算定方法

先物為替相場を使用しております。

(2) 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップション取引				
	買建				
	固定支払・変動受取	14,118 (264)	—	321	57
合計		—	—	—	57

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. () 内はオプション料を記載しております。

3. 評価損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	14,032	—	△133	△133
	ポンド	468	—	△5	△5
合計		—	—	—	△139

(注) 時価の算定方法

先物為替相場を使用しております。

(2) 債券関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	債券先物オプション取引 買建	5,313 (27)	—	0	△26
	プット				
合計		—	—	—	△26

(注) 1. 時価の算定方法

市場の最終価格を使用しております。

2. () 内はオプション料を記載しております。

3. 評価損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係る損 益を認識する方法	為替予約取引 売建	有価証券 (その他有価証券)	527	—	△0
	米ドル				
合計			—	—	△0

(注) 時価の算定方法

先物為替相場を使用しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成28年12月19日 至平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

主な連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は退職一時金制度を採用しております。なお、中小企業退職金共済制度を併用しており、退職時には退職一時金制度による支給額から中小企業退職金共済制度による給付額を控除した金額が支給されます。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自平成28年12月19日 至平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	－百万円
企業結合による増加	17
退職給付に係る負債の期末残高	17

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	29百万円
中小企業退職金共済制度給付見込額	△12
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17
退職給付に係る負債	17
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17

(3) 退職給付費用

当連結会計年度における退職給付費用はありません。

3. 確定拠出制度

当連結会計年度における確定拠出年金制度への要拠出額ははありません。

当連結会計年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は確定拠出制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は退職一時金制度を採用しております。なお、中小企業退職金共済制度を併用しており、退職時には退職一時金制度による支給額から中小企業退職金共済制度による給付額を控除した金額が支給されます。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	17百万円
退職給付費用	6
退職給付の支払額	△4
中小企業退職金共済制度への拠出額	△4
退職給付に係る負債の期末残高	14

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	29百万円
中小企業退職金共済制度給付見込額	△14
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14
退職給付に係る負債	14
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 6百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、127百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成29年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	
保険契約準備金	1,709百万円
価格変動準備金	101
税務上の繰越欠損金	9,310
有形固定資産	59
無形固定資産	233
その他	113
小計	11,527
評価性引当額	△11,440
計	87
繰延税金負債との相殺	△6
繰延税金資産の純額	80
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	153
その他	25
計	178
繰延税金資産との相殺	△6
繰延税金負債の純額	172

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
住民税均等割	△4.9
評価性引当額の増減	△118.6
負ののれん発生益	88.3
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.9

当連結会計年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
保険契約準備金	1,793百万円
価格変動準備金	120
税務上の繰越欠損金	7,275
有形固定資産	43
無形固定資産	217
その他	139
小計	9,589
評価性引当額	△9,361
計	228
繰延税金負債との相殺	△29
繰延税金資産の純額	199
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	29
その他	16
計	45
繰延税金資産との相殺	△29
繰延税金負債の純額	16

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
評価性引当額の増減	△20.2
住民税均等割	3.2
子会社との税率差異	△2.7
のれんの償却額	1.5
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.9

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

当社は平成29年3月31日に、当社を株式交換完全親会社、SBI生命保険株式会社及びSBI少短保険ホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行っております。

また、当社は平成29年3月31日に、現金を対価とする株式取得により、SBI損害保険株式会社を子会社としております。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式交換完全親会社又は取得企業

名称：SBIインシュアランスグループ株式会社

事業の内容：保険持株会社

株式交換完全子会社

名称および事業の内容

SBI生命保険株式会社(生命保険業)

SBI少短保険ホールディングス株式会社(少額短期保険持株会社)

被取得企業

名称および事業の内容

SBI損害保険株式会社(損害保険業)

(2) 企業結合日

平成29年3月31日

(3) 企業結合の法的形式

株式交換及び現金を対価とする株式取得

(4) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(5) 本株式交換及び株式取得の目的

保険持株会社を設立し保険事業を営むグループ各社を集約することで、管理機能集約によるコスト削減やシナジー効果による企業価値の向上を目的とするものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、SBI損害保険株式会社、SBI生命保険株式会社、及び少額短期保険会社3社の持株会社であるSBI少短保険ホールディングス株式会社を直接の子会社とする保険持株会社であり、これらの会社の経営管理等を行っております。傘下の子会社は、保険業法等の業種特有の規制環境の下にあり、各子会社においてそれぞれの経営戦略等を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は傘下の子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「損害保険事業」、「生命保険事業」、及び「少額短期保険事業」の3つを報告セグメントとしております。

- (1) 「損害保険事業」は損害保険業を行っており、SBI損害保険株式会社1社で構成されております。
- (2) 「生命保険事業」は生命保険業を行っており、SBI生命保険株式会社1社で構成されております。
- (3) 「少額短期保険事業」は少額短期保険業を行っており、SBI少短保険ホールディングス株式会社、SBIいきいき少額短期保険株式会社、日本少額短期保険株式会社、及びSBIリスタ少額短期保険株式会社の4社で構成されております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

セグメント間の内部経常収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	損害保険 事業	生命保険 事業	少額短期 保険事業	計		
経常収益(注) 1						
外部顧客への経常収益	—	—	—	—	0	0
セグメント間の内部経常収益又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	0	0
セグメント利益(注) 3	—	—	—	—	△31	△31
セグメント資産	33,870	131,484	5,285	170,639	81	170,721
その他の項目						
減価償却費	—	—	—	—	0	0
利息及び配当金等収入	—	—	—	—	0	0
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額 (注) 4	2,018	—	958	2,977	21	2,999

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) 経常収益の調整額0百万円は、当社の利息及び配当金収入であります。
- (2) セグメント利益の調整額△31百万円は、当社の一般管理費等による損益であります。
- (3) セグメント資産の調整額81百万円は、セグメント間の債権債務等の消去額△510百万円及び当社の現金及び預貯金等の資産591百万円であります。
- (4) その他の項目の調整額は当社の減価償却費又は増加額であります。

3. セグメント利益は連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。

4. 報告セグメントにおける有形固定資産及び無形固定資産の増加額は、当連結会計年度末（平成29年3月31日）に子会社化した6社が保有する各資産の期末残高を記載しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、SBI損害保険株式会社、SBI生命保険株式会社、及び少額短期保険会社3社の持株会社であるSBI少額短期保険ホールディングス株式会社を直接の子会社とする保険持株会社であり、これらの会社の経営管理等を行っております。傘下の子会社は、保険業法等の業種特有の規制環境の下にあり、各子会社においてそれぞれの経営戦略等を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は傘下の子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「損害保険事業」、「生命保険事業」、及び「少額短期保険事業」の3つを報告セグメントとしております。

- (1) 「損害保険事業」は損害保険業を行っており、SBI損害保険株式会社1社で構成されております。
 (2) 「生命保険事業」は生命保険業を行っており、SBI生命保険株式会社1社で構成されております。
 (3) 「少額短期保険事業」は少額短期保険業を行っており、SBI少額短期保険ホールディングス株式会社、SBIいきいき少額短期保険株式会社、日本少額短期保険株式会社、及びSBIリスタ少額短期保険株式会社の4社で構成されております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

セグメント間の内部経常収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	損害保険 事業	生命保険 事業	少額短期 保険事業	計		
経常収益 (注) 1						
外部顧客への経常収益	24,588	22,261	15,336	62,186	—	62,186
セグメント間の内部経常 収益又は振替高	40	16	72	129	△129	—
計	24,628	22,278	15,409	62,316	△129	62,186
セグメント利益 (注) 3	216	654	549	1,420	△360	1,059
セグメント資産	36,177	125,348	5,972	167,498	△2	167,496
その他の項目						
減価償却費	756	1	89	847	1	849
のれん償却額	—	—	40	40	—	40
利息及び配当金等収入	86	2,407	0	2,494	△15	2,478
支払利息	16	1	—	18	△15	2
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	1,018	124	94	1,237	0	1,237

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△360百万円は、当社の一般管理費等による損益であります。

(2) セグメント資産の調整額△2百万円は、セグメント間の債権債務等の消去額△632百万円及び当社の現金及び預貯金等の資産630百万円であります。

- (3) その他の項目のうち、「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」は当社で計上したものであり、それらを除く項目はセグメント間取引の消去額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は報告セグメントを構成する全ての連結子会社を平成29年3月31日に子会社化しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

「サービスごとの情報」に記載した同様の理由により、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	損害保険事業	生命保険事業	少額短期保険事業	合計
外部顧客への経常収益	24,588	22,261	15,336	62,186

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	損害保険事業	生命保険事業	少額短期保険事業	合計
減損損失	—	52	—	52

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年12月19日 至 平成29年 3月31日）

（単位：百万円）

	損害保険 事業	生命保険 事業	少額短期保険 事業	合計
当期償却額	—	—	—	—
当期末残高	—	—	705	705

当連結会計年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

（単位：百万円）

	損害保険 事業	生命保険 事業	少額短期保険 事業	合計
当期償却額	—	—	40	40
当期末残高	—	—	665	665

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年12月19日 至 平成29年 3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年12月19日 至 平成29年 3月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有) 直接 96.3 間接 3.7	出向者の受入	増資による株式の発行 (注)①	6,450	-	-
							現金を対価とする子会社株式の取得 (注)②	5,880	未収金	13
							株式交換による子会社株式の取得 (注)③	22,598	-	-

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SBIファイナンシャルサポート株式会社	東京都港区	300	有価証券の保有等	(被所有) 直接 3.7	なし	株式交換による子会社株式の取得 (注)③	1,111	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 発行時の当社の1株当たり純資産額を基礎として1株当たりの払込金額を決定しております。
- ② 譲受価額は独立した第三者による株価算定を参考に協議の上、決定しております。
- ③ 株式交換比率は1株当たり純資産額を参考に協議の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

1. 関連当事者との取引

記載すべき重要なものはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

	当連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,622.23円
1株当たり当期純損失金額	36.10円

(注) 1. 当社は、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額 (百万円)	8
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失金額(百万円)	8
普通株式の期中平均株式数(株)	237,947

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,642.99円
1株当たり当期純利益	38.49円

(注) 1. 当社は、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	724
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益(百万円)	724
普通株式の期中平均株式数(株)	18,820,530

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. ストック・オプションの付与を目的とする新株予約権の発行

当社は、平成30年4月27日開催の取締役会において、ストック・オプションの付与を目的として新株予約権を発行することを決議いたしました。

当社及び当社子会社の取締役に対しては、有償にて新株予約権(以下「2018年第1回新株予約権」という。)を発行し、当社及び当社子会社の従業員に対しては、無償にて新株予約権(以下「2018年第2回新株予約権」という。)を発行するものであります。各新株予約権の概要は次のとおりであります。

なお、当社は、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っており、次の各新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数及び1株当たり行使価額については、当該株式分割に伴う調整後の数または金額を記載しております。

(2018年第1回新株予約権)

1) 募集の条件

(1) 発行数

25,000個

(2) 発行価格

新株予約権1個当たり870円

(3) 割当日

平成30年5月31日

2) 新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 750,000株 (本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式30株)

(2) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,734円とする。

(3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株当たりの発行価格は、行使価額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価格を加えた額を、付与株式数で除した額とする。

② 資本組入額

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 新株予約権の行使期間

平成33年(2021年)7月1日から平成35年(2023年)5月31日

3) 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成32年(2020年)3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が18億円以上、かつ平成33年(2021年)3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が20億円以上となり、さらに2期累計額が40億円以上となった場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員を任期中に解任された場合又は懲戒解雇された場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2018年第 2 回新株予約権)

1) 募集の条件

- (1) 発行数
23,690個
- (2) 発行価格
新株予約権 1 個当たりの発行価格は、0 円
- (3) 割当日
平成30年 5 月31日

2) 新株予約権の内容等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 710,700株 (本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式30株)
- (2) 新株予約権の行使時の払込金額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額 (以下「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、1,734円とする。
- (3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株当たりの発行価格は、行使価額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価格を加えた額を、付与株式数で除した額とする。
 - ② 資本組入額
 - (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 新株予約権の行使期間
平成32年(2020年) 6 月 1 日から平成35年(2023年) 5 月31日

3) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、定年退職による場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2. 株式分割

当社は、平成30年6月26日開催の取締役会決議に基づき、同日付で株式分割を行っております。

1) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成30年6月26日付の定時株主総会終結時現在の株主名簿記載の株主の所有する普通株式1株につき30株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	627,351株
株式分割により増加する株式数	18,193,179株
株式分割後の発行済株式総数	18,820,530株

③ 分割の日程

基準日	平成30年6月26日
効力発生日	平成30年6月26日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

保険業法第118条第1項に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
24,693百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 生命保険事業のその他経常収益の内訳は次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
支払備金戻入額	284百万円
責任準備金戻入額	1,474
その他の経常収益	7
計	1,767

※2 損害保険事業の異常危険準備金については、大蔵省告示第232号第2条の規定に準じて計算しており、責任準備金繰入額には、異常危険準備金の戻入額467百万円が含まれております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
減価償却費	206百万円
のれんの償却額	10

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	損害保険 事業	生命保険 事業	少額短期 保険事業	計		
経常収益(注) 1						
外部顧客への経常収益	7,057	5,286	4,149	16,492	—	16,492
セグメント間の内部経常 収益又は振替高	12	4	16	34	△34	—
計	7,069	5,291	4,165	16,526	△34	16,492
セグメント利益(注) 3	557	74	173	806	△110	695

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. セグメント利益の調整額△110百万円は、当社の一般管理費等による損益であります。

3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

4. 損害保険事業のセグメント利益には、異常危険準備金の戻入額467百万円が含まれており
ます。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間(平成30年6月30日)

本項目は企業集団の事業の運営において重要なものとして記載しております。

1. 満期保有目的の債券

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	162	163	0
国債	162	163	0
外国証券	15,465	15,088	△377
外国公社債	15,465	15,088	△377
合計	15,628	15,251	△376

2. 責任準備金対応債券

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	41,195	45,299	4,104
国債	35,578	39,466	3,888
地方債	207	207	0
社債	5,408	5,624	215
合計	41,195	45,299	4,104

3. その他有価証券

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
公社債	2,714	2,718	3
社債	2,714	2,718	3
外国証券	5,173	5,188	15
外国公社債	4,000	4,023	23
外国その他の証券	1,173	1,164	△8
その他の証券	32,815	32,534	△280
合計	40,703	40,442	△261

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1 四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
1 株当たり四半期純利益	23円19銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	436
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	436
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,820,530
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成30年4月27日開催の取締役会決議による新株予約権2種類(新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,460,700株)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1. 当社は、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	533	458
その他	※ 14	※ 107
流動資産合計	548	566
固定資産		
有形固定資産		
建物	21	19
工具、器具及び備品	0	0
有形固定資産合計	21	20
投資その他の資産		
関係会社株式	29,590	29,590
その他	—	※ 29
投資その他の資産合計	29,590	29,620
固定資産合計	29,612	29,640
繰延資産		
株式交付費	21	14
繰延資産合計	21	14
資産合計	30,182	30,221

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	※ 0	※ 27
未払費用	※ 30	5
未払法人税等	14	13
その他	0	25
流動負債合計	45	70
固定負債		
繰延税金負債	—	2
資産除去債務	8	8
固定負債合計	8	10
負債合計	54	81
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,240	3,240
資本剰余金		
資本準備金	26,920	16,500
その他資本剰余金	—	10,420
資本剰余金合計	26,920	26,920
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△31	△20
利益剰余金合計	△31	△20
株主資本合計	30,128	30,139
純資産合計	30,128	30,139
負債純資産合計	30,182	30,221

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
関係会社受入手数料	—	353
営業収益合計	—	※1 353
営業費用		
販売費及び一般管理費	※2 30	※2 328
営業費用合計	※1 30	※1 328
営業利益又は営業損失 (△)	△30	24
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	—	0
営業外収益合計	0	0
営業外費用		
株式交付費償却	0	7
営業外費用合計	0	7
経常利益又は経常損失 (△)	△31	16
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△31	16
法人税、住民税及び事業税	0	3
法人税等調整額	—	2
法人税等合計	0	5
当期純利益又は当期純損失 (△)	△31	10

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額							
新株の発行	3,240	3,210	3,210			6,450	6,450
株式交換による増加		23,710	23,710			23,710	23,710
当期純損失（△）				△31	△31	△31	△31
当期変動額合計	3,240	26,920	26,920	△31	△31	30,128	30,128
当期末残高	3,240	26,920	26,920	△31	△31	30,128	30,128

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,240	26,920	—	26,920	△31	△31	30,128	30,128
当期変動額								
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△10,420	10,420	—			—	—
当期純利益					10	10	10	10
当期変動額合計	—	△10,420	10,420	—	10	10	10	10
当期末残高	3,240	16,500	10,420	26,920	△20	△20	30,139	30,139

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 平成28年12月19日 至 平成29年 3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。

2. 有形固定資産の減価償却の方法

定率法 (ただし、建物は定額法) を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費は3年間にわたり均等償却しております。

当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。

2. 有形固定資産の減価償却の方法

定率法 (ただし、建物は定額法) を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費は3年間にわたり均等償却しております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
短期金銭債権	13百万円	104百万円
長期金銭債権	—	29
短期金銭債務	23	23

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

前事業年度 (自 平成28年12月19日 自 平成29年 3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 自 平成30年 3月31日)

営業取引による取引高

営業収益 353百万円

営業費用 31

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

前事業年度（自 平成28年12月19日 自 平成29年3月31日）

従業員給料及び賞与	0百万円
租税公課	14
消耗品費	9

なお、全額が一般管理費に属するものであります。

当事業年度（自 平成29年4月1日 自 平成30年3月31日）

役員報酬	80百万円
従業員給料及び賞与	93
支払報酬	45
租税公課	29

なお、全額が一般管理費に属するものであります。

(有価証券関係)

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は29,590百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は29,590百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成29年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4百万円
税務上の繰越欠損金	3
資産除去債務	2
その他	1
小計	12
評価性引当額	△9
計	2
繰延税金負債との相殺	△2
繰延税金資産の純額	-
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2
その他	0
計	2
繰延税金資産との相殺	△2
繰延税金負債の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
住民税均等割	△1.3
評価性引当額の増減	△30.8
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.3

当事業年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2百万円
税務上の繰越欠損金	1
資産除去債務	2
その他	2
小計	9
評価性引当額	△9
繰延税金資産	-
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2
繰延税金負債	2

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
住民税均等割	7.2
評価性引当額の増減	△3.2
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.1

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成28年12月19日 至 平成29年3月31日）

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成28年12月19日 至 平成29年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

1. ストック・オプションの付与を目的とする新株予約権の発行

当社は、平成30年 4月27日開催の取締役会において、ストック・オプションの付与を目的として新株予約権を発行することを決議いたしました。当該新株予約権の内容については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

2. 株式分割

当社は、平成30年 6月26日開催の取締役会決議に基づき、同日付で株式分割を行っております。当該株式分割の概要については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	21	—	—	1	19	1
	工具、器具及び備品	0	0	—	0	0	0
	計	21	0	—	1	20	1
無形固定資産	—	—	—	—	—	—	—

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

① SBI生命保険株式会社及びSBI少短保険ホールディングス株式会社

当社は、平成29年3月31日にSBI生命保険株式会社及びSBI少短保険ホールディングス株式会社を株式交換により完全子会社といたしました。

SBI生命保険株式会社及びSBI少短保険ホールディングス株式会社の最近2事業年度に係る財務諸表は次のとおりであります。

なお、これらの財務諸表等につきましては、いずれも金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

a SBI生命保険株式会社の最近2事業年度に係る財務諸表
貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	4,512	8,839
預貯金	4,512	8,839
有価証券	124,718	112,641
国債	46,263	37,246
地方債	209	208
社債	6,156	6,206
外国証券	28,510	26,214
その他の証券	43,578	42,766
貸付金	※1 573	※1 446
保険約款貸付	573	446
有形固定資産	—	※2 2
建物	—	0
その他の有形固定資産	—	1
無形固定資産	—	68
ソフトウェア	—	68
代理店貸	3	3
再保険貸	59	1,117
その他資産	1,620	1,612
未収金	759	1,034
前払費用	44	42
未収収益	363	347
預託金	123	112
金融派生商品	321	0
金融商品等差入担保金	—	28
仮払金	—	0
その他の資産	8	45
繰延税金資産	—	121
支払承諾見返	—	500
貸倒引当金	△4	△4
資産の部合計	131,484	125,348

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
保険契約準備金	108,378	101,823
支払備金	※5 4,978	※5 3,608
責任準備金	※5、7 103,400	※5、7 98,049
契約者配当準備金	—	※8 164
代理店借	44	53
再保険借	100	602
その他負債	997	543
未払法人税等	44	19
未払金	358	59
未払費用	253	262
前受収益	—	0
預り金	13	18
金融派生商品	61	139
金融商品等受入担保金	225	—
資産除去債務	37	37
仮受金	3	6
価格変動準備金	358	424
繰延税金負債	149	—
支払承諾	—	500
負債の部合計	110,029	103,948
純資産の部		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	26,500	26,500
資本準備金	26,500	26,500
利益剰余金	△52,929	△52,663
その他利益剰余金	△52,929	△52,663
繰越利益剰余金	△52,929	△52,663
株主資本合計	21,070	21,336
その他有価証券評価差額金	384	63
評価・換算差額等合計	384	63
純資産の部合計	21,454	21,400
負債及び純資産の部合計	131,484	125,348

損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
経常収益	20,538	22,278
保険料等収入	5,400	8,258
保険料	5,136	7,308
再保険収入	263	950
資産運用収益	7,257	7,297
利息及び配当金等収入	1,715	2,407
預貯金利息	—	2
有価証券利息・配当金	1,697	2,381
貸付金利息	11	9
その他利息配当金	6	13
有価証券売却益	※2 2,130	※2 778
有価証券償還益	1	—
金融派生商品収益	—	※5 348
貸倒引当金戻入額	8	—
その他運用収益	0	0
特別勘定資産運用益	3,402	3,763
その他経常収益	7,880	6,721
年金特約取扱受入金	36	—
支払備金戻入額	※4 451	※4 1,369
責任準備金戻入額	※4 7,361	※4 5,350
その他の経常収益	30	1
経常費用	18,912	21,780
保険金等支払金	15,385	17,742
保険金	968	1,549
年金	4,115	3,868
給付金	1,054	1,025
解約返戻金	8,979	8,890
その他返戻金	48	1,412
再保険料	218	995
資産運用費用	265	730
支払利息	0	1
有価証券売却損	※3 18	—
金融派生商品費用	※5 185	—
為替差損	8	681
貸倒引当金繰入額	—	0
その他運用費用	53	46
事業費	3,215	3,281
その他経常費用	45	26
保険金据置支払金	0	0
税金	25	25
減価償却費	14	1
その他の経常費用	6	—
経常利益	1,625	497
特別損失	661	117
減損損失	※6 605	※6 52
価格変動準備金繰入額	55	65
契約者配当準備金繰入額	—	164
税引前当期純利益	964	214
法人税及び住民税	235	94
法人税等調整額	—	△145
法人税等合計	235	△51
当期純利益	729	266

株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	47,500	26,500	26,500	△53,659	△53,659	20,340
当期変動額						
当期純利益				729	729	729
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	729	729	729
当期末残高	47,500	26,500	26,500	△52,929	△52,929	21,070

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	1,499	1,499	21,839
当期変動額			
当期純利益			729
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,114	△1,114	△1,114
当期変動額合計	△1,114	△1,114	△385
当期末残高	384	384	21,454

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	47,500	26,500	26,500	△52,929	△52,929	21,070
当期変動額						
当期純利益				266	266	266
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	266	266	266
当期末残高	47,500	26,500	26,500	△52,663	△52,663	21,336

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	384	384	21,454
当期変動額			
当期純利益			266
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△320	△320	△320
当期変動額合計	△320	△320	△54
当期末残高	63	63	21,400

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	964	214
減価償却費	14	1
減損損失	605	52
支払備金の増減額 (△は減少)	△451	△1,369
責任準備金の増減額 (△は減少)	△7,361	△5,350
契約者配当準備金繰入額	—	164
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10	△0
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	55	65
利息及び配当金等収入	△1,715	△2,407
有価証券関係損益 (△は益)	△2,113	△778
金融派生商品損益 (△は益)	185	△348
支払利息	0	1
為替差損益 (△は益)	6	681
特別勘定資産運用損益 (△は益)	△3,402	△3,763
代理店貸の増減額 (△は増加)	10	0
再保険貸の増減額 (△は増加)	△44	△1,057
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は増加)	808	△784
代理店借の増減額 (△は減少)	21	8
再保険借の増減額 (△は減少)	40	502
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は減少)	△634	292
その他	△0	—
小計	△13,020	△13,873
利息及び配当金等の受取額	1,418	2,830
利息の支払額	△0	△1
法人税等の支払額	△224	△119
営業活動によるキャッシュ・フロー	△11,826	△11,163
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△31,311	△13,557
有価証券の売却・償還による収入	39,081	29,416
貸付けによる支出	△74	△117
貸付金の回収による収入	258	251
資産運用活動計	7,954	15,993
営業活動及び資産運用活動計	△3,872	4,830
有形固定資産の取得による支出	△68	△79
無形固定資産の取得による支出	△199	△344
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,686	15,569
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	△131	△39
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,272	4,366
現金及び現金同等物の期首残高	8,784	4,512
現金及び現金同等物の期末残高	※ 4,512	※ 8,878

注記事項

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号。以下「業種別監査委員会報告第21号」という)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価があるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

決算日の為替相場により円換算しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

6. 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

(2) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号。以下「業種別監査委員会報告第21号」という）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価があるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

個人保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

決算日の為替相場により円換算しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

6. 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建のその他有価証券に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

9. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

(2) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益への影響は軽微です。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権	一百万円	一百万円
延滞債権	0	0
3か月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	—	—
計	0	0

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
一百万円	0百万円

3 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
31,907百万円	26,064百万円

4 関係会社に対する金銭債権の総額及び金銭債務の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
金銭債権	23百万円	116百万円
金銭債務	3	59

※5 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、次のとおりであります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
8百万円	24百万円

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、次のとおりであります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
12百万円	609百万円

- 6 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する事業年度末における今後の負担見積額は、次のとおりであります。なお、当該負担金は抛出した事業年度の事業費として処理しております。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
171百万円	144百万円

- ※7 保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき積み立てた責任準備金が、次のとおり含まれております。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
1,919百万円	1,879百万円

- ※8 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
期首残高	－百万円	－百万円
契約者配当準備金繰入額	－	164
期末残高	－	164

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引による費用の総額は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
46百万円	333百万円

- ※2 有価証券売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
株式等	38百万円	24百万円
外国証券	440	－
国債等債券	－	536
その他の証券	1,650	216

- ※3 有価証券売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
株式等	0百万円	－百万円
その他の証券	17	－

- ※4 前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)の支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は8百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は0百万円であります。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は15百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は597百万円であります。

※5 前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）の金融派生商品費用には評価損が461百万円含まれております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）の金融派生商品収益には評価損が185百万円含まれております。

※6 減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都港区他	保険営業等	自社利用のソフトウェア及び有形固定資産

当社は、保険営業等の用に供している固定資産について、保険営業全体で1つの資産グループとしております。

当事業年度において、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（605百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物97百万円、その他有形固定資産73百万円及びソフトウェア433百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都港区他	保険営業等	自社利用のソフトウェア及び有形固定資産

当社は、保険営業等の用に供している固定資産について、保険営業全体で1つの資産グループとしております。

当事業年度において、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（52百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、その他有形固定資産1百万円及びソフトウェア50百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,480,000	—	—	1,480,000
合計	1,480,000	—	—	1,480,000

(注) 自己株式はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,480,000	—	—	1,480,000
合計	1,480,000	—	—	1,480,000

（注）自己株式はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	当事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
現金及び預貯金勘定	4,512百万円	8,839百万円
その他の資産に含まれる預け金	—	39
現金及び現金同等物	4,512	8,878

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、生命保険契約の引受を行うことにより、保険契約者から保険料として収受した金銭等を有価証券を中心とした金融商品に投資し、資産運用を行っております。

生命保険事業を行ううえで、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように当社では資産及び負債の総合管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は有価証券が多くを占め、主に債券、投資信託から構成されております。保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の債券運用では、有価証券の過半を「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取り扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券として保有しており、一部の債券を満期保有目的及びその他有価証券として保有しております。他に国内外の投資信託をその他有価証券として保有しております。また特別勘定資産の有価証券はすべて売買目的有価証券として保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

この他デリバティブ取引として一般勘定における外貨建資産に対する為替リスクをヘッジする目的で為替予約取引を行っております。また、金利リスクをヘッジする目的として金利スワップション取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理諸規程を定め、これらに基づいて金融商品に係る取引を管理しております。金融商品に係る日常のリスク管理は取引の執行部門と事務部門がそれぞれ所管し、取り扱う金融商品の個別リスクの把握、評価、コントロール及びモニタリングを行い、その状況を投資委員会及び資産運用リスク管理小委員会に報告しております。また、リスク管理部門は、その状況が規程等に定められた要求を満たしているかモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告しております。資産運用リスク管理小委員会では、資産運用リスクに関する事項について検討、分析を行い、資産運用リスク管理上の方針や具体策をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会は、資産運用リスクを含む全社的なリスク管理状況の確認や審議のために開催され、取締役会等に必要な報告を行う体制となっております。

① 信用リスクの管理

当社では、資産運用関連諸規程において信用リスクに関する管理方法を定めております。保有する有価証券の発行体及び預金預入銀行の信用リスク並びにデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、信用状況及び投資残高を定期的に把握し、投資委員会及び資産運用リスク管理小委員会に報告しております。

② 市場リスク管理

(a) 金利リスクの管理

当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動リスクを減殺するために、特定の保険契約群に対応して責任準備金対応債券を設定し、債券のデュレーション（金利変動に対する債券価格変動の程度）と対応する保険契約群における責任準備金のデュレーションを一定の範囲でマッチングさせることとしております。

責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションの対応状況については、四半期毎に検証し、一般勘定資産全体の状況と併せて資産運用リスク管理小委員会及びリスク管理委員会に報告され、状況の確認及び今後の対応等の協議を行っております。

また、その他有価証券の金利変動リスクに対し、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

(b) 為替リスクの管理

当社では、外貨建ての有価証券に係る為替変動リスクに対し、為替予約取引を利用してヘッジしております。

(c) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクの管理に関しては、バリュー・アット・リスク（VaR）、市場感応度分析、ストレステスト等によりリスク量を計測し、投資委員会及び資産運用リスク管理小委員会に報告しております。

(d) デリバティブ取引

当社では、デリバティブ取引について、ヘッジ目的のみに利用を限定し、為替リスクに対しての為替予約取引並びに金利リスクに対しての金利スワップ取引を利用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
資産			
(1) 現金及び預貯金	4,512	4,512	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	30,103	30,103	—
満期保有目的の債券	14,975	14,996	21
責任準備金対応債券	51,908	57,022	5,113
その他有価証券	27,260	27,260	—
(3) 貸付金	573		
貸倒引当金	△0		
貸付金（貸倒引当金控除後）	573	573	—
資産計	129,333	134,468	5,135
デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	260	260	—

（*）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預貯金

預貯金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

市場価格のある有価証券は、決算日における市場価格によっております。市場価格のない有価証券は、取引先金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(3) 貸付金

貸付金は保険約款貸付であり、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められる組合財産で構成される組合出資金470百万円であり、上表の「(2) 有価証券」に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	4,512	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	60	160	—	—
外国証券	55	426	4,463	8,565
責任準備金対応債券				
国債	3,300	13,900	15,100	12,900
地方債	—	—	200	—
社債	—	2,000	100	3,537
その他有価証券のうち満期が あるもの				
社債	—	—	500	—
外国証券	—	2,750	—	—
合計	7,927	19,236	20,363	25,003

(*) 貸付金は返済期限を設けていない保険約款貸付のため、上表に含めておりません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、生命保険契約の引受を行うことにより、保険契約者から保険料として収受した金銭等を有価証券を中心とした金融商品に投資し、資産運用を行っております。

生命保険事業を行ううえで、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように当社では資産及び負債の総合管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は有価証券が多くを占め、主に債券、投資信託から構成されております。保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の債券運用では、その過半を「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取り扱い」

（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券として保有しており、一部の債券を満期保有目的及びその他有価証券として保有しております。他に国内外の投資信託をその他有価証券として保有しております。また特別勘定資産の有価証券はすべて売買目的有価証券として保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

この他デリバティブ取引として一般勘定における外貨建資産に対する為替リスクをヘッジする目的で為替予約取引を行っており、外貨建その他有価証券に対する部分については、ヘッジ会計を適用しております。また、金利リスクをヘッジする目的として債券先物オプション取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理諸規程を定め、これらに基づいて金融商品に係る取引を管理しております。金融商品に係る日常のリスク管理は取引の執行部門と事務部門がそれぞれ所管し、取り扱う金融商品の個別リスクの把握、評価、コントロール及びモニタリングを行い、その状況を投資委員会及び資産運用リスク管理小委員会に報告しております。また、リスク管理部門は、その状況が規程等に定められた要求を満たしているかモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告しております。資産運用リスク管理小委員会では、資産運用リスクに関する事項について検討、分析を行い、資産運用リスク管理上の方針や具体策をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会は、資産運用リスクを含む全社的なリスク管理状況の確認や審議のために開催され、取締役会等に必要な報告を行う体制となっております。

① 信用リスクの管理

当社では、資産運用関連諸規程において信用リスクに関する管理方法を定めております。保有する有価証券の発行体及び預金預入銀行の信用リスク並びにデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、信用状況及び投資残高を定期的に把握し、投資委員会及び資産運用リスク管理小委員会に報告しております。

② 市場リスク管理

(a) 金利リスクの管理

当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動リスクを減殺するために、特定の保険契約群に対応して責任準備金対応債券を設定し、債券のデュレーション（金利変動に対する債券価格変動の程度）と対応する保険契約群における責任準備金のデュレーションを一定の範囲でマッチングさせることとしております。

責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションの対応状況については、四半期毎に検証し、一般勘定資産全体の状況と併せて資産運用リスク管理小委員会及びリスク管理委員会に報告され、状況の確認及び今後の対応等の協議を行っております。

また、その他有価証券の金利変動リスクに対し、債券先物オプション取引を利用してヘッジしております。

(b) 為替リスクの管理

当社では、外貨建ての有価証券に係る為替変動リスクに対し、為替予約取引を利用してヘッジしております。

(c) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクの管理に関しては、バリュー・アット・リスク（VaR）、市場感応度分析、ストレステスト等によりリスク量を計測し、投資委員会及び資産運用リスク管理小委員会に報告しております。

(d) デリバティブ取引

当社では、デリバティブ取引について、ヘッジ目的のみに利用を限定し、為替リスクに対しての為替予約取引並びに金利リスクに対しての債券先物オプション取引を利用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
資産			
(1) 現金及び預貯金	8,839	8,839	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	24,121	24,121	—
満期保有目的の債券	14,426	14,487	60
責任準備金対応債券	42,749	46,993	4,243
その他有価証券	30,902	30,902	—
(3) 貸付金	446		
貸倒引当金	△0		
貸付金（貸倒引当金控除後）	446	446	—
資産計	121,486	125,790	4,303
デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(138)	(138)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	—

（*）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預貯金

預貯金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

市場価格のある有価証券は、決算日における市場価格によっております。市場価格のない有価証券は、取引先金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(3) 貸付金

貸付金は保険約款貸付であり、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められる組合財産で構成される組合出資金441百万円であり、上表の「(2) 有価証券」に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	8,839	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	160	—	—
外国証券	99	673	4,787	7,582
責任準備金対応債券				
国債	2,200	10,000	13,000	11,200
地方債	—	200	—	—
社債	700	1,400	—	3,341
その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	250	—	500	—
外国証券	—	2,750	—	—
合計	12,089	15,183	18,287	22,124

(*) 貸付金は返済期限を設けていない保険約款貸付のため、上表に含めておりません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

	当事業年度 (平成29年3月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	1,181

2. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	225	226	1
	国債	225	226	1
	外国証券	6,456	6,656	200
	外国公社債	6,456	6,656	200
	小計	6,681	6,883	202
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	8,293	8,112	△180
	外国公社債	8,293	8,112	△180
	小計	8,293	8,112	△180
合計		14,975	14,996	21

3. 責任準備金対応債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	46,628	51,924	5,295
	国債	42,073	47,188	5,115
	地方債	209	209	0
	社債	4,345	4,525	179
	小計	46,628	51,924	5,295
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,279	5,097	△181
	国債	3,965	3,783	△181
	社債	1,314	1,314	△0
	小計	5,279	5,097	△181
合計		51,908	57,022	5,113

4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	外国証券	2,550	2,500	50
	外国公社債	2,550	2,500	50
	その他の証券	22,383	21,892	491
	小計	24,933	24,392	541
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	496	500	△3
	社債	496	500	△3
	外国証券	750	752	△2
	外国公社債	249	250	△0
	外国その他の証券	500	502	△2
	その他の証券	1,079	1,081	△1
	小計	2,327	2,334	△7
合計		27,260	26,726	534

5. 売却した満期保有目的の債券

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
該当事項はありません。

6. 売却した責任準備金対応債券

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
該当事項はありません。

7. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	86	38	0
外国証券			
外国その他の証券	11,108	440	—
その他の証券	15,046	1,650	17
合計	26,241	2,130	18

当事業年度（平成30年3月31日）

1. 売買目的有価証券

（単位：百万円）

	当事業年度 （平成30年3月31日）
事業年度の損益に含まれた評価差額	268

2. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	公社債	163	164	0
	国債	163	164	0
	外国証券	6,323	6,553	230
	外国公社債	6,323	6,553	230
	小計	6,486	6,717	231
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	外国証券	7,940	7,769	△171
	外国公社債	7,940	7,769	△171
	小計	7,940	7,769	△171
合計		14,426	14,487	60

3. 責任準備金対応債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	36,685	41,001	4,315
	国債	33,135	37,243	4,108
	地方債	208	208	0
	社債	3,341	3,549	207
	小計	36,685	41,001	4,315
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	6,063	5,991	△72
	国債	3,947	3,875	△71
	社債	2,116	2,115	△0
	小計	6,063	5,991	△72
合計		42,749	46,993	4,243

4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	250	250	0
	社債	250	250	0
	外国証券	3,042	3,008	34
	外国公社債	2,531	2,500	31
	外国その他の証券	511	508	2
	その他の証券	5,115	4,919	195
	小計	8,408	8,178	230
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	497	500	△2
	社債	497	500	△2
	外国証券	792	801	△9
	外国公社債	249	250	△0
	外国その他の証券	542	551	△9
	その他の証券	21,203	21,334	△130
	小計	22,493	22,635	△142
合計		30,902	30,813	88

5. 売却した満期保有目的の債券

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

6. 売却した責任準備金対応債券

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
公社債			
国債	6,616	536	—
合計	6,616	536	—

7. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	34	24	—
その他の証券	8,161	216	—
合計	8,195	241	—

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	14,625	—	△56	△56
	ポンド売／米ドル買	400	—	△5	△5
合計		—	—	—	△61

（注）時価の算定方法

先物為替相場を使用しております。

(2) 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の 取引	金利スワップ取引				
	買建				
	固定支払・変動受取	14,118 (264)	—	321	57
合計		—	—	—	57

（注）1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. () 内はオプション料を記載しております。

3. 評価損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	14,032	—	△133	△133
	ポンド	468	—	△5	△5
合計		—	—	—	△139

(注) 時価の算定方法

先物為替相場を使用しております。

(2) 債券関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	債券先物オプション取引				
	買建				
	プット	5,313 (27)	—	0	△26
合計		—	—	—	△26

(注) 1. 時価の算定方法

市場の最終価格によっております。

2. () 内はオプション料を記載しております。

3. 評価損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係 る損益を認識す る方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	有価証券 (その他有価証券)	527	—	△0
合計			—	—	△0

(注) 時価の算定方法

先物為替相場を使用しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出年金制度への要拠出額は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
49百万円	47百万円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成29年 3月 31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年 3月 31日)
繰延税金資産	
保険契約準備金	1,226百万円
価格変動準備金	100
税務上の繰越欠損金	2,192
有形固定資産	58
無形固定資産	230
その他	24
小計	3,833
評価性引当額	△3,833
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	149
繰延税金負債合計	149

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年 3月 31日)
法定実効税率	28.2%
(調整)	
住民税均等割	0.5
評価性引当額の増減	△4.6
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.4

当事業年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
保険契約準備金	1,382百万円
価格変動準備金	118
税務上の繰越欠損金	139
有形固定資産	43
無形固定資産	212
その他	19
小計	1,916
評価性引当額	△1,770
計	146
繰延税金負債との相殺	△25
繰延税金資産の純額	121
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	24
その他	0
繰延税金負債合計	25
繰延税金資産との相殺	△25
繰延税金負債の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	28.2%
(調整)	
住民税均等割	1.8
評価性引当額の増減	△56.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△24.1

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

日本国内における生命保険事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

日本国内における生命保険事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

経常収益の10%以上を占める特定の顧客がないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

経常収益の10%以上を占める特定の顧客がないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	SBI損害保険株式会社	東京都港区	16,500	損害保険事業	-	社債の引受	社債の引受	500	有価証券社債	496
							利息の受取	13	その他資産未収収益	5

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

社債利率については市場金利等を勘案し、協議の上で決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIインシュアランスグループ株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	SBI損害保険株式会社	東京都港区	16,500	損害保険事業	-	社債の引受	社債の引受	-	有価証券社債	497
							利息の受取	15	その他資産未収収益	5
同一の親会社をもつ会社	SBIレミット株式会社	東京都港区	50	国際送金事業	-	与信取引先	債務保証	500	支払承諾見返	500
							保証料の受取	3	その他負債前受収益	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

社債利率については市場金利等を勘案し、協議の上で決定しております。

保証料は市場金利を基準として決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIインシュアランスグループ株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	14,496.43円
1株当たり当期純利益金額	493.02円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益金額 (百万円)	729
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	729
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,480,000

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	14,459.60円
1株当たり当期純利益	179.93円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益 (百万円)	266
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	266
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,480,000

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

附属明細表

事業費明細表

区分	金額 (百万円)
営業活動費	241
営業職員経費	—
募集代理店経費	241
選択経費	0
営業管理費	386
募集機関管理費	253
営業職員教育訓練費	—
広告宣伝費	133
一般管理費	2,653
人件費	1,045
物件費	1,596
寄附・協賛金・諸会費	16
負担金	11
合計	3,281

有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	0	0	0	0
その他の有形固定資産	—	—	—	1	0	0	1
有形固定資産計	—	—	—	2	0	0	2
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	68	0	1	68
無形固定資産計	—	—	—	68	0	1	68
長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額がいずれも資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

社債明細表

該当事項はありません。

借入金等明細表

該当事項はありません。

引当金明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4	4	0	4	4
価格変動準備金	358	65	—	—	424

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による取崩額であります。

資産除去債務明細表

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

b SBI少短保険ホールディングス株式会社の最近2事業年度に係る財務諸表
貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	155	165
その他	23	37
流動資産合計	179	203
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	2,472	2,472
その他	1	1
投資その他の資産合計	2,473	2,473
固定資産合計	2,473	2,473
資産合計	2,653	2,677
負債の部		
流動負債		
未払金	10	28
未払費用	0	0
未払法人税等	0	1
その他	1	3
流動負債合計	13	34
負債合計	13	34
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,001	1,001
資本剰余金		
資本準備金	1,574	1,574
資本剰余金合計	1,574	1,574
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	64	67
利益剰余金合計	64	67
株主資本合計	2,640	2,643
純資産合計	2,640	2,643
負債純資産合計	2,653	2,677

損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
営業収益				
関係会社受取配当金		50		—
関係会社経営管理料		13		85
営業収益合計		※1 63		※1 85
営業費用				
販売費及び一般管理費		※2 36		※2 81
営業費用合計		36		81
営業利益		27		4
営業外収益				
受取利息		0		0
その他		0		0
営業外収益合計		0		0
経常利益		27		4
税引前当期純利益		27		4
法人税、住民税及び事業税		0		1
法人税等合計		0		1
当期純利益		27		2

株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	651	651	651	37	37	1,339	1,339
当期変動額							
新株の発行	350	350	350			700	700
株式交換による増加		573	573			573	573
当期純利益				27	27	27	27
当期変動額合計	350	923	923	27	27	1,300	1,300
当期末残高	1,001	1,574	1,574	64	64	2,640	2,640

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,001	1,574	1,574	64	64	2,640	2,640
当期変動額							
当期純利益				2	2	2	2
当期変動額合計	—	—	—	2	2	2	2
当期末残高	1,001	1,574	1,574	67	67	2,643	2,643

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	27	4
受取利息及び受取配当金	△50	△0
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△1	△24
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△0	20
小計	△23	0
利息及び配当金の受取額	50	0
法人税等の支払額	△0	9
営業活動によるキャッシュ・フロー	25	10
投資活動によるキャッシュ・フロー		
敷金の差入による支出	△1	—
敷金の回収による収入	4	—
関係会社株式の取得による支出	△698	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△696	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	700	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	700	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	29	10
現金及び現金同等物の期首残高	126	155
現金及び現金同等物の期末残高	※ 155	※ 165

注記事項

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当事業年度より、消費税及び地方消費税の会計処理を税込方式から税抜方式に変更しております。この変更は、従来は免税事業者でありましたが、当事業年度より課税事業者となったことによるものです。これによる損益に与える影響はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1. 関係会社に対する営業収益は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
63百万円	85百万円

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料	14百万円	13百万円
業務委託費	3	2
関係会社支払経営管理料	—	46

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	26,041	28,310	—	54,351
合計	26,041	28,310	—	54,351

(注) 1. 普通株式の増加28,310株は、第三者割当増資による新株式の発行15,770株及び株式交換による新株式の発行12,540株であります。

2. 自己株式はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	54,351	—	—	54,351
合計	54,351	—	—	54,351

(注) 自己株式はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)における現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の「現金及び預金」と同額であります。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ(当社及び子会社)は、資金運用については、資産運用に係る社内規程に基づき、預金(外貨除く)及び国債等の有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入による資金の調達及びデリバティブの取引は予定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループにおける市場関連リスクや信用リスクについては、リスク管理に係る社内規程に従い、リスクの状況について、定期的にリスク管理の管掌部署及び取締役会等へ報告される体制としています。

定期預金については、「定期預金運用ガイドライン」に基づき、預金対象金融機関の対象先及び格付けを限定し、金利動向・利率・信頼性・利便性等を総合的に評価して決定する体制としています。さらに、中途解約の要件などを定め、定期的にモニタリングした結果をリスク管理の管掌部署等へ報告することとしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
現金及び預金	155	155	—
未払金	10	10	—
未払費用	0	0	—
未払法人税等	0	0	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ(当社及び子会社)は、資金運用については、資産運用に係る社内規程に基づき、預金(外貨除く)及び国債等の有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入による資金の調達及びデリバティブの取引は予定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループにおける市場関連リスクや信用リスクについては、リスク管理に係る社内規程に従い、リスクの状況について、定期的にリスク管理の管掌部署及び取締役会等へ報告される体制としています。

定期預金については、「定期預金運用ガイドライン」等に基づき、預金対象金融機関の対象先及び格付けを限定し、金利動向・利率・信頼性・利便性等を総合的に評価して決定する体制としています。さらに、中途解約の要件などを定め、定期的にモニタリングした結果をリスク管理の管掌部署等へ報告することとしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
現金及び預金	165	165	—
未払金	28	28	—
未払費用	0	0	—
未払法人税等	1	1	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員等の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
0百万円	0百万円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成29年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	101
その他	0
小計	101
評価性引当額	△101
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
受取配当金の益金不算入	△55.2
評価性引当額の増減	24.3
その他	3.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.4

当事業年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	100
その他	0
小計	100
評価性引当額	△100
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.9%
住民税均等割	21.4
評価性引当額の増減	△14.4
その他	△1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.2

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

当社は平成29年2月8日に、当社を株式交換完全親会社、日本少額短期保険株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行っております。

また、当社は平成29年2月8日に、現金を対価とする株式取得により、SBIリスタ少額短期保険株式会社を子会社としております。

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式交換完全親会社又は取得企業

名称：SBI少短保険ホールディングス株式会社

事業の内容：少額短期保険持株会社

株式交換完全子会社

名称：日本少額短期保険株式会社

事業の内容：少額短期保険業

被取得企業

名称：SBIリスタ少額短期保険株式会社

事業の内容：少額短期保険業

② 企業結合日

平成29年2月8日

③ 企業結合の法的形式

株式交換及び現金を対価とする株式取得

④ 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑤ 本株式交換及び株式取得の目的

SBIホールディングス株式会社を中心とするSBIグループの少額短期保険業を営む各社を当社に集約することで、管理機能集約によるコスト削減やシナジー効果による企業価値の向上を目的とするものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

日本国内における少額短期保険持株会社の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

日本国内における少額短期保険持株会社の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

営業収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の営業収益は、すべて子会社であるSBIいきいき少額短期保険株式会社に対するものであります。また、当社は単一セグメントであるため、当該営業収益に関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

営業収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の営業収益は、すべて子会社であるSBIいきいき少額短期保険株式会社、日本少額短期保険株式会社及びSBIリスタ少額短期保険株式会社に対するものであります。また、当社は単一セグメントであるため、当該営業収益に関連するセグメント名の記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	株式等の保有を通じたグループの統括・運営等	(被所有)間接 100	役員兼任	出向者人件費の受取 ※1	9	流動資産 その他	1
							増資による株式の発行 ※2	700	—	—
							現金を対価とする子会社株式の取得 ※3	695	—	—
							株式交換による子会社株式の取得 ※4	544	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 出向者の人件費負担額については、出向者の人件費等を基準として決定しております。

※2 発行時の当社の1株当たり純資産額を基礎として1株当たりの払込金額を決定しております。

※3 譲受価額は独立した第三者による株価算定を参考に協議の上、決定しております。

※4 株式交換比率は1株当たり純資産額を参考に協議の上、決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	SBIいきいき少額短期保険株式会社	東京都港区	36	少額短期保険業	(所有)直接 100	役員兼任	経営管理料の受取 ※1	13	—	—
							出向者人件費の受取 ※2	95	流動資産 その他	7
	SBIリスタ少額短期保険株式会社 ※3	東京都港区	1,744	少額短期保険業	(所有)直接 99.6	役員兼任	出向者人件費の受取 ※2	8	流動資産 その他	4

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 経営管理契約に基づき決定しております。なお、取引金額に消費税等は含まれておりません。

※2 出向者の人件費負担額については、出向者の人件費等を基準として決定しております。

※3 SBIリスタ少額短期保険株式会社が子会社となった平成29年2月8日以降の取引を記載しております。

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SBI リスタ少額短期保険株式会社 ※1	東京都港区	1,744	少額短期保険業	—	役員の兼務	出向者人件費の受取 ※2	49	—	—
	SBI インキュベーション株式会社	東京都港区	10	有価証券の保有等	—	なし	現金を対価とする子会社株式の取得 ※3	3	—	—
	SBI ファイナンシャルサポート株式会社	東京都港区	300	有価証券の保有等	—	なし	株式交換による子会社株式の取得 ※4	28	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 SBI リスタ少額短期保険株式会社の子会社となった平成29年2月8日より前の期間の取引を記載しております。

※2 出向者の人件費負担額については、出向者の人件費等を基準として決定しております。

※3 譲受価額は独立した第三者による株価算定を参考に協議の上、決定しております。

※4 株式交換比率は1株当たり純資産額を参考に協議の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBI ホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

SBI インシュアランスグループ株式会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。) 等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	SBI ホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	株式等の保有を通じたグループの統括・運営等	(被所有) 間接 100	出向者の転出等	出向者人件費の受取 ※1	16	流動資産 その他	1
親会社	SBI インシュアランスグループ株式会社	東京都港区	3,240	保険持株会社及び少額短期保険持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理契約の締結等	経営管理料の支払 ※2	46	流動負債 未払金	13

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 出向元における給与金額と出向割合を考慮し、人件費負担額を決定しております。

※2 親会社で発生したグループ会社の経営管理に関する費用を勘案して決定しております。なお、取引金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SBIいきいき少額短期保険株式会社	東京都港区	36	少額短期保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約の締結等	経営管理料の受取 ※1	30	流動資産 その他	8
							出向者人件費の受取 ※2	72	流動資産 その他	5
	日本少額短期保険株式会社	大阪市北区	190	少額短期保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約の締結等	経営管理料の受取 ※1	43	流動資産 その他	12
	SBIリスタ少額短期保険株式会社	東京都港区	1,744	少額短期保険業	(所有) 直接 99.6	経営管理契約の締結等	経営管理料の受取 ※1	11	流動資産 その他	3
							出向者人件費の受取 ※2	60	流動資産 その他	4

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 当社で発生したグループ会社に対する経営管理に関する費用を勘案して決定しております。なお、取引金額に消費税等は含まれておりません。

※2 出向元における給与金額と出向割合を考慮し、人件費負担額を決定しております。

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SBI損害保険株式会社	東京都港区	16,500	損害保険業	-	出向者の転出等	出向者人件費の受取 ※	22	流動資産 その他	2

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※ 出向元における給与金額と出向割合を考慮し、人件費負担額を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIインシュアランスグループ株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	48,579.25円
1株当たり当期純利益金額	892.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益金額(百万円)	27
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	27
普通株式の期中平均株式数(株)	30,290

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	48,631.24円
1株当たり当期純利益	51.98円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益(百万円)	2
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2
普通株式の期中平均株式数(株)	54,351

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

附属明細表

該当事項はありません。

② 平成29年3月期の連結業績について

当社は、平成29年3月31日付ですべての子会社を取得（株式交換を含む）しているため、平成29年3月期の連結業績には、各子会社の業績が含まれておりません。このため、参考として、平成29年3月期の各社の業績を結合した概況を下記のとおり記載しております。当該概況は、当社及び当社の子会社（以下、「対象会社」という。）の計算書類に記載されている経常収益等の合計から対象会社の間で行われた取引を相殺消去した業績情報（以下、「結合財務情報」という。）であります。

（結合財務情報）

（単位：百万円）

計上区分	SBIインシュアランスグループ株式会社	SBI損害保険株式会社	SBI生命保険株式会社	SBI少短保険ホールディングス株式会社	SBIいきいき少額短期保険株式会社	日本少額短期保険株式会社	SBIリスタ少額短期保険株式会社	対象会社の合計	相殺消去	相殺消去後の業績情報
経常収益	0	23,374	20,538	64	4,205	9,214	375	57,774	△126	57,647
経常費用（※1）	31	24,969	18,912	36	4,047	8,927	346	57,272	△76	57,196
経常損益	△31	△1,594	1,625	27	157	286	29	501	△50	451
特別利益（※2）	-	-	-	-	-	117	-	117	-	117
特別損失（※3）	-	3	661	-	-	1	-	666	-	666
税引前当期純損益	△31	△1,597	964	27	157	402	29	△47	△50	△97
法人税等合計	0	△46	235	0	46	109	△2	344	-	344
当期純損益	△31	△1,551	729	27	111	292	31	△392	△50	△442

（※1）SBI損害保険株式会社の経常費用には正味支払保険金16,215百万円、SBI生命保険株式会社の経常費用には解約返戻金8,979百万円が含まれております。

（※2）日本少額短期保険株式会社の特別利益には役員退職慰労引当金戻入益51百万円及び保険解約益51百万円が含まれております。

（※3）SBI生命保険株式会社の特別損失には減損損失605百万円が含まれております。

（結合財務情報作成のための前提となる事項）

結合財務情報は、当社が持株会社になる前の企業集団としての業績の概況を把握するために作成したものであり、当社が提出する独立した事業体の集団としての連結財務諸表とは異なるものであります。

また、結合財務情報の各対象会社の各金額は、各対象会社の計算書類に記載されているものであります。なお、SBIインシュアランスグループ株式会社の経常収益には営業外収益、経常費用には営業費用と営業外費用の合計を記載し、SBI少短保険ホールディングス株式会社の経常収益には営業収益と営業外収益の合計、経常費用には営業費用を記載しております。

（対象会社間取引明細）

結合財務情報の「相殺消去」欄に記載している金額は、以下の主な対象会社間取引を集計したものであります。

取引内容	会社名	計上区分	金額 (百万円)	会社名	計上区分	金額 (百万円)
社債利息の受取・支払	SBI生命保険株式会社	経常収益	13	SBI損害保険株式会社	経常費用	13
代理店手数料等の受取・支払	SBI損害保険株式会社	経常収益	8	SBIいきいき少額短期保険株式会社	経常費用	8
代理店手数料等の受取・支払	SBIいきいき少額短期保険株式会社	経常収益	40	SBI生命保険株式会社	経常費用	40
経営管理料の受取・支払	SBI少短保険ホールディングス株式会社	経常収益	13	SBIいきいき少額短期保険株式会社	経常費用	13
配当金の受取・支払	SBI少短保険ホールディングス株式会社	経常収益	50	SBIいきいき少額短期保険株式会社	(利益剰余金)	-

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店および全国各支店 （注）1 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店および全国各支店 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.sbiig.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 単元未満株式の買増し請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券届出書（新株予約権の発行）及びその添付書類

平成30年4月27日関東財務局長に提出

有価証券報告書及びその添付書類

第2期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）平成30年6月27日関東財務局長に提出

四半期報告書

第3期第1四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日）平成30年8月13日関東財務局長に提出

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年4月20日	SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ソフトバンクグループ株式会社 代表取締役会長兼社長 孫正義	東京都港区東新橋一丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	3,000	150,000,000 (50,000) (注)4.	所有者の事情及び資本政策による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成28年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、直近の純資産および直近の増資価格を参考として当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 平成30年6月26日開催の取締役会決議により、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成29年3月30日	平成30年5月31日	平成30年5月31日
種類	普通株式	2018年第1回新株予約権 (ストック・オプション)	2018年第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	128,400株	普通株式 25,000株 (注) 7.	普通株式 23,690株 (注) 7.
発行価格	50,000円 (注) 3. 7.	52,870円 (注) 4. 5. 7.	52,000円 (注) 4. 7.
資本組入額	25,000円	26,435円 (注) 7.	26,000円 (注) 7.
発行価額の総額	6,420,000,000円	1,321,750,000円	1,231,880,000円
資本組入額の総額	3,210,000,000円	660,875,000円	615,940,000円
発行方法	有償第三者割当	平成30年4月27日付の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成30年4月27日付の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2.	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所が定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成30年3月31日であります。
2. 同取引所が定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、当事者間の協議の上、当社設立時の株式発行価額に基づき決定しております。
 4. 新株予約権の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF方式(ディスカウント・キャッシュフロー方式)及び類似公開会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 5. 本新株予約権は新株予約権1個につき870円で有償発行しております。行使時の払込金額に870円を加算した金額を記載しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき52,000円 (注) 7.	1株につき52,000円 (注) 7.
行使期間	平成33年7月1日から 平成35年5月31日まで	平成32年6月1日から 平成35年5月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 平成30年6月26日開催の取締役会決議により、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝 資本金 81,681百万円	東京都港区六本木一丁目6番1号	株式等の保有を通じたグループの統括・運営等	128,400	6,420,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成30年6月26日開催の取締役会決議により、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

平成30年4月27日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行(新株予約権①)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
島津 勇一	東京都小金井市	会社役員	2,400	126,888,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社取締役、当社子会社代表取締役)
飯沼 邦彦	東京都八王子市	会社役員	2,400	126,888,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役)
大和田 徹	川崎市中原区	会社役員	2,200	116,314,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社取締役、当社子会社取締役)
乙部 辰良	東京都中野区	会社役員	2,000	105,740,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社代表取締役)
城戸 博雅	東京都杉並区	会社役員	1,500	79,305,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社取締役、当社子会社取締役)
鈴木 真也	東京都大田区	会社役員	1,500	79,305,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
五十嵐 正明	東京都港区	会社役員	1,500	79,305,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役、当社子会社取締役)
千葉 竜介	川崎市中原区	会社役員	1,300	68,731,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役)
新村 光由	川崎市麻生区	会社役員	1,300	68,731,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役)
大澤 祐一	さいたま市浦和区	会社役員	1,200	63,444,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
藤岡 和之輔	東京都目黒区	会社役員	1,000	52,870,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
高田 和弘	東京都板橋区	会社役員	1,000	52,870,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
上原 一晃	東京都町田市	会社役員	900	47,583,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
辻中 誠	横浜市都筑区	会社役員	800	42,296,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
松尾 茂	東京都杉並区	会社役員	800	42,296,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
称寝 大輔	横浜市中区	会社役員	800	42,296,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
川嶋 恒彦	東京都大田区	会社役員	800	42,296,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
渡邊 洋介	東京都西東京市	会社役員	800	42,296,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
木村 正重	川崎市高津区	会社役員	400	21,148,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
井上 久也	兵庫県宝塚市	会社役員	400	21,148,000 (52,870)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)

(注) 平成30年6月26日開催の取締役会決議により、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

平成30年4月27日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行(新株予約権②)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
早野 ぼんてんまる	東京都府中市	会社員	155	8,060,000 (52,000)	当社子会社従業員
樋口 健二	佐賀県鳥栖市	会社員	155	8,060,000 (52,000)	当社子会社従業員
渡部 雅浩	横浜市青葉区	会社員	155	8,060,000 (52,000)	当社子会社従業員
池山 徹	さいたま市中央区	会社員	155	8,060,000 (52,000)	当社子会社従業員
蒲生 正幸	横浜市都筑区	会社員	155	8,060,000 (52,000)	当社子会社従業員
山内 ななえ	東京都中野区	会社員	140	7,280,000 (52,000)	当社子会社従業員
遠藤 匡	大阪府吹田市	会社員	140	7,280,000 (52,000)	当社子会社従業員
作本 将希	大阪市天王寺区	会社員	140	7,280,000 (52,000)	当社子会社従業員
並木 譲平	神戸市西区	会社員	140	7,280,000 (52,000)	当社子会社従業員
小嶋 好明	埼玉県川口市	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
菊地 健	東京都品川区	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
柴山 英明	埼玉県戸田市	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
今井 祐一	東京都品川区	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
新井 浩司	神奈川県藤沢市	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
田淵 邦明	大阪府箕面市	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
高橋 和久	東京都三鷹市	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
杳名 俊一	川崎市中原区	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
松井 与志之	静岡県熱海市	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
阿部 祐二	東京都千代田区	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
来山 直弘	東京都杉並区	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
藤原 和夫	東京都西東京市	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
工藤 賢一	相模原市南区	会社員	135	7,020,000 (52,000)	当社子会社従業員
古本 拓也	東京都品川区	会社員	115	5,980,000 (52,000)	当社子会社従業員
飯野 拓哉	東京都練馬区	会社員	115	5,980,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐藤 功章	東京都杉並区	会社員	115	5,980,000 (52,000)	当社子会社従業員
柏原 一隆	東京都多摩市	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社従業員
松原 光徳	東京都渋谷区	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社従業員
秋本 孝司	東京都江東区	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社従業員
採田 祐治	千葉県浦安市	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社従業員
巴 浩一	東京都練馬区	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
新井 修	埼玉県川口市	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
坂本 太郎	千葉県柏市	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
伊藤 俊彦	東京都杉並区	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
八色 竜一	神奈川県鎌倉市	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
藤原 一典	大阪府吹田市	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
吉村 創平	福岡県筑紫野市	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
斎藤 喜茂	さいたま市中央区	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
谷元 仁	兵庫県宝塚市	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
村岸 康裕	広島市安佐南区	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
前田 多門	東京都港区	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
竹田 貴一	大阪市平野区	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
木山 秀則	大阪府吹田市	会社員	110	5,720,000 (52,000)	当社子会社従業員
工藤 美樹	東京都目黒区	会社員	105	5,460,000 (52,000)	当社子会社従業員
高橋 良	さいたま市南区	会社員	105	5,460,000 (52,000)	当社子会社従業員
村上 隼人	東京都豊島区	会社員	105	5,460,000 (52,000)	当社子会社従業員
足立 長門	東京都世田谷区	会社員	105	5,460,000 (52,000)	当社子会社従業員
下園 昌毅	千葉県市川市	会社員	105	5,460,000 (52,000)	当社子会社従業員
久保田 慶	東京都世田谷区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
近藤 伸司	東京都足立区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
恩田 環美	東京都世田谷区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
水野 優	東京都新宿区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
小倉 隆宏	東京都荒川区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
石川 功	川崎市麻生区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
山内 章弘	横浜市港北区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
谷田 晴彦	東京都世田谷区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
朝長 円	東京都文京区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
川谷 正樹	東京都練馬区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
河田 慎治	埼玉県入間市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
石渡 奏子	東京都品川区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
小川 喬	さいたま市南区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
掛越 匠	さいたま市桜区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
牧野 薫	千葉市美浜区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
山口 一成	神奈川県大和市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
村上 幸一	東京都国立市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
丹野 盛揮	東京都練馬区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
伊藤 健彦	千葉市美浜区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
柳 和善	茨城県日立市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
堀田 明裕	さいたま市緑区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
米村 亘騎	東京都世田谷区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
穂谷野 茂	東京都板橋区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
北村 聡	さいたま市北区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
太田 貴也	横浜市神奈川区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
出羽 健一	兵庫県西宮市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐藤 桂	東京都世田谷区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
梶澤 友弘	福岡県筑紫野市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
岡田 真弓	福岡市博多区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
壺井 智	佐賀県鳥栖市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 弥生	東京都大田区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
高田 良臣	神奈川県南足柄市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
村上 ゆみ	埼玉県川口市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
土屋 貴美子	埼玉県入間市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
菊島 久子	東京都目黒区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
中原 千晶	東京都杉並区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
高橋 昌也	東京都江東区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐藤 美保	横浜市緑区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
草野 舞	東京都渋谷区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
勝部 智子	相模原市緑区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
大塚 美穂子	東京都文京区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
西元 浩人	東京都新宿区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
市原 伸晃	千葉県市川市	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
神 由香	東京都渋谷区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐々木 重利	千葉市美浜区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
平野 英二	東京都杉並区	会社員	90	4,680,000 (52,000)	当社子会社従業員
花岡 泰治	千葉県流山市	会社員	75	3,900,000 (52,000)	当社子会社従業員
田戸 大介	千葉県市川市	会社員	75	3,900,000 (52,000)	当社子会社従業員
岸本 さち	東京都狛江市	会社員	75	3,900,000 (52,000)	当社子会社従業員
森園 浩二	東京都多摩市	会社員	75	3,900,000 (52,000)	当社子会社従業員
新井 伸江	東京都足立区	会社員	75	3,900,000 (52,000)	当社子会社従業員
渡邊 数也	埼玉県川越市	会社員	75	3,900,000 (52,000)	当社子会社従業員
吉元 晃明	東京都狛江市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
田中 裕徳	東京都足立区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
緒方 俊介	神奈川県厚木市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山下 能弘	東京都北区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
渡辺 巧	東京都東村山市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
舘 亘	東京都昭島市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
明石 智弘	横浜市緑区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
劉 誠	東京都中野区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
徳田 一葉	東京都大田区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
藤田 紀雄	さいたま市緑区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
畠山 朋子	東京都目黒区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
大澤 柳子	東京都練馬区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
関戸 真弓	さいたま市南区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
荒谷 昇司	横浜市泉区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
月山 寿南	東京都世田谷区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
星野 弘行	埼玉県戸田市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
久保 順子	東京都品川区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
横山 哲也	東京都中野区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 佳幸	東京都大田区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
小針 律子	埼玉県所沢市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
牧嶋 麻実	東京都目黒区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
羽生 雅一	川崎市麻生区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
友永 信行	さいたま市北区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
阿部 京子	東京都中央区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
金井 文男	千葉県我孫子市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡部 実	横浜市泉区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 茂夫	東京都江戸川区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
谷口 健二	千葉県柏市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
柴田 克也	さいたま市浦和区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
小林 直毅	東京都大田区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
和田 百合子	東京都世田谷区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
大西 陸貴	東京都稲城市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
奥野 知子	横浜市港北区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
萩野 徹大	東京都多摩市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
齊藤 綾子	東京都練馬区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
瀧澤 正揮	神奈川県三浦郡葉山町	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
田口 嘉信	埼玉県北足立郡伊奈町	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
宮島 栄治	東京都江戸川区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
坂本 和彦	東京都東村山市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
長松 哲人	さいたま市南区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
高梨 淳史	東京都江戸川区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
石田 哲也	東京都調布市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
三好 亜寿紗	東京都渋谷区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
伊藤 佳恵	埼玉県川口市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
重浦 麗文	東京都北区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
曾我 博之	千葉県我孫子市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
貝田 卓	千葉県松戸市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
阿久津 龍	千葉県花見川区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐野 大介	横浜市鶴見区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 育子	兵庫県宝塚市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
奥本 哲也	大阪市福島区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
前川 賢一	大阪市淀川区	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
平化 格	大阪府枚方市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
壺井 裕美	佐賀県鳥栖市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
山崎 日三夫	神奈川県海老名市	会社員	65	3,380,000 (52,000)	当社子会社従業員
増田 愛	東京都中野区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社従業員
佐藤 大輔	東京都品川区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 洵耶	横浜市青葉区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
渡辺 茉奈美	東京都練馬区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
宮嶋 紗弓	東京都文京区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
村田 えり子	東京都北区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
殿内 佳美	東京都中野区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
豊田 美奈子	東京都世田谷区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
滝浪 孝洋	東京都世田谷区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
北澤 美緒	川崎市中原区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
大森 寿宏	東京都杉並区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
高桑 嘉仁	東京都新宿区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
北湯口 千尋	東京都墨田区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
井口 夏子	東京都江戸川区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
金子 里衣	神奈川県逗子市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
周 少林	東京都世田谷区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
名護 慎	東京都豊島区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
伊瀬 智啓	東京都中野区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
大友 隆史	東京都杉並区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山口 加奈恵	埼玉県狭山市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
高橋 喜世子	東京都板橋区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
谷 香織	東京都新宿区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
荻原 範賢	東京都世田谷区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
小川 純平	東京都杉並区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐々木 徹	東京都新宿区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
野口 麻衣	東京都目黒区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
神田 歩	埼玉県熊谷市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
迎井 裕子	東京都杉並区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
若林 七海子	東京都目黒区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
小椋 容子	東京都港区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山本 貴子	川崎市中原区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
高相 わかな	東京都港区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
別府 美咲	川崎市多摩区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山本 真弘	川崎市中原区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
川島 智美	川崎市幸区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
谷 優子	東京都豊島区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
原 和幸	群馬県佐波郡玉村町	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
武田 菜都実	東京都江戸川区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐藤 きく枝	埼玉県川口市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
森谷 美香	横浜市青葉区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
境 哲也	東京都調布市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
原口 太一	東京都武蔵野市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
國崎 久美子	横浜市金沢区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
神園 弓香	東京都世田谷区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
吉村 麻理子	横浜市中区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
須田 智子	横浜市港北区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
松谷 麻里	横浜市青葉区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山城 綾乃	埼玉県和光市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐藤 謙真	茨城県土浦市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
寺倉 裕子	岐阜県大垣市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
太田 麻里江	東京都中野区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
土屋 愛乃	千葉県市川市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
木内 智彦	東京都杉並区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
藤田 尚	神奈川県藤沢市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
高橋 春樹	東京都武蔵村山市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
清水 隆行	東京都江戸川区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
上野 未来	横浜市港北区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
高井 富美子	東京都大田区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
井料 大貴	埼玉県所沢市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
小野口 陽介	東京都目黒区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
細沼 英夫	埼玉県川越市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
五十嵐 美穂	東京都練馬区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
林 知美	東京都世田谷区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
小関 里紗	横浜市青葉区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
古島 愛弓	千葉市中央区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
武田 千尋	東京都江戸川区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
中摩 有希	東京都目黒区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
石川 雅子	横浜市鶴見区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
澤田 太一	埼玉県狭山市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
高橋 麻理奈	東京都豊島区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山永 哲矢	横浜市港北区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
青柳 玲南	東京都北区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
岡部 ゆかり	東京都板橋区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
高橋 麻央	東京都武蔵村山市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
向後 一樹	川崎市多摩区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山崎 咲子	東京都新宿区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 麻美	茨城県取手市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
羽野 実希	神戸市東灘区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
江本 晶子	奈良県生駒郡平群町	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
北村 あゆみ	大阪市福島区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
澁江 美祝	大阪市北区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
三宅 理絵	大阪府吹田市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
工藤 善武	大阪市淀川区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
篠原 晶子	大阪市鶴見区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
中井 万里子	大阪府池田市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
齋藤 めぐみ	佐賀県鳥栖市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
富永 大輔	福岡市博多区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
片田 美恵子	福岡県春日市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
本田 加奈子	福岡市早良区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐藤 郁恵	福岡市南区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
田中 佳世子	佐賀県鳥栖市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 英梨	東京都西東京市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
濱田 美波	川崎市中原区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
浅井 弥生	埼玉県朝霞市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
村上 敦子	東京都狛江市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
常盤 実花	東京都杉並区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
照沼 達也	東京都文京区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山下 康	千葉県我孫子市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山口 久美子	横浜市金沢区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
清野 文子	東京都練馬区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
今泉 諒平	東京都国分寺市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
穴澤 里香	千葉県松戸市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小名木 香織	横浜市港北区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
本川 博幸	東京都八王子市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
中村 佳世子	川崎市高津区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
畝村 直弥	東京都練馬区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
大澤 秀丸	東京都武蔵野市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山内 陽子	神奈川県逗子市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
水谷 美香	大阪市淀川区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
池田 亜紀子	神奈川県逗子市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
住中 悠子	神奈川県藤沢市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
渡辺 汐	福岡市南区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
中嶋 康博	大阪府東大阪市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
堀川 有美	大阪市阿倍野区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
岩崎 信哉	大阪府吹田市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
高藤 彰彦	大阪府豊中市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山田 寿子	兵庫県尼崎市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
山下 剛	大阪府箕面市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
小野 寛人	千葉県富里市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
田中 昭浩	広島市安佐南区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
中村 圭太	仙台市青葉区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
藤井 俊彰	大阪府箕面市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
加藤 淳志	兵庫県川西市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
柳生 久枝	神戸市中央区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小山 恵	千葉県印西市	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
大谷地 千津子	東京都港区	会社員	50	2,600,000 (52,000)	当社子会社従業員
池内 秀美	東京都世田谷区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
清水 佳寿子	東京都西東京市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
橋本 靖子	さいたま市南区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
小島 睦美	東京都杉並区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
野津 彩佳	埼玉県越谷市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
宝崎 嘉子	神奈川県横須賀市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
大下 英子	東京都大田区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
古澤 朝子	東京都板橋区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
伊波 尚子	東京都世田谷区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 亮介	神奈川県座間市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
木村 奈月	東京都板橋区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
藤谷 伸也	東京都杉並区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
山口 真里奈	東京都墨田区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
和田 裕花	東京都狛江市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
阿部 枝理菜	東京都目黒区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
中島 健登	川崎市多摩区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
滝川 正博	東京都大田区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
島田 舞里子	東京都中野区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
永倉 あゆみ	埼玉県川越市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
高澤 佳子	埼玉県白岡市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡邊 眞里	さいたま市浦和区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐々木 祐未	東京都町田市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
富井 裕美	横浜市緑区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
公塚 愛	東京都杉並区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
近藤 弘子	東京都世田谷区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
齋藤 尚美	東京都板橋区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
杉崎 久仁夫	東京都新宿区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
後 知典	東京都中野区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
大越 沙織	川崎市高津区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
堀田 晴子	東京都新宿区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
橋本 陽介	川崎市多摩区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
小菅 由美野	東京都荒川区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
小田川 弘子	横浜市西区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
田村 詩織	千葉市緑区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
仲尾 理恵	東京都杉並区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
清水 千広	東京都杉並区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
中野 江里	東京都品川区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
清水 真実子	東京都杉並区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐藤 典子	東京都羽村市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
五十嵐 優	東京都小金井市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 佐季子	さいたま市浦和区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
土井 亜弓	東京都調布市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
神農 真紀	千葉県船橋市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
七海 朋彰	埼玉県入間市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
高橋 立	東京都豊島区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
三木 かおる	東京都世田谷区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
清水 亜由美	千葉県船橋市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
平塚 みつほ	茨城県結城市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
遠藤 亜美	東京都世田谷区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
竹安 美香	兵庫県丹波市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
中山 達貴	大阪市淀川区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
新谷 友理	大阪府高槻市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
菊池 真希	大阪市阿倍野区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
梶澤 絵莉子	福岡県筑紫野市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
小川 麻琴	川崎市高津区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
赤井 香緒里	堺市北区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
神田 和果	東京都中野区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
藤原 みき	東京都小金井市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
石井 舞	東京都杉並区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
設楽 寛美	東京都大田区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
竹内 祐子	東京都豊島区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 里奈子	千葉県柏市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
齋藤 陽子	東京都江戸川区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
阿部 恵美子	横浜市港北区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
井上 美穂子	東京都台東区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
林 恵	東京都港区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
田屋 紀子	東京都品川区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
今井 聖子	東京都狛江市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
前川 めぐみ	東京都小平市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
伊藤 玲子	東京都杉並区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 可理人	東京都墨田区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
小柴 博子	千葉県船橋市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
鈴木 直実	東京都文京区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
水田 奈那子	東京都杉並区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
米谷 賢	神戸市中央区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
古賀 渚	大阪府高槻市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
日野 友貴	福岡県福津市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
田中 里果	神戸市須磨区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
片山 美香	神戸市長田区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
西浦 也主子	奈良県宇陀市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
熊山 哲夫	広島市西区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
石井 朋太郎	東京都渋谷区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
松村 美帆	東京都大田区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
岩本 樹里	川崎市川崎区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
長橋 航平	千葉県市川市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
平 昭博	大阪市東淀川区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
吉本 智隆	大阪府箕面市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
西川 あすか	大阪府茨木市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
小田 愛子	広島市西区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
脇田 真吾	大阪府和泉市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
片岡 志保	京都府京田辺市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
長谷川 あすか	大阪府茨木市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
阪本 加恵	大阪市北区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
三好 裕美子	神戸市中央区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
玉置 文	大阪市福島区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
佐々木 香菜	東京都大田区	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員
土屋 沙織	東京都武蔵野市	会社員	35	1,820,000 (52,000)	当社子会社従業員

(注) 平成30年6月26日開催の取締役会決議により、平成30年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
SBIホールディングス株式会社 (注) 1.	東京都港区六本木一丁目6番1号	18,028,620	88.89
SBIファイナンシャルサポート株式会社(注) 1.	東京都港区六本木一丁目6番1号	701,910	3.46
ソフトバンクグループ株式会社 (注) 1.	東京都港区東新橋一丁目9番1号	90,000	0.44
島津 勇一(注) 3. 4.	東京都小金井市	72,000 (72,000)	0.36 (0.36)
飯沼 邦彦(注) 4.	東京都八王子市	72,000 (72,000)	0.36 (0.36)
大和田 徹(注) 3. 5.	川崎市中原区	66,000 (66,000)	0.33 (0.33)
乙部 辰良(注) 2.	東京都中野区	60,000 (60,000)	0.30 (0.30)
城戸 博雅(注) 3. 5.	東京都杉並区	45,000 (45,000)	0.22 (0.22)
鈴木 真也(注) 5.	東京都大田区	45,000 (45,000)	0.22 (0.22)
五十嵐 正明(注) 4. 5.	東京都港区	45,000 (45,000)	0.22 (0.22)
千葉 竜介(注) 4.	川崎市中原区	39,000 (39,000)	0.19 (0.19)
新村 光由(注) 4.	川崎市麻生区	39,000 (39,000)	0.19 (0.19)
大澤 祐一(注) 5.	さいたま市浦和区	36,000 (36,000)	0.18 (0.18)
藤岡 和之輔(注) 5.	東京都目黒区	30,000 (30,000)	0.15 (0.15)
高田 和弘(注) 5.	東京都板橋区	30,000 (30,000)	0.15 (0.15)
上原 一晃(注) 5.	東京都町田市	27,000 (27,000)	0.13 (0.13)
辻中 誠(注) 5.	横浜市都筑区	24,000 (24,000)	0.12 (0.12)
松尾 茂(注) 5.	東京都杉並区	24,000 (24,000)	0.12 (0.12)
称寝 大輔(注) 5.	横浜市中区	24,000 (24,000)	0.12 (0.12)
川嶋 恒彦(注) 5.	東京都大田区	24,000 (24,000)	0.12 (0.12)
渡邊 洋介(注) 5.	東京都西東京市	24,000 (24,000)	0.12 (0.12)
木村 正重(注) 5.	川崎市高津区	12,000 (12,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
井上 久也 (注) 5.	兵庫県宝塚市	12,000 (12,000)	0.06 (0.06)
早野 ぼんてんまる (注) 7.	東京都府中市	4,650 (4,650)	0.02 (0.02)
樋口 健二 (注) 7.	佐賀県鳥栖市	4,650 (4,650)	0.02 (0.02)
渡部 雅浩 (注) 7.	横浜市青葉区	4,650 (4,650)	0.02 (0.02)
池山 徹 (注) 7.	さいたま市中央区	4,650 (4,650)	0.02 (0.02)
蒲生 正幸 (注) 7.	横浜市都筑区	4,650 (4,650)	0.02 (0.02)
山内 ななえ (注) 7.	東京都中野区	4,200 (4,200)	0.02 (0.02)
遠藤 匡 (注) 7.	大阪府吹田市	4,200 (4,200)	0.02 (0.02)
作本 将希 (注) 7.	大阪市天王寺区	4,200 (4,200)	0.02 (0.02)
並木 譲平 (注) 7.	神戸市西区	4,200 (4,200)	0.02 (0.02)
小嶋 好明 (注) 7.	埼玉県川口市	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
菊地 健 (注) 7.	東京都品川区	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
柴山 英明 (注) 7.	埼玉県戸田市	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
今井 祐一 (注) 7.	東京都品川区	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
新井 浩司 (注) 7.	神奈川県藤沢市	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
田淵 邦明 (注) 7.	大阪府箕面市	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
高橋 和久 (注) 7.	東京都三鷹市	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
沓名 俊一 (注) 7.	川崎市中原区	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
松井 与志之 (注) 7.	静岡県熱海市	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
阿部 祐二 (注) 7.	東京都千代田区	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
来山 直弘 (注) 7.	東京都杉並区	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
藤原 和夫 (注) 7.	東京都西東京市	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
工藤 賢一 (注) 7.	相模原市南区	4,050 (4,050)	0.02 (0.02)
古本 拓也 (注) 7.	東京都品川区	3,450 (3,450)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
飯野 拓哉（注） 7.	東京都練馬区	3,450 (3,450)	0.02 (0.02)
佐藤 功章（注） 7.	東京都杉並区	3,450 (3,450)	0.02 (0.02)
柏原 一隆（注） 6.	東京都多摩市	3,300 (3,300)	0.02 (0.02)
松原 光徳（注） 6.	東京都渋谷区	3,300 (3,300)	0.02 (0.02)
その他350名	—	601,050 (601,050)	2.96 (2.96)
計	—	20,281,230 (1,460,700)	100.00 (7.20)

（注） 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

2. 特別利害関係者等（当社代表取締役）

3. 特別利害関係者等（当社取締役）

4. 特別利害関係者等（当社子会社代表取締役）

5. 特別利害関係者等（当社子会社取締役）

6. 当社従業員

7. 当社子会社従業員

8. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. （ ）内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

平成30年6月26日

S B I インシュアランスグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國本 望	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐竹 正規	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 誠	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B I インシュアランスグループ株式会社の平成28年12月19日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I インシュアランスグループ株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年6月26日

SBIインシュアランスグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國本 望	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐竹 正規	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 誠	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIインシュアランスグループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIインシュアランスグループ株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

SBIインシュアランスグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 國本 望 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐竹 正規 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSBIインシュアランスグループ株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、SBIインシュアランスグループ株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成30年6月26日

SBIインシュアランスグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國本 望	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐竹 正規	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 誠	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIインシュアランスグループ株式会社の平成28年12月19日から平成29年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIインシュアランスグループ株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年6月26日

SBI インシュアランスグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國本 望	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐竹 正規	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 誠	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBI インシュアランスグループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI インシュアランスグループ株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

